



近現代日本の青年教育と徴兵制—総力戦体制の構築と限界性—

笠松, 敬太

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2020-03-25

(Date of Publication)

2022-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7633号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007633>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

令和元年二月二日

近現代日本の青年教育と徴兵制
― 総力戦体制の構築と限界性 ―

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

笠松 敬太

序章

第一節 総力戦体制研究における陸軍現役将校学校配属令・青年訓練所の評価

一九二五年四月、陸軍現役将校学校配属令（以下、配属令と表記する）が実施され、中学校・高校・大学予科・専門学校に陸軍の現役将校が学校教練の指導員として配属されることとなった。また、一九二六年七月より青年訓練所制度が実施された。青年訓練所とは一六歳から二〇歳までの者に対して教練等の授業を行う教育機関である。

配属令および青年訓練所について、これまでの研究では第一次世界大戦後における陸軍の総力戦構想として位置付けられてきた。吉田裕氏は、世界的規模の帝国主義戦争として戦われた第一次世界大戦は、軍事のみならず、政治・経済・思想等の全能力を戦争目的に向かつて傾注する「総力戦」という新しい戦争形態を現出したと述べている（1）。瀨瀨厚氏は、「総力戦体制構築過程において実質的な主導権を握ることになった軍部、特に陸軍の国家総動員の構想の内容と、その実現過程を追究する」ことが必要だと述べている（2）。そして、第一次世界大戦後の総力戦段階に対応する新たな国民統合システムの構築過程について、先行研究では陸軍省の構想に関する分析がなされてきた。

配属令と青年訓練所については、吉田氏の「青年に対する軍国主義イデオロギーの注入を目的（3）」とする制度という評価や、瀨瀨氏の「軍部が国防イデオロギーを宣伝していくうえで絶好の媒体となっていく（4）」という評価が見られる。また、瀨瀨氏は配属令について、①軍部が教育の場であれば代替軍事教育を敢行し、そこにおける被教育者を実質的な潜在的兵力源としたいとする意向が働いていた、②宇垣軍縮によって大量の人員整理

の対象となった将校を温存し、戦時に際していつでも軍役に復帰できる準備をするための手段、であり、「教育を媒介にして軍の社会的基盤の拡大を図る」という、まさに巧妙な政策であった」と評価している（5）。

教育史の分野でも配属令・青年訓練所に関する研究が行われている。阿部彰氏は「現役将校の配属による学校教練の強化および青年訓練所の設置による勤労青年に対する入営直前の訓練体制の整備の、一連の『軍事教育』政策は、教育制度に対する軍部の積極的介入を承認し、その拡大強化をもたらすことになった点で我が国の教育制度史上重大な問題をはらむものであった（6）」と評価している。

このように、第一次世界大戦を契機に「総力戦」という概念が創出され、先行研究では配属令・青年訓練所は陸軍省の総力戦構想の一環として捉えられている。大江志乃夫氏が「兵役法体制は、義務教育―青年訓練・学校教練―軍隊教育―在郷軍人会と、学齢から満四〇歳までの男子を一貫して軍事的に組織する体制として成立した（中略）必任義務としての徴兵制とは、たんに青年を一定期間軍隊に徴集する制度ではなく、国家全体を軍事化する制度であった（7）」と述べているように、先行研究では、陸軍省が総力戦体制を構築していく過程については、陸軍省が影響力を拡大していく過程として描かれている。

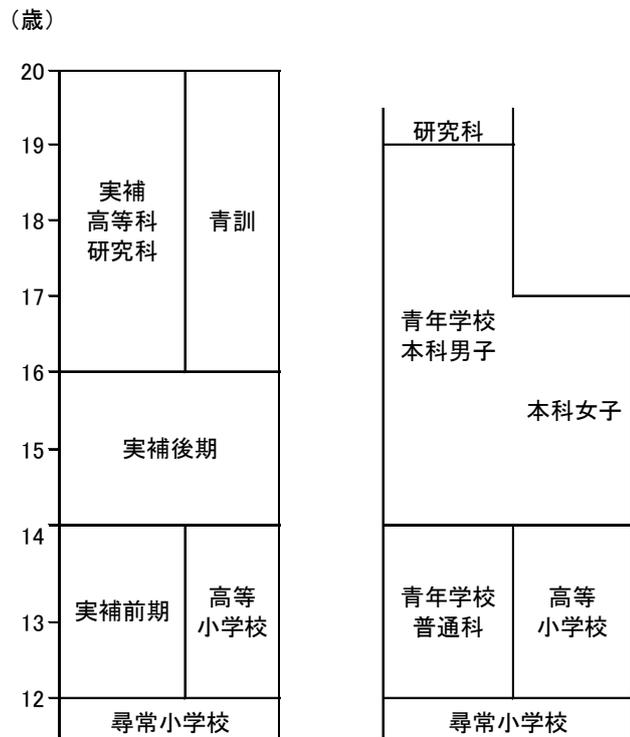
第二節 青年学校研究と総力戦体制研究

研究状況を見る前に、青年学校の概要について述べておく。青年学校とは、一九三五年に実業補習学校と青年訓練所が統合されてできた教育機関であり、尋常小学校卒業後、中等教育機関に通わない者を対象とされていた。また、青年学校に通う者は何等かの職業に従

ことが可能)。また、本科修了者を対象に研究科・専修科が示したものである。男女ともに受ける科目は修身及公民科・普通学科・職業科であり、家及裁縫科は女子のみを対象とした科目である。また、男女ともに体操が行われていたが、普通科男子および女子については体操科であり、本科男子の授業科目は体操科ではなく教練科となっていた。そして、本科を修了した男子には在営期間六ヶ月短縮の特典が与えられた。この特典によって、徴兵検査に合格して兵役に就くこととなった場合、通常であれば在営期間は二年であるところ、一年六ヶ月に短縮されることとなった。

図序-1 学校組織の変遷

■実業補習学校・青年訓練所 ■青年学校



日本近代史料研究会編『資料文政審議会 第3集』(明星大学出版部、1989年)をもとに作成。

事していた。青年学校は、一九三九年四月に男子のみ義務制が実施された。青年学校義務制の実施により、一九三九年から普通科男子第一学年から年を追って一学年ずつ実施され、一九四五年に本科第五学年の義務化によって完了されることとなった(8)。そして、一九四七年に学校教育法が制定され、青年学校は廃止された(9)。

について、歩兵装備の機械化にともない兵役者により多くの科学的知識を必要とするためだったと説明しており（14）、鷹野氏は、兵役年齢前の男子全てに教練を義務付けるものだったと述べている（15）。このように、青年学校義務制については、日中戦争における戦時動員との関わりから説明がなされている。

以上のように、青年学校に関する研究では、陸軍省の動向が重視されていることが見て取れる。配属令・青年訓練所が陸軍省の総力戦構想として先行研究で評価されていることはすでに述べた通りである。そして、阿部氏が「中等高等諸学校に配属された現役将校と青年訓練所の指導員となった在郷軍人は、教育制度中であつてしかも軍部の指導を受けつつその活動を展開した。そして、やがて青年学校の成立、男子に対する青年学校教育の義務制実施、学徒動員と、教育制度は青少年を軍事的に装備せしめて戦場に送り込む機能を強めることになった（16）」と説明しているように、青年学校は陸軍省が総力戦体制を構築していく過程の延長線上に位置付けられているのである。

第三節 青年学校と教育の機会均等

前節で述べた観点とは異なり、教育の機会均等の観点からも研究が行われている。現在ののように、戦前の中等教育は義務化されていたわけではなく、尋常小学校卒業後、中等教育を受けたい者に対して教育の機会を付与する機関として青年学校が存在していた。赤塚康雄氏は「青年学校は軍部の要求によって発足し、ファシズムと戦争遂行の必要から義務化された、といわれている。もちろん、そこで展開された教育も、ファシズム浸透のため露ばらしいの役割を担ってきたとみなされ」ており、「そうした研究方法なり目的だけを採

用してきたことは、他の側面を見落とすという弱点を生み、したがって、青年学校の全体像を明らかにし得ない限界を絶えず持っていたことを忘れてはならない」と、陸軍省の総力戦構想に着目してきた従来の研究を批判している(17)。そして、赤塚氏は青年学校の機会均等運動を分析している。機会均等運動とは青年学校を中等教育機関に昇格させることを目的とした運動のことであり、赤塚氏は戦前・戦中・戦後においてこのような要求があったことを明らかにしている。そして、赤塚氏は、機会均等運動が新制中学校成立の基盤としての役割を果たしたと評価している(18)。赤塚氏の研究は、陸軍省の総力戦構想を重視する研究への批判であり、また戦前・戦後を断絶するものとして捉える研究に対するアンチテーゼとしての面も有していた(19)。赤塚氏は次のように述べている。

教育を含めて、戦後日本の改革は、連合国軍による日本占領のもとに実施されていたものであり、教育改革も占領政策の一環に過ぎない、というのが今日の一般的な評価である。連合国軍といっても、実質はアメリカの単独占領であった。ここから、新制中学校も、占領軍によるアメリカ学制の強制的移入の結果、成立したに過ぎない、との考えが導き出される。(20)

戦前・戦時と戦後を断絶するものとして捉えた場合、戦後教育改革は単にアメリカの教育制度を導入したものと捉えることができる。しかし、赤塚氏は「中国が、日本に二〇数年先がけて、一九二二年に六・三・三学校制度をアメリカから採り入れた戊戌学制は、失敗に帰している」と言及した上で「戦後教育改革における新制中学校の成功は、少なくとも、日本側に何らかの条件の備っていたことを予測し得よう」と述べている(21)。赤塚氏は、新制中学校制度が成立した背景には、アメリカによる戦後教育改革を受け入れる素地

が日本側にあり、青年学校の教育の機会均等運動がその役割を果たしたと評価している。大内裕和氏も戦前・戦時と戦後の連続性に注目している。大内氏は東京帝国大学教授の阿部重孝の構想に着目している。大内氏は、阿部が青年学校を中等教育へ格上げし、中等教育への広汎な参加を構想していたことを明らかにした上で、戦後の新制中学校について、戦時体制期に準備されていたものが戦後に引き継がれたと評価している(22)。また、一九三九年の青年学校義務制を「教育機会の大いなる拡充(23)」と、教育の機会均等が実現したものと捉えている。

福嶋寛之氏は、大内氏に対して、一九三九年の青年学校義務制の実施以降しか分析しておらず、それ以前については考察が及んでいないことを批判している。そして、「教育の機会均等」という理念は第一次世界大戦後に社会教育を提唱した文部官僚によって提起されたものだと言明した上で、一九三九年の青年学校義務制の構想そのものは一九三五年の青年学校制度の成立時点においてすでに提起されたものであることを明らかにしている(24)。このように、青年学校は中等教育を受けられることのできない者を対象とした教育機関であることから、教育の機会均等を保障するものと捉えられ、戦後の新制中学校に連なるものとして位置付けられている。また、青年学校義務制については、教育の機会均等の構想が実現したものと評価されている。

第四節 本書の課題

以上、研究状況を概観したが、青年学校については、①陸軍省の総力戦構想、②教育の機会均等、という二つの観点からの研究があることを確認した。本節では、これまでの研

究では何が明らかにされていのかを検討した上で、本書の課題を述べる。

一点目は、なぜ配属令・青年訓練所に在営期間短縮の特典が付随したのかということについて考察がなされていないことである。配属令・青年訓練所制度では、教練を受けさせることの他に、教練を受けた者に在営期間短縮の特典を付与することも定められていた。阿部氏は配属令について、「軍縮、在営年限短縮という世界的傾向に歩調を合わせながらそれによって実質的に軍事力を低下させないよう『国民訓練又ハ軍事予備教育』を拡充、強化」するためのものだったと説明している(25)。すなわち、在営期間を短縮する代わりに兵營の外で教練を行うということであり、その後の研究でも概ね同様の説明がなされている(26)。しかし、陸軍省は精兵主義すなわち兵士の質を重んじており(27)、在営期間短縮は兵士の質の低下を招くものであった。加藤陽子氏は、在営期間短縮によって兵士の質が低下するのを防ぐための施策が配属令と青年訓練所であったと評価しているが(28)、そもそもなぜ陸軍省が在営期間短縮に着手したのかという点で疑問が残る。本書で検討するように、陸軍省は必ずしも学校で行われている教練の効果を信頼していたわけではなく、むしろ懐疑的であった(第一章・第二章)。そのため、兵營外で教練を行う代わりに在営期間短縮を行うという説明では、在営期間短縮が付随した理由としては不十分である。このように、先行研究では在営期間短縮が付随したことが自明視されている。その理由として、文部省の動向が等閑視されていることを挙げることができる。配属令は、中等以上の教育機関に陸軍の現役将校を学校教練の指導員として配属することを定めたものであり、青年訓練所は文部省社会教育局が所管する教育機関である。そのため、配属令・青年訓練所については、文部省の動向を検討する必要がある。また、在営期間短縮は陸軍省の

独断によつてではなく、文部省との協議を経て決定されたものであった。そして、陸軍省と文部省との間でいかなる協議がなされたのか、文部省がいかなる見解を有していたのかを検討することにより、陸軍省がいかなる状況の中で在営期間短縮に着手したのかについて考察することを一点目の課題とする。この作業を通して、総力戦体制の構築過程を明らかにする。

二点目は、従来の研究では、陸軍省の総力戦構想の内実を明らかにすることが重視されるあまり、構想がどの程度実現されたのか、あるいはされなかつたのかということについての検討が不十分なことである。陸軍省は「国民皆兵」という考えを有していた。一九一〇年一月当時、陸軍省軍務局軍事課長だった田中義一は、日露戦争では師団の予測を上回る消耗の結果、補充部隊としての後備師団も投入する事態を招いたことから、平時から潜在的兵力源の確保を必要とする観点より、在郷軍人会を設置した⁽²⁹⁾。また、田中は「欧州戦争が吾々に教へたところの第一は、今後の戦争といふものは、これまでと異つて、単に軍隊と軍隊、軍艦と軍艦との戦といふやうなものでなく、国民全体の戦争である⁽³⁰⁾」と、第一次世界大戦の教訓から、今後の戦争が総力戦となることを説いていた。

田中は在郷軍人会だけでなく、青年団も総力戦体制の構築に必要と考えた。田中は一九一四年二月から八月にかけて欧州を視察しており、ドイツの青年教育をもとに、青年団を統合する必要性を認識した。そして、田中は徴兵検査対象年齢である二〇歳までの男子を青年団員とし、それ以上の者を在郷軍人会に所属させることを企図していた⁽³¹⁾。そして、田中は「国民皆兵」という考え方について次のように述べている。

国民皆兵といふものは、何人も武器を提げて国難に赴かねばならぬと云ふ精神である

から、此觀念の普く徹底する為にも亦實際各自に其覚悟を為さしむると云ふことが必要である。故に各中等程度以上の諸学校に於ては勿論、各青年団隊にも武器の使用法と射撃の仕方は是非共心得さすべき者であると考へる。学校以外の青年団隊に於ては、必要に応じ在郷軍人会と協同して実施すれば便宜であると思ふ(32)

陸軍省は徴兵されるか否かに関わりなく、全ての男子は軍事に関する知識・技能を身に付けて置く必要があると考へており、青年訓練所は、陸軍省の「国民皆兵」構想が制度として実現したものであった。しかし、青年訓練所の生徒数は開設された一九二六年が最多であり、その後は減少している(表序―2参照)。陸軍省軍務局徴募課の田尻利雄は、一九三四年二月二〇・二一日に行われた帝国教育主宰の実業補習学校・青年訓練所連合教育大会において、「現在の青年中、十六才より二十歳までのもの総数二百二十万。その中青訓に通へるものは百万。即ちなほ半数以上を收容せねばならぬのである(33)」と、青年訓練所の就学該当者のうち約半数しか通っていない状況を懸念している。陸軍省の「国民皆兵」の理念は達成されたとは言えないだろう。吉田氏は、青年訓練所の出席率が低いことを指摘した上で、「青年訓練所自体、軍部官僚によつて期待された国民統合上の機能を十分に果たしてはいない」と述べている(34)。瀨瀬氏も青年訓練所について、「軍部の期待に反し生徒数自体は年々減少していく傾向にあった(35)」と述べている。このように、吉田氏と瀨瀬氏は、青年訓練所の就学状況が不振であったことを把握しているが、不振だった理由については考察していない。就学状況の不振については、青年学校に関する研究でも指摘されている。久保義三氏は都市部の青年学校の就学状況が不振であると述べるのみであり、その理由については考察していない(36)。このように、青年訓練所および青年学校で

目されてこなかった青年訓練所・青年学校について、文部省にとっていかなる意義があったのかを明らかにした点で重要である。しかし、福嶋氏も従来の研究と同様、実際の就学状況がいかなるものであったのか、また、文部省がどのようにして改善を試みたのかということについては検討していない。このように、先行研究では青年学校の就学状況については検討がなされていない。就学状況の実態を検討することによって、陸軍省の「国民皆兵」の理念および文部省の教育の機会均等の理念の限界性を明らかにすることを二点目の課題とする。この課題について検討を行うことにより、一九三九年の青年学校義務制の成立について歴史的位置付けを行う。

以上の二点の課題について検討を行うことにより、総力戦体制の構築過程と限界性について考察を行うことが本書の目的である。

第五節 本書の構成

前節で述べた課題を検討するに当たり、本書では以下のように議論を進めていく。第一章では師範学校卒業生の在営期間変更問題を取り上げる。師範学校卒業生の在営期間は六週間現役兵制―一年現役兵制―短期現役兵制（在営期間五ヶ月）と数次に亘って変更がなされた。第一章ではそのうち一年から五ヶ月へと変更される過程を取り上げる。配属令については、陸軍省にとって軍縮によって生じた失職将校救済の面があったことが明らかにされているが（41）、成立過程の全体像は必ずしも明らかにされたとは言えない。第一章では、師範学校卒業生の在営期間が一年現役兵制から短期現役兵制へと変更される過程が配属令の成立とどのように関わるのかについて考察する。

第二章では青年訓練所に着目する。青年訓練所は、阿部氏が陸軍の教育に対する積極的介入と評しているように、陸軍省の総力戦構想の一環として位置付けられている。しかし、なぜ在営期間短縮の特典が付随することとなったのかについては考察がなされていない。第二章では、この問題について考察をする。

第三章では、実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校制度が成立する過程に着目する。従来の研究では、青年学校は陸軍省の意向が大きく反映された教育機関と評価されているが、文部省の動向については十分な検討がなされていない。そのため、従来の研究での評価については改めて検討する余地があると筆者は考える。青年学校制度が成立過程を分析することにより、文部省の意向が青年学校制度の特質にいかなる影響を与えたのかについて考察する。

第四章では青年学校義務制が成立する過程を検討する。従来、日中戦争期の戦時動員との観点より青年学校義務制に関する研究が進められてきたが、文部省が青年学校義務制を必要とした社会背景については明らかにされていない。そして、文部省が青年学校義務制を必要とした社会背景はいかなるものだったのか、また文部省や学校関係者が採った就学者数を増やすための施策がいかなる点で限界性があつたのかを明らかにする。

注

(1) 吉田裕 「第一次世界大戦と軍部」(『歴史学研究』四六〇、一九七八年) 三六頁。

(2) 額瀨厚 『総力戦体制研究』(三一書房、一九八一年、のち社会評論社より二〇一〇年に復刊) 一八頁。本書では二〇一〇年の復刊本を使用した。

- (3) 吉田裕 「昭和恐慌前後の社会情勢と軍部」(『日本史研究』二一九、一九八〇年) 四九頁。
- (4) 瀧瀬前掲『総力戦体制研究』一四八頁。
- (5) 瀧瀬前掲『総力戦体制研究』一四九―一五五頁。
- (6) 阿部彰 『文政審議会の研究』(風間書房、一九七五年) 二五一頁。
- (7) 大江志乃夫 『徴兵制』(岩波新書、一九八一年) 一三九頁。
- (8) 文部省編 『学制百年史』(帝国地方行政学会、一九七二年) 六一三―六一四頁。
- (9) 文部省編前掲 『学制百年史』 六九三頁。
- (10) 阿部前掲 『文政審議会の研究』 三二八頁。
- (11) 八本木浄 『兩大戦間の日本における教育改革の研究』(日本図書センター、一九八二年) 一三七頁、一六六頁。
- (12) 鷹野良宏 『青年学校史』(三一書房、一九九二年) 一二六頁。
- (13) 米田俊彦 『教育審議会の研究 青年学校改革』(野間教育研究所、一九九五年) 三九頁。教練開始年齢の低下について、八本木氏は、陸軍省の「兵役年限短縮に関する年齢制限を緩和する意向」にもとづく措置と考えている(八本木前掲『兩大戦間における教育改革の研究』)。このように、米田氏と八本木氏とは事実関係について認識が異なっているが、筆者は米田氏の認識に誤りがあるものと考ええる。詳細は本書第三章にて検討する。
- (14) 久保前掲 『日本ファシズム教育政策史』 三五七頁。
- (15) 鷹野前掲 『青年学校史』 一六二頁。

- (16) 阿部彰『文政審議会の研究』二七〇―二七一頁。
- (17) 赤塚康雄『新制中学校成立史研究』(明治図書、一九七八年)九三頁。
- (18) 赤塚前掲『新制中学校成立史研究』一一頁。
- (19) 矢川徳光氏は戦前の教育を「軍事的封建的」と捉えているのに対し、戦後の教育を「民主主義的」と捉えている(矢川徳光『日本教育の危機』新評論社、一九五三年、二四頁)。
- (20) 赤塚前掲『新制中学校成立史研究』七―八頁。
- (21) 赤塚前掲『新制中学校成立史研究』八頁。
- (22) 大内裕和「教育における戦前・戦時・戦後」(山之内靖・ヴィクター・コシユマン・成田龍一編『総力戦と現代化』柏書房、一九九五年)二三〇―二三二頁。
- (23) 大内前掲「教育における戦前・戦時・戦後」二三―三二頁。
- (24) 福嶋寛之「社会教育官僚の登場」(『九州史学』一二九、二〇〇一年)一九―二〇頁。
- (25) 阿部前掲『文政審議会の研究』二七六頁。
- (26) 例えば、加藤陽子氏は、現役兵一人の在営期間を短縮させつつ、一年の徴集人員を増やすことによつて「多兵主義」が導入されたと説明している(加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、一九九六年、二六五頁)。
- (27) 吉田前掲「第一次世界大戦と軍部」。
- (28) 加藤前掲『徴兵制と近代日本』二六五頁。
- (29) 瀨瀬前掲『総力戦体制研究』一三九―一四〇頁。
- (30) 田中義一『欧洲大戦の教訓と青年指導』(新月社、一九一八年)七〇頁。

- (31) 瀨 瀨前掲『総力戦体制研究』一四四頁。
- (32) 田中義一『社会的国民教育』（博文館、一九一五年）一三〇―一三一頁。
- (33) 『帝国教育』六四六、一九三四年四月一日、六四頁。
- (34) 吉田前掲「昭和恐慌前後の社会情勢と軍部」四九―五〇頁。
- (35) 瀨 瀨前掲『総力戦体制研究』一四九頁。
- (36) 久保義三『日本ファシズム教育政策史』（明治図書、一九六九年）三五八頁。
- (37) 福嶋寛之「一九二〇年代の『教育の機会均等』論」（『史学雑誌』一一一―六、二〇〇二年）一―二頁。
- (38) 福嶋前掲「社会教育官僚の登場」三二頁。
- (39) 福嶋前掲「一九二〇年代の『教育の機会均等』論」一五―一七・二五頁。
- (40) 福嶋前掲「一九二〇年代の『教育の機会均等』論」二六頁。
- (41) 例えば、阿部前掲『文政審議会の研究』、瀨 瀨前掲『総力戦体制研究』がある。

はじめに

師範学校を卒業した男子は当初、兵役が免除されていたが、一八八九年十一月の徴兵令改正により、病人やその他不適格者を除いて六週間の兵役に就くことになった（六週間現役兵制）（1）。この制度は、小学生に対して兵役が国家に対する重要な義務であることを教えるために設けられたものであった。

六週間現役兵制はその後、一九一八年徴兵令改正によって一年現役兵制へと改正された。六週間現役兵制について、菊池邦作氏と大江志乃夫氏は、六週間という通常の兵役と比べると非常に短い在営期間を目当てに師範学校へ通う者がいたことを指摘しており（2）、遠藤芳信氏と佐々木尚毅氏は、費用負担軽減の観点より、師範学校卒業生の在営期間は6週間という非常に短いものになったことを明らかにしている（3）。

一年現役兵制への改正については、第一次世界大戦との関係から研究がなされている。平原春好氏は、陸軍省は第一次大戦直後の軍事上の進歩に伴い、六週間では軍人としての素養を与えることができないと考えたため、在営期間を一年に延長したと説明しており（4）、加藤陽子氏は、六週間現役兵制の改正は欧州諸国の動向を踏まえた陸軍省の意思でなされたものだとして評価している（5）。以上のように、兵役忌避に関する菊池氏・大江氏の研究および、第一次世界大戦との関連に着目した平原氏・加藤氏の研究によって、六週間現役兵制から一年現役兵制へと変更された背景は明らかにされている。しかし、師範学校卒業生の在営期間はその後、一年現役兵制から在営期間五ヶ月の短期現役兵制へと短縮さ

れた。本稿では一年現役兵制から短期現役兵制へと変更される過程に焦点を当てる。

一九二五年四月に陸軍現役将校学校配属令が実施され、陸軍の現役将校が学校教練の指導員として中等以上の教育機関へ配属された（以下、陸軍現役将校学校配属令を配属令と表記する）。これに先立ち、一九二五年二月に陸軍省と文部省との間で「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」が交わされ、陸軍の現役将校を学校教練の指導員とすることの他に、師範学校卒業生の在営期間を五ヶ月に短縮することが取り決められた（6）。

そして、一年現役兵制から短期現役兵制への変更については、配属令との関連から研究がなされている。配属令の実施に伴って兵役上の特典が拡大されたことについては、平原氏の「これは、現役将校が担当する教練を受けた学生生徒は、そうでない学生生徒よりも頼むに足り、現役兵として服役して受けるべき訓練の幾分かをすでに済ましているという解釈に立って認められた特例措置（7）」という評価や、加藤氏の「中等以上の学校に、現役将校を配属したことによって、生徒の質の向上が図られたから（8）」という評価が見られる。しかし、後述するように、一九一八年徴兵令改正に関する帝国議会の審議では、陸軍の現役将校を学校教練の指導員とすることを根拠に在営期間短縮の要求がなされたが、要求は通らなかつた。この事実を鑑みたとき、平原氏と加藤氏の説明では不十分である。そして、なぜ師範学校卒業生の在営期間が短縮されたのかという問題については、他の要因を検討する必要があると筆者は考える。

ところで、配属令については、第一次世界大戦後における陸軍省の総力戦構想との関わりから研究が進められてきた。阿部彰氏の陸軍による教育への積極的介入という評価や（9）、瀨瀨厚氏の「軍部が教育の場でいわば代替軍事教育を敢行し、そこにおける被教育

者を実質的な潜在的兵力源としたいとする意向が働いていた(10)」という評価が見られる。大江氏は、陸軍省が「義務教育―青年訓練・学校教練―軍隊教育―在郷軍人会と、学齡から満四〇歳までの男子を一貫して軍事的に組織する体制」を構築したと言及した上で、そのような体制を「国家全体を軍事化する制度」だったと評している(11)。このように、先行研究では、配属令を「国家全体を軍事化する制度」の一環と位置付けている点で一致している。しかし、瀨瀬氏は、在営期間が短縮された理由については考察していない(12)。阿部氏と加藤氏は、配属令は在営期間短縮によって軍事力が低下しないようにするための施策だったと説明しているが(13)、そもそもなぜ師範学校卒業生の在営期間が短縮されることになったのかという問いに答え得るものではない。

在営期間短縮の役割については、加藤氏は青年訓練所をもとに考察している。青年訓練所とは一九二六年七月より実施された中等教育を受けていない一六歳から二〇歳までの男子を対象とする教育機関であり、修了者には在営期間六ヶ月短縮が認められた。加藤氏は、「中等学校以上の在学者には一年志願兵制があり、師範学校生徒には六週間現役兵制という特例があった」と言及した上で、青年訓練所の在営期間短縮の意義について、「中流以上の青年のみに認められていた在営年限短縮の特典を、普通の青少年にまで拡大均霑したところにあった」としている(14)。加藤氏はさらに「負担の公平化で、人々の不満や憎悪や嫉妬は癒されてしまう(15)」と、兵役負担の公平性を保つことは、徴兵制に対する不満を緩和するため必要だったと述べている。しかし、一年現役兵制から短期現役兵制への変更は、師範学校へ通う者とそうでない者との兵役上の格差を拡大するものであり、徴兵制に対する不満を高める可能性があった。そのため、なぜ陸軍省は徴兵制に対する不満を惹

起するような政策を実施したのかという疑問が生じるだろう。

先行研究を見てきたが、いずれの研究においても一年現役兵制から短期現役兵制へと変更された理由について、説得力のある見解を提示できていないのである。その原因として、文部省の動向が等閑視されていることを挙げることができる。師範学校は文部省所管の教育機関であり、配属令の実施と在営期間短縮は、陸軍省の独断によってではなく、文部省との協議を経て決定されたものである。そのため、一年現役兵制から短期現役兵制へと変更される過程を明らかにするためには、文部省の動向を分析することが必要である。

本稿では、師範学校卒業生の在営期間が一年現役兵制から短期現役兵制へと変更される過程の全体像を把握することにより、文部省が配属令Ⅱ「国家全体を軍事化する制度」の構築にいかなる役割を果たしたのかについて考察することを課題とする。

文部省の動向を検討するに当たり、以下の二点に着目する。一点目は、一年現役兵制と師範学校の入学志願者との関係についてである。師範学校には兵役負担の軽減を目標にする者がいたが、別の見方をすれば、兵役上の特典が入学志願者の増加に寄与していたということであり、六週間現役兵制から一年現役兵制への変更は入学志願者の減少を招くものであった。加藤氏は、文部省が当初、師範学校の入学志願者数の減少を危惧し、一年現役兵制の実施に消極的であったことを指摘しているが⁽¹⁶⁾、入学志願者の減少にどのような対応したのかについては検討していない。文部省が一年現役兵制を実施する際、どのようなして入学志願者の減少を食い止めようとしたのか、その方法がいかなる点において限界性があったのかを考察する。

二点目は、在営期間短縮に関する陸軍省と文部省の交渉過程である。先行研究では交渉

過程について一切検討されていない。また、一九二五年二月に「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」が交わされた際、配属令はまだ実施されておらず（配属令は一九二五年四月より実施）、陸軍省にとってその効果は不確かなものであった。そのため、なぜ師範学校卒業生の在営期間は一年から五ヶ月へと大幅に短縮されたのか検討の余地がある。本章では交渉過程を見ることにより、この点について考察する。

本章では以下のように議論を進める。第一節では陸軍省と文部省が師範学校卒業生の在営期間延長に着手する背景を分析する。第二節では一年現役兵制に対して反対意見が出た理由および一年現役兵制に対する陸軍省の意図について考察する。第三節では師範学校卒業生の在営期間を六週間から一年に延長するに当たり、文部省がどのようにして入学志願者の減少に対処しようとしたのかを考察する。第四節では在営期間短縮をめぐる陸軍省と文部省の交渉過程を検討する。

第一節 師範学校卒業生の在営期間延長の背景

六週間現役兵制の改正が必要とされた背景について述べる前に、陸軍省が師範学校卒業生に対していかなる役割を期待したのかを見ておく。六週間現役兵制の目的について、軍隊教育令（一九一三年）には次のように記されている。

六週間現役兵ノ要ハ軍人ノ崇高ナル精神ヲ注入シ厳正ナル動作ヲ教習シ併セテ軍事ノ梗概ヲ知得セシムルニ在リ抑々六週間現役兵ハ小学校ノ教職ニ在ル者ニシテ国民ニ建国ノ大本並兵役ハ必任義務タルノ精神ヲ徹底セシムルノ責務ヲ有ス（17）

陸軍省は、「軍人ノ崇高ナル精神」を養い、かつ軍事の梗概を習得させるために、師範学

校卒業生に兵役を課した。ただし、彼等を兵士にするためではなく、大島健一陸相が「自分ガ十分軍隊ノ事ヲ承知シテ、形以上形以下ニ亘ッテ承知シテ、之ヲ略々人ニ教ヘ得ル能力ガナケレバナラヌ(18)」と言うように、小学生に対して「兵役ハ必任義務タルノ精神」であることを教えるためであった。

しかし、六週間現役兵制は通常の二年の兵役と比べると非常に短いものであり、兵役負担の軽減を目当てに師範学校に通う者が見られた(19)。元師範学校教員の為藤五郎は「生徒をして偽らざる師範学校入学志望の動機を告白せしめた」ところ、生徒は「徴兵に行かなくても済むから」と答えたと言っている(20)。そして、田所美治文部次官が「三年ノ現役ヲ免レル為ニ六週間ノ軽イ、殆ド有名無実ノ兵役ヲナスト云フコトノ為ニ小学校教員ニナル(21)」と述べるように、文部省は兵役負担の軽減を目当てに師範学校に通う者がいる事態を問題視していた。

次に、兵役負担の軽減を目当てに師範学校へ通う者がいることにより、どのような問題が生じていたのかを検討する。一九一二年一〇月三一日付『東京朝日新聞』には次のように記されている。

彼等(学生―引用者注)の仲(ママ)には徴集されるのを恐れて故と近眼鏡を用ひて近眼を養成するものもある、又愚にも附かぬ技巧を弄して病人を装ひ徴兵不合格を予期して居るものもある、実に非国民極まる、余は常に今日の教育は非国民を製造する機関だと思つて居る、其も無理のないことで教師と云ふものが皆師範学校見た様な徴兵忌避の公許学校を出たものだから学生までが其真似をする(22)

「師範学校見た様な徴兵忌避の公許学校」とあるように、兵役負担の軽減を目当てに師

範学校へ通う者がいたことは周知の事実だった。そして、そのような者が小学校教育に従事するため、病気を装って徴兵検査に不合格になろうとする者が現れるのだと『東京朝日新聞』には書かれている。兵役負担の軽減を目当てに師範学校へ通う者がいることと、詐病をもって徴兵検査に不合格になろうとする者がいることの因果関係については疑問の余地があるが、ここでは問題にしない。重要なことは、「学生までが其真似をする」という批判から分かるように、『東京朝日新聞』は、師範学校出身者には小学生に「必任義務タルノ精神」を教える資格がないと見ていることである。兵役を忌避する者がいくらか「兵役ハ必任義務タルノ精神」だと言ったところで、説得力がないことは容易に想像できるだろう。そして、田所文部次官が「是ハ国民ノ兵役ニ対スル義務トシマシテモ面白クナイコトデゴザイマス（23）」と述べるように、六週間現役兵制が兵役忌避のために利用されることは、本来の趣旨に反することであった。以上の理由により、陸軍省と文部省は在営期間の延長に着手した。

第二節 一年現役兵制に対する陸軍省の意図と在営期間短縮の要求

1 一年現役兵制に対する陸軍省の意図

徴兵令改正案は一九一七年一月二四日に閣議決定され（24）、一月二三日から二月六日にかけて貴族院委員会で、二月一五日から三月七日にかけて衆議院委員会で審議された。本節では一年現役兵制に対する陸軍省の意図について分析する。

『国民新聞』が募集した懸賞論文には「六週間現役を廃して三ヶ月となすべし」と主張する論文が九本、「六ヶ月となすべし」と主張する論文が七本あった（25）。そして、元文

部次官の沢柳政太郎が言うように、「其（師範学校卒業生の在営期間延長―引用者注）趣旨に於ては何人も異議の無い所」だったが、在営期間を一年とすることに對して批判が出ていた（26）。沢柳は「是迄六週間でよかつた者が、此改正で遽に其の九倍に相当する一ヶ年に延長するのは、聊か急激ではあるまいか（27）」と批判した上で、師範学校卒業生の兵役觀について次のように語っている。

抑も国家が特に師範学校の卒業生に向つて、六週間現役の特典を与へて居たのは、何う云ふ理由であるかと言ふに（中略）小学教員と云ふ職分を以て国家に對する特殊の義務に服する者と見做したからである（28）

小学校教育は兵役と同等の国家に對する義務であり、師範学校卒業生に他と同等の兵役を課すことは「二重の義務負担（29）」だという考えが存在した。そして、沢柳は「飽迄も国民教育者と云ふ一個の職分を、兵役同様の義務であると云ふ觀念を尊重せし」め、「一方の兵役の方を出来得る限り軽減」すべきだと主張している（30）。帝国議會でも貴族院議員の林博太郎が「二重ノ義務ヲ負ハセルガ如キ觀ガアル、（中略）国民教育ト云フ重大ナル義務ト同時ニ徴兵一年現役ト云フ又更ニ重大ナル義務ヲ賦課スルト云フコトハ、如何ニモ其負擔ガ重キニ失シハシナイカ（31）」と、沢柳と同様の意見を述べている。このように、一年現役兵制への反対意見は、師範学校卒業生は他よりも兵役負担が軽減されるべきだという考えにもとづいて出たものであった。そして、沢柳が「一年志願兵同様に取扱はうと言ふのは聊か妥当を欠く（32）」と言うように、師範学校卒業生の在営期間を1年にした場合、一年志願兵と在営期間が等しくなり、上記の觀念と相容れないため、批判が出たのである。帝国議會では貴族院議員の林が一年現役兵制を「二重ノ義務」だと批判したが、これに

対して山田隆一陸軍次官は、「二重ノ義務負担ニナルデハナイカト云フ御尋ネデアリマス（中略）一方ニ於キマシテハ教育ノ義務ガアリ、他ニ於キマシテ更ニ一年ト云フ兵役義務ヲ負ハナケレバナラヌ（33）」と、「二重の義務負担」という見解を否定した。

次に、なぜ反対意見があつたにも拘らず、陸軍省は師範学校卒業生の在営期間を一年にしたのかを考察する。陸軍省は一九一七年一月から第一次世界大戦に関して調査を行い、六月に調査結果をまとめている（『欧洲交戦諸国ノ陸軍ニ就テ』（34）。陸軍省はその中で「列強ニハ六週間現役兵ノ制度ナ（35）」いと説明している。大島陸相は「欧羅巴ノ軍隊ニ（中略）六週間トカ、八週間デアツタモノヲ、更ニ一年ニシタト、即チ六週間デハ十分ノ教育ガ出来ヌノデ、一年ニスル必要ヲ矢張り他ノ国ナドモ認メタ（36）」と、欧州諸国では小学校教員となる者の在営期間が1年になっていると述べている。ここから、陸軍省は師範学校卒業生の在営期間を延長するに当たり、欧州諸国の動向を意識していたことが窺える。

ただし、『欧洲交戦諸国ノ陸軍ニ就テ』には、欧州諸国が小学校教員の在営期間を延長した理由は記載されていない。陸軍省軍務局の堀吉彦が「外国ニ於テ曾テハ六週間等ノ制度ガ在ツタガ、何故ニ其後一年現役ニナシタカ（中略）此理由ニ付キマシテハ、其ノ国ニ就キ具体的ニ調査ヲ致シタモノハ得テ居リマセヌ（37）」と述べているように、陸軍省は、欧州諸国が小学校教員の兵役を一年に延長した理由については把握していなかった。ただし、堀は「併ナガラ今日迄向フニ居リマシタ者ノ報告其他ノモノ等ヲ綜合シテ見マスルノニ、今回我国ニ於テ六週間現役兵制ヲ廃シテ、一年現役兵制ニ改タムトスル所ノ精神ト、大差ナイ（38）」（下線引用者）とも述べている。この発言から、陸軍省は単に欧州諸国の制度

を真似して一年現役兵制を考案したわけではないことが見て取れるだろう。すでに述べたように、師範学校卒業生に兵役を課すのは、小学生に対して「兵役ハ必任義務タルノ精神ヲ徹底セシムル（39）」ためであった。山田陸軍次官は「国民教育ノ方ニ資スル為ニ斯ノ如ク一年間在営現役ト致シタ次第デアリマス（40）」と述べている。そして、一年という在営期間には次のような意図が込められていた。大島陸相の説明を引用する。

此六週間ヲ一年ニシマシタト云フノハ、六週間デハ実ハ兵トシテモ不十分（中略）此
教員ハ丁度志願兵ト同ジク（中略）殆ド将校ノ能力ヲ一年志願兵ガ一年デ受ケルト同
ジ事ニ、此一年兵ニ今少シ之ニ教育ヲ施セバ、予後備ノ将校トモナレルマデニ教ヘタ
イ、又人ノ教官トナルノニハ、兵丈デハ十分トハ云ヘナイカラ、其程度マデ進ミタイ
ト考ヘテ居ル（41）

一年という在営期間は一年志願兵制との関連より案出されたことが分かる。一年志願兵制とは、中等学校以上の教育機関を卒業した者を対象に在営期間を一年とする制度であり、現役期間終了後に教育召集を受け、このときの終末試験の結果に応じて予備役の将校もしくは下士官に任命する制度である（42）。大島陸相が「此一年兵ニ今少シ之ニ教育ヲ施セバ、予後備ノ将校トモナレルマデニ教ヘタイ」と述べているように、陸軍省は師範学校卒業生に対して一年志願兵と同等、すなわち一年の現役期間を終えた後に教育召集を受ければ、予備役将校になれる程度の知識・技能を習得させることを意図していた。なぜなら、「人ノ教官トナルノニハ、兵丈デハ十分トハ云ヘナイ」からである。大島陸相は「小国民ノ教育ニ任ズル者ニ対シテハ、少クモ軍隊ニ於テ人ノ教育者タル技能（43）」が必要だと述べている。そして、一年志願兵制は予備役将校あるいは下士官養成する制度であり、彼等に身に

付けさせる知識・技能は「軍隊ニ於テ人ノ教育者タル技能」に相当するものであった。以上ののように、陸軍省は師範学校卒業生の在営期間を延長する上で、欧州諸国の動向を意識していたが、単に欧州諸国の動向を真似したのではなかった。陸軍省は、①一年志願兵と同等の知識・技能を習得させること、②小学生に「兵役ハ必任義務タルノ精神」を教える者は兵の教育者としての素養を身に付けること、が必要だと考えたため、「二重の義務負担」だという批判があつたにも拘らず、師範学校卒業生の在営期間を一年にしたのである。

2 在営期間短縮の要求

師範学校卒業生に他と同等の兵役を課すことは「二重の義務負担」だという考えがあつたため、一年現役兵制に対して反対意見が現れた。そして、帝国議会では在営期間を1年未満に短縮すべきだという要求が出た。一九一八年三月二日の衆議院委員会において、憲政会の樋口秀雄は「四箇年ノ師範校ノ教程ヲ終ル間、常ニ現役士官ニ依テ十分ノ教練ヲ得マシタナラバ普通ノ兵トシテ入営後一期二期ノ勤務位ノコトハ、在学中ニ既ニ出来得タモノト認メテ宜イモノデアル」と述べた上で、「後ハ六箇月デ宜クハナイカ（中略）更ニ二箇月之ヲ延長シテ、八箇月ニシタナラバドウ云フ不都合ガアルカ、強ヒテ一年ニシナケレバナラヌ必要ガ何所ニアルカ（44）」と主張している。一九一七年一月五日に臨時教育会議で陸軍の現役将校を教練指導員として中等以上の教育機関に配属することが議論され、「兵式教練振作ニ関スル建議」が可決されていた（45）。樋口は、現役将校のもとで四年間教練を受ければ兵営内の訓練に一定程度代替し得るのではないかと主張した上で、在営期間を

六ヶ月あるいは八ヶ月に短縮することを要求した。

陸軍省の回答を見る前に、学校教練の状況について検討しておく。MM生は論説「六週間現役兵ノ教育」を一九一五年一二月の『偕行社記事』に寄稿しており、その中で「六週間現役兵ノ軍事上ノ智識幼稚ナルハ実ニ驚クヘキモノ（46）」と述べている。彼は六週間現役兵の教育に従事したことがあり（47）、その経験にもとづいて六週間現役兵の軍事に関する知識・技能が不十分であることを指摘している。また、論説には「元來彼等ハ学校ニ於テ術科ノ一般ハ教育セラレアルモ頗ル粗雑ニシテ全ク要領ヲ得サルモノ多シ」と、師範学校ノ教練に対する不満も記されている（48）。そして、一九一七年一月五日の臨時教育会議において、元文部省普通学務局長で貴族院議員の江木千之は、中学校の教練指導を担当している将校から「単ニ形骸ニ止ルナラバマダシモ、其不規律其放縦ハ意想外ニ有之却ツテ不規律養成ノ觀アリ（49）」という報告があったと述べている。江木は他に、「一月三日・一日・一月二日・六日に行われた主査委員会での議論についても言及しており、そこで陸軍省より「現在学校教育ノ施設ト其結果トヲ見ル時ハ洵ニ満足スベキ所ガ少イ（50）」という意見が出たと述べている。このように、学校教練の不振が問題化している中で、陸軍省も学校教練の成果に不満を持っていた。そのため、学校教練をもつて兵営内の訓練を一定程度代替し得るといふ論理は、陸軍省にとって受け入れ難いものだったと考えられる。

樋口の要求に対して、大島陸相は「師範学校ニ成ベク現役ノ将校デモ出シテ、精神ニ於テモ、立派ナ人ニシタイト思ツテ居リマス」と、現役将校配属案に期待の旨を述べた上で、「師範学校デ四年間若干ノ軍事教育ヲスル、ソレハ確ニ幾分カノ補助ヲスルコトハ、吾々ハ否認スルコトガ出来ヌト思ヒマス（51）」と、師範学校の教練に一定程度の効果があるこ

とは認められた。ただし、あくまでも「幾分カノ補助」であり、陸軍省は、学校教練が兵営内の訓練に代わり得るものとは見ていなかった。そのことは、大島陸相の「軍隊デアルノト師範学校等デアルノトハ、余程模様ガ違ツテ来ナケレバナリマセヌ(52)」という発言からも窺える。このように、学校教練が兵営内の訓練に代わり得るという見解に与していなかったため、大島陸相は「一二箇月ノ歲月ヲ彼此言ハナイデ、正当ニ軍隊ノ狀況ヲ自分ガ実践シ練習シテ、立派ナ人ニナツテ貰ヒタイト斯ウ考ヘテ居リマス(53)」と、在営期間短縮の要求に応じなかつたのであった。なぜ師範学校卒業生の在営期間が一年から五ヶ月へと短縮されたのかについては、第四節で検討する。

第三節 一年現役兵制と入学志願者への影響

1 入学志願者の減少

六週間現役兵制は通常の二年の兵役と比べると非常に短いものであり、師範学校への入学を促す役割を果たしていた。衆議院議員(立憲政友会)の小田切馨太郎は、「師範学校ノ卒業生ハ、今日迄ハ六週間ノ現役ニ服スレバ宜カッタノデアリマスガ、今度一年ト云フコトニ延長ニナツタノデアリマス、斯ウ云フコトニナリマシタ為ニ、師範学校ノ入学希望者ヲ減少シテ、教育上不都合ヲ生ズルヤウナ懸念ハナイデアリマセウカ(54)」と、在営期間延長による入学志願者の減少を危惧している。本節では師範学校の入学志願状況について見ておく。表1-1は師範学校の入学志願者数の推移を示したものである。一九一二年度の入学志願者は男女合わせて二七、一七五人である一方、一九一七年は二三、一〇八人と、五年間で約四千人減少している。田所美治文部次官は「志願者ガ大分減ツテ参リマシタ、

な
か
っ
た
（
表
1
—
2
参
照
）
。
つ
ま
り
、
小
学
校
教
員
は
「
精
神
的
に
も
物
質
的
に
も
、
困
難
を
極
む
る

表1-1 師範学校の入学志願者数の推移

	男子			女子			合計
	第1部	第2部	計	第1部	第2部	計	
1912年度	17,950	4,157	22,107	4,041	1,027	5,068	27,175
1913年度	15,103	4,459	19,562	3,900	1,132	5,032	24,594
1914年度	12,505	4,416	16,921	3,320	1,152	4,472	21,393
1915年度	10,957	4,861	15,818	2,953	1,594	4,547	20,365
1916年度	11,924	5,136	17,060	5,293	1,522	6,815	23,875
1917年度	11,887	4,519	16,406	5,131	1,571	6,702	23,108
1918年度	9,707	3,159	12,866	5,546	1,431	6,977	19,843
1919年度	7,897	2,719	10,616	4,925	1,642	6,567	17,183
1920年度	8,734	2,643	11,377	5,804	1,805	7,609	18,986
1921年度	9,780	4,394	14,174	7,669	2,866	10,535	24,709
1922年度	14,018	5,827	19,845	9,914	4,102	14,016	33,861

文部省普通学務局『大正九年度師範学校ニ関スル調査表』1920年
同『大正十一年度師範学校ニ関スル調査』1922年

其
減
少
ガ
数
年
間
続
イ
テ
来
タ
ノ
デ
ア
リ
マ
ス
（
55
）
」
と
憂
慮
し
て
い
た
。
師
範
学
校
の
入
学
志
願
者
が

と
し
て
い
る
が
、
そ
れ
に
該
当
す
る
小
学
校
教
員
は
約
一
〇
%
し
か
い
な
か
っ
た
こ
と
で
あ
る
。
文
部
省
は
一
九
一
二
年
一
〇
月
、
教
育
費
削
減
に
関
ス
ル
ト
云
フ
事
ハ
、
志
望
人
員
ニ
又
激
変
ヲ
来
ス
（
57
）
」
と
、
給
費
の
削
減
が
入
学
志
願
者
の
減
少
し
た
原
因
で
あ
る
こ
と
を
認
め
て
い
た
。
二
つ
目
は
、
小
学
校
教
員
の
俸
給
が
低
い
こ
と
で
あ
る
。
表
1
—
2
は
市
町
村
立
小
学
校
の
教
員
数
を
月
俸
別
に
区
分
し
た
も
の
で
あ
る
。
月
俸
一
五
円
未
満
の
者
は
、
一
九
一
三
年
度
か
ら
一
九
一
七
年
度
に
お
い
て
約
二
〇
%
、
月
俸
三
〇
円
未
満
者
は
約
九
〇
%
で
あ
る
。
一
九
一
七
年
六
月
一
五
日
『
教
育
時
論
』
に
は
「
月
俸
十
四
円
と
い
へ
ば
、
日
給
僅
か
に
四
十
六
銭
強
に
過
ぎ
ず
、
こ
れ
今
日
の
世
に
処
し
て
、
妻
子
を
扶
持
す
る
能
は
ざ
る
は
勿
論
、
一
身
を
も
支
持
す
る
こ
と
を
能
は
ざ
る
給
料
な
ら
ず
や
（
58
）
」
と
記
さ
れ
て
い
る
。
小
学
校
教
員
の
約
二
〇
%
が
妻
子
を
養
う
こ
と
は
お
ろ
か
、
自
身
の
生
活
す
ら
ま
ま
な
ら
な
か
っ
た
と
い
う
こ
と
で
あ
る
。
ま
た
、
『
教
育
時
論
』
は
月
俸
三
〇
円
以
上
の
教
員
を
「
今
日
の
世
に
処
し
て
、
兎
に
角
に
衣
食
し
得
る
も
の
（
59
）
」

を延長することには同意していたが、一年にすることは消極的であり、在営期間六ヶ月

表1-2 市町村立小学校教員月俸別人員(単位:人)

	1909年度	1910年度	1911年度	1912年度	1913年度	1914年度	1915年度	1916年度	1917年度	1918年度	1919年度
5円未満	76	60	59	56	65	72	85	83	94	87	97
5円以上10円未満	10,237	9,263	8,405	7,278	10,055	4,957	4,361	3,919	2,957	212	115
10円以上15円未満	33,602	32,952	33,063	32,675	27,668	31,949	31,841	30,596	27,763	8,950	2,915
15円以上20円未満	32,449	35,469	36,900	38,725	39,683	41,255	42,841	43,684	42,825	27,195	15,960
20円以上25円未満	23,383	27,097	30,373	33,489	35,515	37,140	38,283	39,886	43,533	38,065	29,367
25円以上30円未満	4,238	4,913	5,816	6,459	6,918	7,442	7,833	8,322	9,279	33,823	36,634
30円以上35円未満	2,624	3,257	3,987	4,575	5,063	5,519	5,924	6,362	7,219	14,611	22,899
35円以上40円未満	1,568	1,896	2,273	2,694	3,036	3,318	3,552	3,872	4,440	9,764	17,040
40円以上45円未満	809	1,015	1,240	1,409	1,614	1,759	1,995	2,213	2,579	6,322	10,050
45円以上50円未満	302	414	598	705	803	883	984	1,035	1,257	4,155	6,837
50円以上	316	407	548	718	875	1,005	1,137	1,313	1,531	5,102	9,942
計	109,604	116,743	123,262	128,783	131,295	135,299	138,836	141,285	143,477	148,286	151,856
平均月俸額(円)	17.029	17.565	18.065	18.517	18.923	19.160	20.160	19.714	20.714	25.724	29.672
月俸15円未満	43,915	42,275	41,527	40,009	37,788	36,978	36,287	34,598	30,814	9,249	3,127
月俸15円未満割合(%)	40.1	36.2	33.7	31.1	28.8	27.3	26.1	24.5	21.5	6.2	2.1
月俸30円未満	103,985	109,754	114,616	118,682	119,904	122,815	125,244	126,490	126,451	108,332	85,088
月俸30円未満割合(%)	94.9	94.0	93.0	92.2	91.3	90.8	90.2	89.5	88.1	73.1	56.0

文部大臣官房文書課『日本帝国文部省年報』第41~第47(1915年~1922年)をもとに作成。本表には代用教員は含まれていない。

もの、又他になしといはざるを得ない状況に陥つていたのである(60)。そして、「地方師範学校並に高等師範学校入学志望者の数は、二三年來一般に減少の傾向あり、勢ひ入学者の素質も漸次退歩の跡を掩ふべからず、右に就き当局(文部省)引用者注)側の説明に拠れば、其の主なる原因は、教員の俸給が他に比して一般に低廉なる(61)」と、文部省は、小学校教員が薄給であることも師範学校の入学志願者が減少する要因であることを認識していた。このように、師範学校卒業生の在営期間を延長する前から、師範学校卒業者の在営期間を延長する小学校教員、薄給ゆえに入学志願者は減少傾向にあった。岡田良平文相は「送った書簡に「師範学校生徒志望者近年減少に付、文相甚だ心配致居候趣(62)」とあるように、岡田文相は師範学校の入学志願者が減少している事態を憂慮していた。そのため、

を希望していた。また、田所文部次官も「九箇月トカ六箇月トカ云フヤウナコトニシテハドウカト云フヤウナ考、其考モ一部ニハ無カッタノデハナイ（64）」と、文部省では1年にすることは考えられていなかったと述べている。文部省が一年現役兵制に対して消極的である中、小松原は以下のように岡田文相を説得している。

国民教育の任に当るべき者が一年志願兵に比し兵役服務が半減で済むといふことを喜んで師範生を志望する様にては今日一般の青年殊に高等教育を受くる青年の兵役を忌むの悪風を一新することは出来ざること、存候（中略）一年制に引直すことは何卒御勇断を以而御同意相成度奉存候（65）

小松原は、師範学校卒業生の在営期間を一年未満にした場合、一年志願兵よりも在営期間が少ないことを理由に師範学校へ通う「悪風」を根絶することはできないと言つて、岡田文相を説得している。一年志願兵制を利用する者は、入営中の費用を自弁しなければならなかったため、一定以上の資産がなければ利用できなかったが、一九一二年七月二二日付『東京朝日新聞』は「近来各地方富豪の子弟にして単に六週間現役の特典に浴せんが為、師範学校に入学するもの漸次増加しつつある」と報じている（66）。そして、文部省は一年志願兵制を利用できる者ですら六週間という非常に短い在営期間を目当てに師範学校へ通う事態を取り締まる方針であった（67）。このことから、小松原の説明は、文部省に対して説得力のあるものだったと言えるだろう。そして、田所文部次官は「新令（一年現役兵制―引用者注）ニハ本省ニ於テモ同意ヲ表シタヤウナ次第デアリマス（68）」と、一年現役兵制に同意した旨を表明している。

2 入学志願者の減少への文部省の対応

田所文部次官は、「六週間ノ特典ガアル為ニ、小学校教員ヲ志望シタト云フ者ノ数ハ、一時影響ヲ蒙ルヤモ知ラヌト思ヒマス（69）」と述べた上で、入学志願者の減少を防ぐための方法について説明している。本節では、文部省が一年現役兵制を実施するに当たり、入学志願者の減少をどのように阻止しようとしたのかを分析する。

師範学校生に対する給費の削減が入学志願者の減少した要因であったため、文部省は、給費の支給を再開することにした。一九一八年一月二五日『教育時論』には、文部省が給費支給の再開について計画中であることが報じられており（70）、田所文部次官は、「給費ノ制度ヲ漸次復活スル方針ヲ執ツテ居ル（71）」と表明している。

文部省は、小学校教員が薄給であることも入学志願者が減少する要因だと考え、小学校教員の増俸を図った。一九一七年度は月俸額一五円未満・三〇円未満の者がそれぞれ二・五%、八八・一%であるのに対して、一九一八年度はそれぞれ六・二%、七三・一%と、どちらも一五%近く低下している。また、一九一七年から一九一八年にかけて、月俸二五円未満の者が減少している一方、月俸二五円以上の者は増加している。他に、平均月俸が一九一七年は約二〇円であるのに対して、一九一八年度は約二五円に上昇している（表1―2参照）。以上のことから、一九一七年から一九一八年にかけて小学校教員の俸給が増額されたことが見て取れる。これは、小学校正教員俸給費として一千万円の国庫補助がなされたためであり（72）、文部省はそれによって、小学校教員の平均月俸額を二〇円から二五円への引き上げを図った（73）。

さらに、文部省は、師範学校を卒業してから一年現役兵として入営する者への対応も必

要だと考え、国庫より俸給の八割を支給することにした。田所文部次官は「無論国庫カラ出ス積リデアリマス（中略）出マシタ後ニ兵役ニ行キマシテハ、尚ホ俸給ノ全額ニ近イ八割ノ額ヲ遣ル」ことにより、「志望者ヲ減ズルコトモナ」いようにすると説明している（74）。

以上のように、文部省は一年現役兵制を実施するに当たり、①師範学校生に対する給費支給の再開、②小学校教員の増俸、③一年現役兵への俸給八割支給、といった待遇改善策によって、入学志願者の減少を阻止しようとした。②について、文部省は一千万円の国庫補助によって対応した。衆議院議員の小田切は「一千万円ノ今度国庫カラ出ス中カラ支給スルト云フト、是ハ予テ吾々ガ希望シテ居リマスノハ、市町村費ノ軽減及小学教員ノ優遇ニ充テルト云フコトデアリマシテ」と、国庫補助一千万円は小学校教員の増俸および市町村費の軽減のために利用されるべきだと述べた上で、「一年現役ニ行ク人ノ俸給ヲ出スト云フコトニナツタナラバ、市町村ノ負担軽減ニ仕向ケル所ノ金ト云フモノハ、益々少クナツテ仕舞ウ」と指摘している（75）。文部省は②と同様、③の費用も国庫補助によって賄うつもりだったが、もしその財源を一千万円の国庫補助に求めた場合、小学校教員の増俸および市町村負担の軽減のための費用が少なくなると小田切は指摘している。この指摘に対して、田所文部次官は次のように答弁している。

是（一年現役兵に対する俸給八割支給―引用者注）ハ其以外ニ於テ、今度ノ一千万円以上ノ金ハ、即チ現在ノ市町村ノ負担ニ対シ、尚ホ現在ノ状況ニ対シテ、教員ノ優遇ヲ図ルト云フ意味デアリマスカラ、略々之ヲ実行スル費用ハ、大正十三年度位カラニナリマスガ、特別ニ支出ヲ求メル考デアリマス（76）。

田所文部次官は、一千万円の国庫補助は小学校教員の増俸および市町村の負担軽減のた

めのものであると述べている。すなわち、③には一千万円の国庫補助は用いないということであり、文部省は③の財源を一九二四年度の予算にて請求する意向だった。③の財源を一九二四年度の予算で請求する事情について、田所文部次官は以下のように述べている。

徴兵令ガ八年ノ十二月カラ実施ニナルト云フ規定ガアリマスカラ、九年ノ入学生カラ適用サレルノデアリマシテ、九年ノ者ガ四箇年師範学校ニ在職致スノデアリマスカラ、大正十三年度カラ、其費用ノ支出ヲ求メナケレバナラヌト、斯ウ云フ順序ニナツテ来ル（77）

徴兵令改正案は一九一九年一二月より施行される関係上、一年現役兵制は一九二〇年度以降の師範学校入学者に対して適用されることとなる。また、師範学校の就学期間は四年であり、一九二〇年度に師範学校に入学した者は一九二四年に卒業し、一年現役兵として入営することになる。そのため、文部省は③の経費については、一九二四年度の予算で請求すれば対応できると考えたのであった。一九二四年の文部省の状況については、之で検討する。

以上の審議を経て、貴衆両院にて全会一致で可決され、徴兵令改正は一九一九年一二月より、そして一年現役兵制は一九二四年より実施されることとなった。

第四節 一年現役兵制から短期現役兵制へ

一九一八年徴兵令改正に関する帝国議会の審議では、師範学校卒業生の在営期間を六ヶ月あるいは八ヶ月に短縮すべきだという要求がなされたが、実際には要求よりもさらに短いものとなった。本章では、在営期間をめぐる陸軍省と文部省の交渉過程を分析すること

により、なぜ一年から五ヶ月へと大幅に短縮されたのかを考察する。

まず初めに、一九一八年以降の状況について見ておく。第二節で見たように、一九一七年の臨時教育会議では、陸軍の現役将校を学校教練の指導員とすることに關して議論され、「兵式教練振作ニ關スル建議」が可決された（以下、臨時教育会議の建議を現役将校配属案と表記する）。その後、一九二〇年に国際連盟が設立されたり、一九二二年にワシントン海軍軍縮条約が締結されたりして、軍縮の風潮が高まっていた中、陸軍省は一九二二年八月から一九二四年三月にかけて二、八一〇名の将校を整理し、一九二四年一〇月には四個師団の削減によって一、五二〇名の将校を整理する予定だった（78）。そして、陸軍省は現役将校配属案を「師団減少による淘汰将校の絶好の救済となるものである」と見ており、「大いに注目して」いた（79）。また、陸軍省は『学校教練振作の指針』（一九二五年）の中で、「大正十一年頃から陸軍省で著々之（現役将校配属案―引用者注）が具体案に就いて研究を進め（80）」ていたと述べている。一九二二年八月より将校の整理が始まったことから、陸軍省は失職将校救済の観点から現役将校配属案を必要としていたことが分かる。

次に、陸軍省と文部省の交渉過程を分析する。現役将校配属案については、一九二四年八月二五日・九月二四日の二回の協議を経て決定された一方（81）、在営期間については、どの程度短縮するのかという点で文部省と陸軍省との間で意見が分かれていた。一九二四年一〇月二日の閣議の際に岡田良平文相と宇垣一成陸相は協議をしており（82）、文部省は師範学校卒業生の在営期間を6週間から二ヶ月程度にするよう主張していたが、陸軍省は反対していた（83）。それにも拘らず、一〇月二〇日の協議の際、文部省普通学務局長の関屋竜吉は、陸軍省軍務局長の畑英太郎に対して再び「以前は六週間現役制すらあったので

あるからこれ亦六週間若くは二箇月程度に短縮（84）すべきだと主張したため、交渉は難航した。しかし、関屋普通学務局長は岡田文相と相談をした上で、「なほ一層陸軍省との折衝を重ね主張の貫徹にとめる（85）」ことに決定し、文部省はその後の交渉で在営期間を三週間にするよう陸軍省に要求した（86）。陸軍省が反対したにも拘らず、文部省は強硬な態度を貫いたのである。

三週間説に対して、陸軍省は「之（三週間―引用者注）は余りに短期なりとして少くも三箇月間を要す（87）」と、文部省が当初要求していた六週間から二ヶ月に近い在営期間を提示している。また、陸軍省は当初、「（現役将校配属案の―引用者注）実施の成績に鑑みて在営期間を決定するが至当である」と考えていたが、交渉を進める中で「暫定的に短縮期間を定めて置いて実施後の成績により確定する様にした」と、方針を転換した（88）。このように、陸軍省は文部省とは対照的に、譲歩の姿勢を取っていた。

次に、なぜ交渉に対する陸軍省と文部省の姿勢が異なっていたのかを検討する。一九二四年一〇月一〇日付『東京朝日新聞』は、教育擁護同盟が岡田文相と会見を行い、現役将校配属案に反対である旨を表明していたことを報じている（89）。また、「在野教育界は勿論文部省内にも教育の軍隊化なりとして反対する声が相当に強い（90）」と、教育擁護同盟に代表される「在野教育界」が現役将校配属案への反対意見を表明しただけでなく、文部省内にも否定的な意見が存在していた。ただし、文部省は廃案を企図していたわけではなく、「在営年限も短縮しなければ今日強て斯る企て（現役将校配属案―引用者注）をなす必要はない（91）」と考えていた。つまり、文部省は現役将校配属案を承諾する交換条件として在営期間の短縮を要求したのである。一方、陸軍省は軍縮によって生じた失職将校の救

済に迫られ、現役将校配属案の「実施を急ぎつつあった（92）」ため、譲歩せざるを得なかった。

陸軍中将の田中国重は「学校軍事訓練と兵役年限の短縮とを交換条件の一に加へたるが如きは、軍隊教育の意義を没却したるの觀ありて賛意を兼表候（93）」と現役将校配属案に在営期間短縮が付随したことに對して不満の意を表している。田中は文部省との交渉には関与していなかったが、在営期間をどの程度短縮するのかに關して文部省と陸軍省との間で意見が分かれていたことから、交渉に当たった陸軍省も同様の不満を持つていたと考えられる。現役将校配属案を成立させるためには、在営期間短縮という文部省に對する妥協が不可欠だったのである。

以上の交渉を経て、一〇月二八日に畑軍務局長と関屋普通学務局長との間で行われた協議において、師範学校卒業生の在営期間を暫定的に五ヶ月とし、現役将校配属案の成果次第では三ヶ月に短縮することで折り合いがついた（ただし、三ヶ月短縮案は実現されなかった（94））。以上のようにより、陸軍省にとつて不利な状況の中で交渉が行われたため、師範学校卒業生の在営期間は一年から五ヶ月へと大幅に短縮されたのである。

本章の最後に、一年現役兵制の実施が困難であったことを指摘しておきたい。目で見たりのように、文部省は一年現役兵に對して俸給の八割を支給するつもりだったが、加藤高明内閣は行財政整理の最中であり、文部省は約六九〇万円の節減を行う予定であった（95）。そして、文部省は行政整理に際して割り当てられた整理額を他の方面で捻出できなかったため、一九二五年二月、一年現役兵国庫負担廃止法律案を貴族院に提出した（96）。法案提出の理由について、岡田文相は「今回ノ此一年現役兵ノ俸給ヲ支給スルコトヲ廢メルト云フ

理由ハ過日モ申シマシタ通りニ、行政整理ト云フモノガ無論大ナル原因ヲ為シテ居ル（97）と、必要な経費を確保できなかったためであると言っている。また、岡田文相が「入学者ヲ減ジナイヤウニ（中略）在営中ハ殆ド俸給ノ全額ニ近イモノヲ支給スルト云フヤウナ、殆ド他ト権衡ノ取レナイヤウナ異数ヲ取扱フスルト云フコトニ致シタ（98）」と言うように、入営者に対する俸給の八割支給は師範学校の入学志願者が減少するのを防ぐために必要な措置であつたが、文部省はそのための経費を捻出できなかった。そして、文部省は陸軍省との交渉の際に「国庫補助金問題等に重大な影響を及ぼす事柄であるから六週間現役の旧制を復活すべし（99）」と主張していた。つまり、一年現役兵制の実施が困難であつたこともまた、師範学校卒業生の在営期間短縮に作用したのであつた。

おわりに

本稿では、師範学校卒業生の在営期間が一年現役兵制から在営期間5ヶ月の短期現役兵制へと変更される過程について考察してきた。以下、本稿の内容をまとめめる。

一九一八年の徴兵令改正に関する帝国議会の審議では、一年現役兵制への反対意見が現れ、陸軍の現役将校を学校教練の指導員とすれば、兵営内の訓練を一定程度代替し得るという論理をもって在営期間短縮の要求がなされた。しかし、一九一七年の臨時教育会議では学校教練の不振が問題化しており、陸軍省は学校教練の成果に不満を抱いていた。そして陸軍省は、学校教練が在営期間短縮に資するものとは評価していなかったため、要求には応じなかつた。平原氏と加藤氏は、現役将校を学校に配属することによつて在営期間が

短縮されることになったと捉えているが(100)、一九一八年徴兵令改正の際の議論を踏まえ、たとき、両氏の説明では師範学校卒業生の在営期間が短縮された理由としては妥当ではないことが分かるだろう。そして、師範学校卒業生の在営期間が短縮された理由は以下の二点である。

一点目は、一年現役兵制を行うことが困難な状況があったことである。六週間現役兵制は本来、小学生に対して「兵役ハ必任義務タルノ精神(101)」を涵養するためのものだったが、六週間という非常に短い在営期間を目当てに師範学校へ通うという本来の趣旨と反する事態が生じたため、文部省と陸軍省は在営期間の延長に着手した。

一方、兵役上の特典には師範学校への入学を促す役割があり、在営期間の延長は入学志願者の減少を招く可能性があった。また、師範学校の入学志願者は、師範学校生に対する給費の削減および小学校教員の薄給ゆえに減少傾向にあり、そのような中で在営期間を延長すれば、入学志願者の減少に拍車をかける可能性があった。そして、文部省は六週間現役兵制から一年現役兵制へと延長する際、入学志願者の減少を防ぐための方法として、①師範学校生に対する給費支給の再開、②小学校教員の増俸、③一年現役兵に対する俸給の八割支給、を考案した。③について、一年現役兵制は一九二四年度より実施される関係上、文部省はその際に必要な経費を請求するつもりだったが、一九二四年に加藤高明内閣は行財政整理に着手していたため、文部省は必要な経費を捻出できなかった。一九二四年時点では、一年現役兵制の実施は不可能だったということである。

二点目は、在営期間短縮に関する交渉が陸軍省にとって不利な状況の中で行われたことである。陸軍省は人員整理によって生じた失職将校の救済に迫られ、配属令の成立は急務だった。一方、文部省は、在営期間を短縮しないのであれば配属令を実施する意味はないと考えていた。そして、文部省は陸軍省との交渉において、師範学校卒業生の在営期間を六週間から二ヶ月程度にすることを要求したり、陸軍省が要求に応じなかったにも拘らず、三週間にすることを要求したりしたように、強硬な態度を取った。つまり、文部省は、配属令に短縮の要求を通すための交換条件として配属令を位置付けていたのである。そして、交渉は陸軍省にとって不利な状況の中で行われたため、師範学校卒業生の在営期間は一年から五ヶ月へと大幅に短縮されたのであった。

最後に、陸軍省の総力戦構想の展開について少し述べておく。「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」には、師範学校卒業生の他に、中学校卒業生の在営期間を一年、高等学校・大学予科・専門学校卒業生の在営期間を一〇ヶ月とすることが記されている（10）²。すなわ

ち、中等以上の教育機関にのみ兵役上の特典が認められたということである。教育擁護同盟は、一九二四年一月四日に軍事教育意見交換会を開催しており、そこで幹事の野口援太郎が「学校に於て軍事教育を受けたといふ理由によって、一層期間を短縮し、あるひは免除するといふやうな（中略）不平等なその現象（10）³」と、中等以上の教育を受けた者と

そうでない者との間で兵役上の格差が拡大することを非難している。陸軍省は「中等以上の教育を受け得る者に対しては在営年限を短縮し然らざる者は依然在営期間を短縮せられ

ぬといふことになっては其の間甚だ不均等（10⁴）と、兵役負担の格差が拡大することを懸念し、中等以上の教育を受けない者にも兵役上の特典を与える必要があると考えた。そして、一九二六年七月に青年訓練所が設立され、修了者には在営期間六ヶ月短縮が認められた。陸軍省にとって配属令の成立は喫緊の課題だったため、在営期間短縮に関する文部省の要求に応じざるを得なかった。在営期間短縮は、配属令の成立に不可欠だったということである。そして、在営期間短縮は配属令Ⅱ「国家全体を軍事化する制度（10⁵）」の構築に不可欠だっただけでなく、国家全体の軍事化を促進する役割も果たしたのである。

注

- (1) 菊池邦作『徴兵忌避の研究』（立風書房、一九七七年）四六六頁、四六九頁。
- (2) 菊池前掲『徴兵忌避の研究』、大江志乃夫『徴兵制』（岩波新書、一九八一年）。
- (3) 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店、一九九四年）三二四頁、佐々木尚毅「六週間陸軍現役兵制度に関する一考察」（『立教大学教育学科研究年報』三三、一九八九年）七三頁。
- (4) 平原春好『配属将校制度成立史の研究』（野間教育研究所、一九九三年）一三三頁。
- (5) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』（吉川弘文館、一九九六年）一六九、一七一頁。
- (6) 陸軍省軍務局『学校教練振作の指針』一九二五年（日本近代教育史料研究会『資料文政審議会 参考史料（上）』明星大学出版部、一九八九年所収）三三一頁。

- (7) 平原前掲『配属将校制度成立史の研究』一二二頁。
- (8) 加藤前掲『徴兵制と近代日本』一九六頁。
- (9) 阿部彰『文政審議会の研究』(風間書房、一九七五年)二五一頁。
- (10) 額瀨厚『総力戦体制研究』(三一書房、一九八一年、のち社会評論社より二〇一〇年に復刊)一四九頁。本稿では二〇一〇年の復刊本を使用した。
- (11) 大江前掲『徴兵制』一三九頁。
- (12) 額瀨氏は、「現役将校による教練実施学校の卒業者には、在営年限の短縮という特典が用意されていた」と説明するのみである(額瀨前掲『総力戦体制研究』一五二頁)。
- (13) 阿部前掲『文政審議会の研究』二七六頁、加藤前掲『徴兵制と近代日本』二六五頁。
- (14) 加藤陽子「政友会における『変化の制度化』」(同『戦争の論理』勁草書房、二〇〇五年、初出一九九三年)三八頁。
- (15) 加藤前掲『徴兵制と近代日本』一三三頁。
- (16) 加藤前掲『徴兵制と近代日本』一六八―一六九頁。
- (17) 「軍令陸第一号軍隊教育令」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第三七編、一九一三年 Ref. A13100072600) 一〇三頁。
- (18) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記) 第五回』(一九一八年二月二六日) 六二頁。
- (19) 徴兵令では普通兵の在営期間は三年だが、一九〇七年九月の徴兵事務条例の改正により、歩兵科のみ在営期間が2年となった(加藤前掲『徴兵制と近代日本』一五〇―一五一頁)。本稿では一九〇七年以降を扱うため、通常の兵役については二年と表

記する。

(20) 為藤五郎「師範教育改善に対する私案(中)」(『教育』四〇三、一九一六年一〇月一五日)七頁。

(21) 『第四十回帝国議会貴族院 徴兵令中改正法律案特別委員會議事速記録第六号』(一九一八年二月一日)五三頁。

(22) 『東京朝日新聞』一九一二年一〇月三十一日付。

(23) 『第四十回帝国議会貴族院 徴兵令中改正法律案特別委員會議事速記録第六号』(一九一八年二月一日)五三頁。

(24) 「徴兵令中ヲ改正ス」国立公文書館所蔵『公文類聚』第四三編第二三卷、一九一九年、Ref. A13100386300。

(25) 『国民新聞』一九一七年一二月二七日付。

(26) 沢柳政太郎「師範学校の現役延長」(『国民新聞』一九一八年二月一日付)。菊池氏は、一九一八年徴兵令改正に関する帝国議会の審議において、一年現役兵制に対して議員より反対意見が出たことに言及しているが、「その真相を掴むことは、むずかしい」と述べるのみで、反対意見が出た理由については考察していない(菊池前掲『徴兵忌避の研究』四七八頁)。

(27) 沢柳「師範学校の現役延長」。

(28) 同右。

(29) 同右。

(30) 同右。

- (31) 『第四十回帝国議会貴族院 徴兵令中改正法律案特別委員会議事速記録第七号』(一九一八年二月五日)六一頁。
- (32) 沢柳「師範学校の現役延長」。
- (33) 『第四十回帝国議会貴族院 徴兵令中改正法律案特別委員会議事速記録第七号』(一九一八年二月五日)六一頁。
- (34) 陸軍省臨時軍事調査委員『欧洲交戦諸国ノ陸軍ニ就テ』(一九一七年)。
- (35) 陸軍省臨時軍事調査委員『欧洲交戦諸国ノ陸軍ニ就テ』一一二頁。
- (36) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員會議録(速記)第二回』(一九一八年二月一八日)一七頁。
- (37) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員會議録(速記)第二回』(一九一八年二月一八日)二一頁。
- (38) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員會議録(速記)第二回』(一九一八年二月一八日)二一頁。
- (39) 「軍令陸第一号軍隊教育令」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第三七編、一九一三年 Ref. A13100072600) 一〇三頁。
- (40) 『第四十回帝国議会貴族院 徴兵令中改正法律案特別委員會議事速記録第七号』(一九一八年二月五日)六一頁。
- (41) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員會議録(速記)第二回』(一九一八年二月一八日)五頁。
- (42) 城丸章夫「徴兵制度上の特典と師範学校における兵式体操」(『千葉大学教育学部研

究紀要』二九―一、一九八〇年）三七―三八頁。

(43) 『第四十回帝国議會衆議院 徴兵令中改正法律案委員會會議録（速記）第五回』（一九一八年二月二六日）六二頁。

(44) 『第四十回帝国議會衆議院 徴兵令中改正法律案委員會會議録（速記）第七回』（一九一八年三月二日）八二頁。

(45) 臨時教育會議に關しては、平原前掲『配属將校制度成立史の研究』を参照した。

(46) M M 生「六週間現役兵ノ教育」（『偕行社記事』四九七、一九一五年一二月）六頁。

(47) 「予幸ニ昨年（一九一四年―引用者注）之カ教育ニ従事スルコトヲ得タリ即チ浅学短才而モ僅ニ一回ノ經驗ナルオモ願ミス茲ニ卑見ヲ陳述シ先輩各位ノ高教ヲ仰カムトス」（M M 生「六週間現役兵ノ教育」二頁）。

(48) M M 生「六週間現役兵ノ教育」六頁。

(49) 「臨時教育會議（總會）速記録 第八号」（文部省『資料臨時教育會議 第二集』一九七九年）五八一頁。

(50) 「臨時教育會議（總會）速記録 第八号」五七三頁。

(51) 『第四十回帝国議會衆議院 徴兵令中改正法律案委員會會議録（速記）第七回』（一九一八年三月二日）八二頁。

(52) 『第四十回帝国議會衆議院 徴兵令中改正法律案委員會會議録（速記）第七回』（一九一八年三月二日）八二頁。

(53) 同右。

(54) 『第四十回帝国議會衆議院 徴兵令中改正法律案委員會會議録（速記）第二回』（一九

一八年二月一八日) 七頁。

(55) 『第四十回帝国議會衆議院 徴兵令中改正法律案委員會議録(速記) 第二回』(一九一八年二月一八日) 一九頁。

(56) 『教育時論』九九〇、一九一二年一〇月一五日、三二頁。

(57) 『第四十回帝国議會衆議院 徴兵令中改正法律案委員會議録(速記) 第二回』(一九一八年二月一八日) 一九頁。

(58) 『教育時論』一一五八、一九一七年六月一五日、二頁。

(59) 同右。

(60) 『教育時論』一一五八、一九一七年六月一五日、一頁。

(61) 『教育時論』一一二四、一九一六年七月五日、一六頁。

(62) 一九一七年二月一七日付、岡田良平宛小松原英太郎書簡(伊藤隆・坂野潤治・竹山護夫「岡田良平関係文書」『社会科学研究所』東京大学社会科学研究所、二一―五・六、一九七〇年、二四六頁)。

(63) 一九一七年二月一七日付、岡田良平宛小松原英太郎書簡。

(64) 『第四十回帝国議會貴族院 徴兵令中改正法律案特別委員會議事速記録第六号』(一九一八年二月一日) 五三頁。

(65) 一九一七年二月一七日付、岡田良平宛小松原英太郎書簡。小松原が岡田文相の説得に当たった事情について、書簡には「首相よりは迄進行之大略話有之、即ち従来六週間現役制を一年制となすことの一点未だ決定に不至(中略)六ヶ月論は文相に於而一年制に折合候様、尚拙生よりも相話呉とのことに有之候」と記されているよう

に、寺内正毅首相から依頼を受けたためであった。

(66) 『東京朝日新聞』一九一二年七月二二日付。

(67) 同右。

(68) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記) 第二回』(一九一八年二月一八日) 八頁。

(69) 同右。

(70) 『教育時論』一一八〇、一九一八年一月二五日、一八頁。

(71) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記) 第二回』(一九一八年二月一八日) 一九頁。

(72) 『教育時論』一一七三、一九一七年一月一五日、一五頁。

(73) 『教育時論』一一八〇、一九一八年一月二五日、一八頁。

(74) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記) 第二回』(一九一八年二月一八日) 八頁、一九頁。

(75) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記) 第二回』(一九一八年二月一八日) 七頁。

(76) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記) 第二回』(一九一八年二月一八日) 八頁。

(77) 同右。

(78) 『東京朝日新聞』一九二四年三月一七日付・一〇月一七日付。

(79) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月三日付。現役将校配属案が陸軍省にとって、軍縮

によつて生じた失職将校救済の面があつたことは、阿部前掲『文政審議会の研究』、
額瀨前掲『総力戦体制研究』によつて明らかにされている。

(80) 陸軍省軍務局『学校教練振作の指針』三二七—三二八頁。

(81) 『東京朝日新聞』一九二四年八月二六日付、九月二五日付。現役将校配属案については、
①各校に将校一名を派遣し、必要に応じて准士官あるいは下士を配属させる、
②配属将校の身分は陸軍省が管轄するが、事務執行については学校長の監督を受け
ること、③従来 of 体操教員はそのままとする、ことが決定された(『東京朝日新聞』
一九二四年九月二五日付)。

(82) 『東京朝日新聞』一九二四年一月三日付。

(83) 『東京朝日新聞』一九二四年一月四日付。

(84) 『東京朝日新聞』一九二四年一月二一日付。

(85) 『東京朝日新聞』一九二四年一月二三日付。

(86) 『東京朝日新聞』一九二四年一月二二日付。

(87) 同右。

(88) 『東京朝日新聞』一九二四年一月二一日付。

(89) 『東京朝日新聞』一九二四年一月一〇日付。

(90) 『東京朝日新聞』一九二四年一月四日付。

(91) 同右。

(92) 同右。

(93) 一九二四年一月三日付、上原勇作宛田中国重書簡(升味準之輔他編『上原勇作

- 関係文書』東京大学出版会、一九七六年、二七四頁）。
- (94) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月二九日付。一九二七年に成立した兵役法に師範学校卒業生の在営期間が五ヶ月であることが明記されている（中井良太郎『通俗逐条講話兵役法詳解』織田書店、一九二八年、一〇八頁）。
- (95) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月一日付。
- (96) 『東京朝日新聞』二月三日付。
- (97) 『第五十回帝国議会貴族院一年現役小学校教員俸給費給費国庫負担法廃止法律案外一件特別委員会議事速記録第一号』（一九二五年二月二六日）四頁。
- (98) 『第五十回帝国議会貴族院一年現役小学校教員俸給費給費国庫負担法廃止法律案外一件特別委員会議事速記録第二号』（一九二五年三月二日）一頁。
- (99) 『東京日日新聞』一九二四年一〇月二三日付。
- (100) 平原前掲『配属将校制度成立史の研究』一三三頁、加藤前掲『徴兵制と近代日本』一九六頁。
- (101) 「軍令陸第一号軍隊教育令」一〇三頁。
- (102) 陸軍省軍務局『学校教練振作の指針』三三一頁。
- (103) 野口援太郎「軍事教育に関する意見交換会に就て」（『教育時論』一四一九、一九二

四年一月五日）六頁。

(104) 『東京朝日新聞』一九二四年一月八日付。

(105) 大江前掲『徴兵制』一三九頁。

はじめに

一九二六年七月から青年訓練所制度が実施されて（1）、中等教育を受けない一六歳から二〇歳の男子は教練を受けることとなった。陸軍省が第一次世界大戦以降、総力戦体制に関する調査・研究を行っていたことは、吉田裕氏や瀨瀨厚氏によって明らかにされている（2）。そして、青年訓練所についても同様の観点から研究が進められ、阿部彰氏は教育制度に対する陸軍の積極的介入と評価しており（3）、大江志乃夫氏は「国家全体を軍事化する制度（4）」の一環として位置付けている。

通常の在營期間は二年であるところ（5）、青年訓練所修了者には在營期間六ヶ月短縮の特典が与えられ、在營期間は一年六ヶ月となった。在營期間短縮について、阿部氏は青年訓練所の授業時数との関連から説明をしている。青年訓練所の授業時数は四年間で八〇〇時間であり、そのうち教練は四〇〇時間と半数を占めていた。阿部氏は、陸軍省が在營期間短縮との関連で教練の時数を優先的に配当するよう主張していたことを指摘した上で、「青年訓練所の特色は教練にあった」と評価している（6）。また、阿部氏が「青年訓練所 教練査閲規程（陸軍省令九号）」などにより在營年限短縮との関係でその訓練に対する軍部の監督体制は周到に準備されていた（7）と述べているように、在營期間短縮は教育制度に対する陸軍の介入を促進する役割を果たしていたと言えるだろう。

では、なぜ陸軍省は青年訓練所制度を実施するに当たり、在營期間短縮の特典を認めたのであろうか。陸軍省が精兵主義すなわち兵士の質を重視していたことはすでに知られて

いることである（8）。しかし、在営期間短縮は兵士の質の低下を招くものであり、精兵主義と相容れないものである。そのため、陸軍省はいかなる必要性に迫られて在営期間短縮に着手したのかということ考察する必要があるだろう。在営期間短縮の役割に関しては、①在営期間短縮によって軍事力が低下しないようにするために青年訓練所が設けられた（9）、②経済的負担の軽減および産業労働力の確保のための措置（10）、という見解があるが、これらは帝国議会や臨時教育会議で現れた在営期間短縮の要求にもとづくものであり、陸軍省の意図については分析がなされていない。

陸軍省の意図については、阿部氏は、陸軍省は教練の効果が保障されることが在営期間短縮を行うための条件と捉えていたと説明しているが（11）、本稿で検討するように、陸軍省は教練の効果を評価した上で在営期間短縮に着手したわけではなく、むしろ学校等で行われている教練の成果に対して懐疑的な面も有していた。そのため、阿部氏の説明は事実関係を正確に捉えているとは言いがたい。在営期間短縮をめぐる陸軍省の意図については、加藤陽子氏が重要な指摘をしている。加藤氏は、「中学校以上の在学者には一年志願兵制があり、師範学校生徒には六週間現役兵制」があったと述べた上で、「中流階級以上の青年のみ認められていた在営期間短縮の特典を、普通の青少年にまで拡大均霑した」と、兵役負担の格差是正の意図があったと評価している（12）。しかし、一年志願兵制や師範学校卒業生の兵役上の特典はすでに存在した制度である。そのため、なぜ陸軍省は当該期に在営期間を短縮したのか、陸軍省はいかなる状況の中で在営期間を短縮することを決めたのかという点で疑問が残る。

以上のように、陸軍省が在営期間短縮の特典を認めた理由について、これまでの研究で

は十分に検討されているとは言えないのである。そして、陸軍省が在営期間短縮を必要とするに至った経緯を説明することを課題とする。本稿はどのようにして総力戦体制が構築されていったのか、その全体像を説明するための基礎作業である。

第一節 在営期間短縮の要求

本節では、いかなる論理をもって在営期間短縮の主張がなされたのかを検討する。一点目は、学校教練を行う代わりには在営期間を短縮するというものである。一九一七年一月二七日と一月五日、内閣の諮問機関である臨時教育会議において、陸軍の現役将校を学校教練の指導員とすることが議論され、「兵式教練振作ニ関スル建議」が可決された⁽¹³⁾。衆議院議員（立憲国民党）の関直彦は「子供ノ時分カラ兵式体操ヲ小学校ヨリ追々ト順ヲ追ウテ進ンデ行キマシタナラバ（中略）徴兵ニ召集サレタ者ハ三年教育スルノガ二年デ足リル、二年ノ教育ガ一年デ足リル⁽¹⁴⁾」と、入営前に学校で教練を行えば、兵営内で行う訓練内容を通常よりも早く習得できるという論理をもって在営期間短縮を主張している。関と同様の意見は、帝国議会の審議でも見られた。一九一八年三月二日の徴兵令改正に関する衆議院委員会において、憲政会の樋口秀雄は、「四箇年ノ師範校ノ教程ヲ終ル間、常ニ現役士官ニ依テ十分ノ教練ヲ得マシタナラバ普通ノ兵トシテ入営後一期・二期ノ勤務位ノコトハ、在学中ニ既ニ出来得タモノト認メテ宜イモノデアル（中略）若シ一期・二期ノ教練ガ終ツタモノト認メ得ルナラバ、後ハ六箇月デ宜クハナイカ⁽¹⁵⁾」と述べている。陸軍省は師範学校卒業生の在営期間を六週間から一年へと延長することを考えていたが、帝国議会では在営期間を一年とすることに對して批判が出ていた⁽¹⁶⁾。そして、樋口は陸軍

の現役将校を学校教練の指導員とすれば兵営内の訓練を一定程度代替するといふ論理をもつて、在營期間を六ヶ月から八ヶ月程度に短縮することを主張している。樋口の意見に対して、大島健一陸相は、「師範学校で四年間若干ノ軍事教育ヲスル、ソレハ確ニ幾分カノ補助ヲスルコトハ、吾々ハ否認スルコトガ出来ヌト思ヒマス（17）」と答弁している。陸軍省にとって学校教練はあくまでも「幾分カノ補助」に過ぎないものであり、兵営内の訓練に代替するものではなかつたのである。臨時教育会議では教練の不振が問題となつており、元文部省普通学務局長で貴族院議員の江木千之は、中学校の教練指導を担当している将校から「単ニ形骸ニ止ルナラバマダシモ、其不規律其放縱ハ意想外ニ有之却ツテ不規律養成ノ觀アリ（18）」という報告があつたと述べている。また陸軍省は「現在学校教育ノ施設ト其結果トヲ見ル時ハ洵ニ満足スベキ所ガ少イ（19）」と表明していた。このように、学校教練の不振が問題化している中では、学校教練をもつて兵営内の訓練に代替するといふ論理は陸軍省にとって受け入れ難いものだったと言えるだろう。そして、大島陸相は「一二箇月ノ歳月ヲ彼此言ハナイデ、正当ニ軍隊ノ状況ヲ自分ガ実践シ練習シテ、立派ナ人ニナツテ賞ヒタイト斯ウ考ヘテ居リマス」と、在營期間短縮の要求に応じなかつた（20）。

二点目は、精兵主義の相対化である。慶応義塾塾長で貴族院議員の鎌田栄吉は、一九一八年一月二五日の徴兵令改正に関する貴族院特別委員会において、「今回ノ歐洲戦争ノ状況ニ依ツテ見マシテモ、兵員ト云フモノハ非常ニ多数ヲ要スルト云フコトニナリマス（中略）従ツテ是ハ兵員ノ拡張ト云フコトハ起ツテ来ル（21）」と、第一次世界大戦の状況をもとに、兵士の増員の必要性を説いている。ただし、「併ナガラ之ヲ二年若ハ三年ノ現役兵ト云フモノヲサウ多数ニ増スト謂フコトハ、到底国ノ経済ガ許サナイコトデアル（22）」と、経済的

観点より、在營期間をそのままにするのではなく、兵士を増やすためには在營期間を短くする必要があると述べている。そして、「兵營ニ入ッテ教ヘラル、コト、兵營外ニ於テ教ヘ得ベキコトノ區別ヲ付ケ（23）」ると、在營期間を短くする代わりに兵營外で教練を実施することを主張している。この主張に対して山田陸軍次官は次のように述べている。

私共モ未来ノ戦争ノ多兵ヲ要スルト云フコトハ十分覚悟ヲ致シテ居リマスル、併ナガラ又一方ニ於キマシテハ多兵ナリ且ツ精兵ナリト云フ斯ウ云フ趣向ヲ取ラナケレバйкаヌト考ヘテ居ル次第デアリマス（中略）現ニ此事ニ付テハ御承知デモアリマセウガ、日露戦争ニモ我々ハ深キ研究ヲ致シタノデアリマス、最初ハ日本ノ戦闘能力ハ、個人トシテモ戦闘能力ハ余程良カッタノデアリマス、兵卒ノ素質ガ良カッタノデアリマス、兵卒ノ素質ガ良カッタノデアリマスガ、遼陽戦ガ済ミ、沙河ノ戦闘ガ済ミ、奉天戦ニナリマスルト云フト、次第ニ兵ノ素質ガ悪クナッテ参リマシタ、ソレハ既ニ教育シタ古イ兵ガ無クナリマスルト共ニ、後カラ不完全ナル教育ヲ受ケタ所ノ即チ補充兵デ多ク中隊ヲ埋メラレル、斯ウ云フヤウナ關係ニナツタノデアリマス、（中略）従ヒマシテ多兵デハ無論ナクテハナリマセヌガ、多兵デ且ツ精兵デアリマセネバ独逸ガ白耳義ヲ通ッテ巴里マデ押付ケタト云フヤウナコトハ到底出来ヌト考ヘル次第デアリマス（24）

陸軍省は、今後の戦争では兵士の増員が重要であることは認めているが、兵士の質と法律背反の係にあるとは考えていなかったことが山田陸軍次官の答弁から見て取れる。その根拠として、山田陸軍次官は日露戦争を挙げている。日露戦争では、現役兵約一四万人に対して、補充兵約四二万人と、現役兵の三倍動員された（25）。山田陸軍次官は、補充兵は訓練期間が現役兵よりも短く、兵士としての質が不十分であり、「精兵ナリト云フ斯ウ云

フ趣向ヲ取ラナケレバイカヌ」と、兵士の質の重要性を訴えている。また、山田陸軍次官は第一次世界大戦におけるドイツの動向にも言及しており、ドイツがフランスに侵攻し得た要因として、「精兵」すなわち兵士の質の高さに着目している。このように、陸軍省は日露戦争および第一次世界大戦から、兵士の数が重要であることだけでなく、兵士の質の重要性についても認識していたため、兵士の質と数を二律背反の関係とは見ていなかった。

以上のように、在営期間短縮については、①学校教練をもって代替する、②在営期間を短縮することによって兵士の数を増やす、という主張が見られたが、陸軍省はどちらの考え方も認めなかった。

第二節 学校教練への着手

一九二三年二月に陸軍省は「国民軍事教育方案」を作成した。陸軍省は各学校で「軍事教育」を行い、中等以上の教育機関に通わない者には地方自治体で二〇歳になるまで一定の期間で「軍事教育」を行うことを考えた（26）。平原春好氏が言うように、一九一七年に臨時教育会議で可決された「兵式教練振作ニ関スル建議」は実現に移されないまま放置されていた（27）。陸軍省が「国民軍事教育方案」を作成した背景を見ておく。陸軍省軍務局は一九二五年に作成した『学校教練振作の指針』の中で「大正十一年頃から陸軍省で著々之が具体案に就いて研究を進め（28）」ていたと述べている。陸軍省では山梨半造陸相のもとで一九二二年八月から一九二三年八月にかけて人員整理が行われ、約二三〇〇名の将校が整理された（29）。ここから、陸軍省は人員整理によって生じた失職将校を救済する必要

性に駆られて、「国民軍事教育方案」の作成に着手したことが見て取れる（30）。

そして、六月に文部省も案を作成しており、少年団・青年団にも実施することを考えた（31）。陸軍省と文部省は、「軍事教育」を中等以上の教育機関に通わない者にも実施することと意見が一致していた（以下、中等以上の教育機関の「軍事教育」を学校教練、それ以外の「軍事教育」を青少年訓練と表記する）。しかし、九月一日に関東大震災が起り、文部省は復旧事業を優先しなければならなかったため、計画は一時頓挫した（32）。

「軍事教育」に関する陸軍省と文部省との交渉は、一九二四年八月より再開された。文部省と陸軍省は当初、学校教練だけでなく、青少年訓練も行うつもりだったが、一九二四年八月二五日に陸軍省と文部省は協議を行い、「小学校や青少年団等ではまだ実施する程度の訓練を経てゐないから手を付けない（33）」すなわち、青少年訓練は保留にすることに決めた。その理由の一点目は、教練指導員に関して意見がまとまっていなかったことである。文部省は「予後備の老朽軍人をして担任せしめつゝある現状では軍隊の活知識を与ふることが出来ないから特に現役将校を選んでやらせる（34）」と、青少年訓練の指導員に現役将校を用いることを考えていた。しかし、陸軍省は一九二四年一〇月には四個師団の削減によって一五二〇名の将校を整理する予定であり（35）、中等以上の教育機関約千二百校に将校を配属するつもりだった。文部省は青年団で青少年訓練を行うつもりだったが、一九一九年において青年団は一八、一五六団体あった（36）。つまり、青少年訓練も実施しようとした場合、必要な指導員を確保できないこととなる。そのため、陸軍省は、青少年訓練については在郷軍人や小学校教員を教練の指導員とするつもりだった（37）。陸軍省の方針に対して文部省は、「陸軍側では青少年団の軍事教育に現役将校を派遣することは出来な

いと主張してゐるのは頗る奇怪といはねばならぬ(38)」と疑義を呈している。このように、青少年訓練の指導員をどのように確保するのかについて文部省と陸軍省との間で意見が分かれていた。

二点目は、経費の確保が困難だったことである。加藤高明内閣では行財政整理を行っており、陸軍省は二千八百万円の削減を大蔵省より指示されており、文部省は六百九十万円の削減を行うこととなっていた(39)。一〇月一三日に文部省の関屋竜吉普通学務局長と陸軍省の畑英太郎軍務局長との間で協議が行われ、「相当多額の経費を要することで整理緊縮の今日之が断行は望み難い(40)」と、青少年訓練については一旦保留することとなった(41)。このように、行財政整理が行われている中では必要な経費の捻出が困難だった。以上の理由により、学校教練のみ先に行われることとなった。

次に、学校教練をめぐる陸軍省と文部省の議論を検討する。学校教練をめぐる陸軍省と文部省との間で、在営期間をどの程度短縮するのかということが問題となった。中等以上の教育機関に通う者には一年志願兵制があり、師範学校卒業生には一年現役兵制があった(42)。一九二四年一〇月四日付『東京朝日新聞』には、文部省は陸軍省に対して中学校卒業者の在営期間を六ヶ月、師範学校卒業者については六週間から二ヶ月程度に短縮することを要求したが、陸軍省はどちらにも反対だったことが記されている(43)。一〇月二〇日に畑英太郎陸軍省軍務局長と関屋竜吉文部省普通学務局長との間で協議が行われたが、関屋は中学校卒業者の在営期間を六ヶ月から八ヶ月程度、師範学校卒業者については六週間(44)に短縮することを要求したが、畑は応じなかつた(44)。しかし、それにも拘らず文部省は中学校卒業者については六ヶ月から八ヶ月程度、師範学校卒業者については三週間にす

るよう陸軍省に要求した(45)。文部省は強硬な態度を取っていたことが分かる。文部省の要求に対して陸軍省は、中学校卒業生については勤務演習を加えて一年、師範学校卒業生については三ヶ月にすることを提案した。中学校卒業生を対象とする一年志願兵制には、一年の現役期間終了後に四ヶ月の勤務演習があり、在営期間は実質一年四ヶ月であった(46)。すなわち、在営期間の四ヶ月短縮に応じたということである。また、師範学校卒業生については、文部省が当初主張していた六週間から二ヶ月程度に近い数値を提示していた。このように、文部省の強硬な態度とは対照的に陸軍省は譲歩の姿勢を見せていた。文部省が強硬な態度を取ったのは、「在営年限も短縮しなければ今日強て斯る企て(学校教員―引用者注)をなす必要はない(47)」と考えていたからである。文部省は学校教員を行う交換条件として在営期間短縮を要求していたのである。一方、陸軍省は先述のように将校を整理する予定であり、学校教員は「師団減少による淘汰将校の絶好の救済となるものであるから陸軍側に於ては大いに注目して(48)」いた。そのため、学校教員の実施を陸軍省は「実施を急ぎつゝあった(49)」。そして、一〇月二八日に畑軍務局長と関屋普通学務局長との間で協議が行われ、在営期間を中学校卒業生は一年、専門学校以上は八ヶ月、師範学校卒業生は五ヶ月とすることで意見がまとまった(50)。そして、一九二五年四月より陸軍現役将校学校配属令が実施され、中等以上の教育機関に陸軍の現役将校が教員の指導員として配属されることとなった。

以上のように、学校教員について、文部省と陸軍省は在営期間の程度をめぐる議論をした。文部省は学校教員を行う交換条件として在営期間短縮を要求した。一方、陸軍省は人員整理によって生じた失職将校を救済する必要がある、学校教員を行うことは急務であ

つたため、文部省に対して譲歩せざるを得なかった。以上の理由によって、学校教練を実施するに当たり、在営期間短縮は陸軍省にとって不可欠なものとなったのである。

第三節 青少年訓練をめぐる陸軍省と文部省の交渉

陸軍省と文部省は、学校教練だけでなく中等以上の教育機関に通わない者を対象とする青少年訓練も行う必要があると考えていた。なぜなら、在営期間短縮を実施しなければならぬ状況があつたからである。一九二五年四月より陸軍現役将校学校配属令が実施され、現役将校のもとで教練を受けた生徒には在営期間短縮が認められたが(51)、このことに対して批判が出ていた。教育擁護同盟は、一九二四年一月四日に軍事教育意見交換会を開催し、そこで幹事の野口援太郎は「学校に於て軍事教育を受けたといふ理由によって、一層期間を短縮し、あるひは免除するといふやうな(中略)不平等なその現象(52)」だと批判している。学校教練のみを実施した場合、在営期間短縮は中等以上の教育機関に通う者にのみ認められることとなるため、中等以上の教育を受けない者との間で兵役負担の格差が拡大すると野口は批判している。陸軍省は「中等以上の教育を受け得る者に対しては在営期間を短縮し然らざる者は依然在営期間を短縮せられぬといふことになっては其の間甚だ不均等である」と、「非常に焦つてゐる」た(53)。文部省も同様に「中等学校以上の学校に子弟を入学せしめ得る家庭に育つたものには在営期間に特典を与ふるに反し一般無産階級の子弟は長期の在営の義務を負はされるといふことは軍隊の士気に非常な悪影響を及ぼすのみならず延いては国民思想にも面白からざる反映を与へる」ものであり、「青少年団で軍事訓練を受けた者も待遇しななければならぬ」と、中等教育を受けない者にも在営期間短

縮を認めるべきだと言っている（54）。

このように、中等以上の教育を受ける者とそうでない者との間で兵役負担の格差を拡大する事態が生じていた。そのため、陸軍省と文部省は、兵役負担の格差を是正するために、青少年訓練を行う必要性に迫られていた。第一章で見たように、陸軍省は臨時教育会議や帝国議会でも出た在営期間短縮の要求に応じなかった。学校教練が実施された一九二五年四月前後において、在営期間短縮をめぐる陸軍省の状況は変化していたのである。次に、青少年訓練に関する陸軍省と文部省の議論を検討する。

文部省と陸軍省は一九二五年一月一二日に協議を行っており、文部省は青少年訓練について、①訓練は随意とすること、②一年間の教練時数を六六時間程度として業務の繁閑を考慮すること、③公民教育の目的は健全な国家思想の涵養に置くこと、という案を作成した（55）。また、青少年訓練案の趣旨について、文部省は「今回の一般青少年に対する訓練は別に軍事的教練を主とするわけではなく、「一般青少年をして流行のいはゆる新しい社会運動のうづに巻き込まれない様に公民としての十分な素養を与へる事が目的（56）」と述べている。このように、文部省は公民教育を重視していた。文部省案に対して陸軍省は、「公民教育即ち思想のかん養を主目的として居り、その結果軍事訓練即ち体育及び規律ある精神の修養を軽く見てゐる（57）」と批判している。この批判から分かるように、陸軍省は教練を重視すべきだと考えていた。そして、「軍事教育の訓練時間数は一ケ年約二百時間見当たるを要する（58）」と、文部省が提示した教練時数に同意できない旨を表明した。次に、なぜ陸軍省が文部省の提示した教練時数に同意しなかったのかを検討する。陸軍省は、文部省が提示した教練時数について次のように述べている。

兵営における一日間の教練時間数は七八時間であるから六十六時間の軍事教育とすれば約十日間の訓練である、即ち三年間に僅か三十日の訓練をやっただけで在営年限を四ヶ月半短縮するは事実上困難である(59)

陸軍省と文部省が当初考えていた青少年訓練案では、就学期間は一七歳から一九歳の三年間であつた(60)。陸軍省の説明によれば、六六時間の教練は兵営内で行う訓練の約一〇日分に相当するものであり、それを三年間実施すれば約三〇日分に相当することとなる。また、在営期間短縮について、陸軍省は教練の成績に応じて在営期間を一年六ヶ月・一年八ヶ月・一年一〇ヶ月に短縮することを考えていた(61)。通常の在営期間は二年であり、短縮される期間はそれぞれ六ヶ月・四ヶ月・二ヶ月となる。つまり、陸軍省は在営期間を短縮する程度と教練時数が釣り合っていないと考えていたのである。そして、教練時数を一年あたり二〇〇時間にすべきだと主張していた。このように、在営期間短縮に関して兵営内の訓練との関連で説明をしていることから、陸軍省は在営期間短縮によって兵士の質が低下することを懸念していることが分かる。また、陸軍省が「軍事教育は實際問題として在営年限の短縮を考慮に入れて居るものである(62)」と述べているように、青少年訓練を行う上で在営期間短縮は陸軍省にとって不可欠であつた。そして、陸軍省は「在営年限短縮問題がなければ文部省案で十分であるが、この在営問題の引係つて居る限り軍事教育の教授時間を短くするを得ない(63)」と、在営期間短縮が関わっているため、教練時数に關して文部省の意見を受け入れることはできないと表明している。このように、陸軍省にとつて兵士の質の低下は避けなければならぬことだつた一方、在営期間短縮は不可欠であつた。そして、兵士の質の低下を防ぐためには、教練時数をできる限り多くする必要が

あつた。以上の理由により、陸軍省は文部省の提示した教練時数に同意できなかつたのである。

そして、その後の協議では教練時数について議論がなされた。当初は一七歳から一九歳までを対象としていたところ、教練時数を増やす観点より一六歳から二〇歳までに変更された(64)。また、授業時数については四年間で約九〇〇時間とすることで文部省と陸軍省との間で意見が一致していたが、授業時数の内訳については、文部省が公民教育に六〇〇時間割り当てることを主張したのに対し、陸軍省は教練に五〇〇時間割り当てることを考えており、意見が一致していなかつた(65)。そして、一〇月二七日に青少年訓練に関する打ち合わせが行われ、教授時数は四年間を通じて八〇〇時間に修正され、そのうち二七〇時間を教練に充てることが決まつた(66)。ただし、陸軍省は二七〇時間でもまだ満足しておらず、尋常小学校補習科あるいは高等小学校で行われる兵式体操を含めて合計四〇〇時間行う必要があると考へた(67)。すなわち、高等小学校等で兵式体操を受けた者の教練時数は二七〇時間とする一方、そうでない者の教練時数は四〇〇時間にすることである。そして、一月三〇日に文部省では青少年訓練に関する省議が行われ、教練時数を二七〇時間とし、高等小学校や実業補習学校での兵式体操の時間を合わせて四〇〇時間とすることに決定した(68)。

しかし、松浦鎮次郎文部次官は、一九二五年一月二八日の文政審議会総会において「教練ト云フ方ハ四百時間、尤モ是ハ此十六歳マデノ間ニ高等小学校等デヤリマシタ時間ヲモ通算シマシテ、之ヲ差引クコトガ出来ルコトニシヨウト思フノデアリマスガ故ニ、實際ハ先ヅ三百時間(69)」と述べているように、高等小学校等で兵式体操を受けた者の教練時数

を三〇〇時間とすることに變更された。史料から確認することはできないが、一月三日から一月八日の間に陸軍省が文部省に対して教練時数をさらに増やすよう働きかけたものと考えられる。

以上のように、文部省と陸軍省は青少年訓練を行うに当たり、在営期間短縮を前提としていた。なぜなら、一九二五年四月より陸軍現役将校学校配属令が実施され、中等以上の教育を受ける者とそうでない者との間で兵役負担の格差が拡大していたからである。文部省と陸軍省との交渉では、教練時数が問題となった。松浦は一九三五年一月二日の文政審議会において、「文部当局ト陸軍当局トノ間ニ屢々往復交渉ガアリマシテ、其当時陸軍当局ニ於キマシテハ四年間ヲ通ジテ四百時間、一年百時間ハドウシテモ必要デアル、是ハ到底讓ルコトノ出来ナイ必要ノ時間デアルト云フコトニナツテ居ル(70)」と回顧していることから分かるように、陸軍省は教練時数について譲らなかつた。なぜなら、陸軍省は在営期間短縮によって兵士の質が低下してはならないと考えたからである。そして、青年訓練所の授業時数は四年間で八〇〇時間となり、そのうち教練は四〇〇時間と全体の半分を占めることとなった。在営期間短縮が前提となっていたことにより、青年訓練所は教練に比重を置く教育機関になったのである。

おわりに

青少年訓練案は文政審議会で審議され、一九二六年七月に青年訓練所制度が実施されることとなった。本稿で明らかにしたことを以下に述べる。

一点目は、在営期間短縮をめぐる陸軍省の姿勢に変化が見られたことである。一九一七

年の臨時教育会議では陸軍の現役将校を教練の指導員とすることについて議論されていたことから、教練を行う代わりに在営期間短縮を求める意見が見られた。一九一八年徴兵令改正に関する帝国議会の審議では、今後の戦争では兵士の数が重要である一方、経済的な事情もあるため、在営期間を短縮することによって生じた費用を兵士の増加に用いるべきだという意見も見られた。この意見は、第一次世界大戦の影響によるものであった。しかし、陸軍省はこれらの要求には応じなかった。

一九二三年二月に陸軍省が作成した「国民軍事教育方案」では、中等以上の教育機関だけでなく、それ以外の者をも対象となっていた。(本稿では中等以上の教育機関については学校教練、それ以外については青少年訓練と表記した)しかし、教練の指導員をどのように確保するのかについては意見がまとまらなかったり、必要な経費の確保が困難だったりしたため、陸軍省と文部省との間で在営期間をどの程度短縮するのかが問題となった。文部省は、陸軍省と文部省との間で在営期間をどの程度短縮するのかが問題となった。文部省は学校教練を実施する交換条件として在営期間短縮を要求した。一方、陸軍省は失職将校の救済にせまられ、学校教練の実施は急務だったため、文部省に譲歩せざるを得なかった。そして、一九二五年四月より陸軍現役将校学校配属令が実施され、中等以上の教育機関で現役将校の指導下で教練を受けた者には在営期間短縮が認められた。しかし、これは中等以上の教育を受ける者とそうでない者との間で兵役負担の格差が拡大するものであった。そして、陸軍省は兵役負担の格差を是正する必要性から、中等以上の教育を受けない者にも兵役上の特典を付与する必要性に迫られた。陸軍現役将校学校配属令の実施前後において、在営期間短縮に関する陸軍省の姿勢は変容を来していたのである。

二点目は、在営期間短縮の実施が前提となったことにより、青年訓練所は教練に比重を置く教育機関になったことである。文部省は教練の年間時数を六六時間とすることを提案したが、陸軍省はそれを受け付けなかった。陸軍省は在営期間短縮によって兵士の質が低下することを懸念した一方、在営期間短縮は陸軍省にとって不可欠だった。そのため、陸軍省は教練時数に関して譲歩の姿勢を見せなかった。そして、交渉の結果、教練時数は高等小学校で行う兵式体操を含めて四〇〇時間とすることで意見が一致した。在営期間短縮が前提となったことにより、青年訓練所は教練に比重を置く教育機関になったのである。最後に、青年訓練所制度の実施後の状況について述べておく。表2-1は青年訓練所の入所者数の変遷を示したものである。青年訓練所制度の実施された一九二六年は約一一〇万人であるが、一九二七年は約九八万人と一〇万人以上減少しており、その後は減少傾向にあった。また、表2-2は福井県武生町立武生青年訓練所の就学状況を示したものである。一九二六年度の入所率は六一・四%であるが、その後は上昇傾向にあり一九三四年度は八割に達している。しかし、皆勤率は上昇傾向にあるが三割に達しておらず、精勤率は一〇%から二〇%であり、出席状況は不振に陥っていた（武生青年訓練所では、年間総時数のうち九五%以上出席した者を皆勤、八〇%以上出席した者を精勤として扱っていた）。武生青年訓練所は就学状況が不振に陥っている要因として、①生徒は問屋や行商家の店員が多く、夜遅く帰宅する者が多数であること、②入所該当者のうち被雇用者が大部分を占めること、③雇用者が商業に熱心な余り、青年訓練所に対する理解の薄い者がいること、を挙げている（71）。このように、青年訓練所に通う者は何等かの職業に従事しているため、就学が困難な状況にあった。

青年訓練所で授業を受けることは「苦痛」であった。松浦鎮次郎文部次官は「随分多数」

表2-1 青年訓練所生徒数の変遷

	公立			計	私立	合計
	①	②	③			
1926年	-	-	-	1,096,881	10,979	1,107,860
1927年	-	-	-	968,707	13,256	981,963
1928年	-	-	-	923,143	13,104	936,247
1929年	733,159	176,946	19,127	929,232	15,000	944,232
1930年	720,341	195,009	21,164	936,514	17,954	954,468
1931年	696,212	225,918	26,718	948,848	15,736	964,584
1932年	688,595	242,200	19,750	950,545	14,585	965,130
1933年	655,153	235,444	27,183	917,780	14,709	932,489
1934年	640,716	250,266	23,622	914,604	18,979	933,583

文部省普通学務局『青年訓練ニ関スル調査』1928年、文部省社会教育局『青年訓練ニ関スル調査』1929年～1935年をもとに作成。

①青年訓練所にて訓練を受けた者 ②青訓充当実補にて訓練を受けた者 ③青年訓練所規程第8条によって訓練を受けたと見做された者

表2-2 武生青年訓練所の就学状況

	入所者	要入所者	入所率(%)	皆勤者	精勤者	皆勤率(%)	精勤率(%)
1926年度	223	363	61.4	6	24	2.7	10.8
1927年度	212	336	63.1	26	38	12.3	17.9
1928年度	246	360	68.3	36	32	14.6	13.0
1929年度	245	350	70.0	40	18	16.3	7.3
1930年度	209	296	70.6	32	21	15.3	10.0
1931年度	211	292	72.3	34	35	16.1	16.6
1932年度	226	312	72.4	47	35	20.8	15.5
1933年度	224	300	74.7	52	49	23.2	21.9
1934年度	232	302	76.8	68	21	29.3	9.1
1935年度	295	357	82.6	-	-	-	-

福井県武生町立武生青年学校『武生青年訓練所(学校)概況』1935年、p1をもとに作成。

皆勤者は年間総時数のうち95%以上を受けた者、精勤者は80%以上を受けた者を指す。

ぬむ間の十て労働労働訓練中等受けはる。百公民お九また、
 約(72)ろ苦痛といはなけれは、一週四、
 〇時間業務をしたら、
 文部次官は「随分多数」に
 ぬむ間の十て労働労働訓練中等受けはる。百公民お九また、
 約(72)ろ苦痛といはなけれは、一週四、
 〇時間業務をしたら、
 文部次官は「随分多数」に

殆ど大多数ノ者ハ小学教育ヲ卒ヘレバ何等カノ業務ニ就イテ居ル者デアリマス。(中略)之ヲ強制シテ此訓練ヲ受ケシメルト云フコトニ致シマスト、其間ニ余程無理ガ当リハシナイカ(73)と述べるのみであり、何等かの職業に従事している者を就学させるための方法については言及しなかった。文部省と陸軍省は、青少年訓練に関する政策立案過程において、授業時数の割当については議論をしていたが、どのようにして就学させるのかについては一切議論をしていなかった。そして、就学状況は実業補習学校と統合して青年学校になった後も課題として残されていたのである(74)。

注

- (1) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』(吉川弘文館、一九九六年)一九〇頁。
- (2) 吉田裕「第一次世界大戦と軍部」(『歴史学研究』四六〇、一九七八年)、瀨瀨厚『総力戦体制研究』(三一書房、一九八一年、のち社会評論社より二〇一〇年に復刊)。本稿では二〇一〇年の復刊本を使用した。
- (3) 阿部彰『文政審議会の研究』(風間書房、一九七五年)二五一頁。
- (4) 大江志乃夫『徴兵制』(岩波新書、一九八一年)一三九頁。
- (5) 徴兵令では在営期間は三年だが、一九〇七年六月に徴兵事務条例が改正されたことにより、歩兵科のみ在営期間が二年に短縮された(加藤前掲『徴兵制と近代日本』一五〇―一五一頁)。本稿では一九〇七年以降を扱うため、在営期間は二年として扱う。

(6) 阿部前掲『文政審議会の研究』二七一頁。

- (7) 同右。
- (8) 加藤陽子氏は、第一次世界大戦後、陸軍省は「総力戦体制と、日本の従来までの精兵寡兵主義をどのように擦り合わせるか」という問題を抱えることになったと説明している(加藤前掲『徴兵制と近代日本』二六五頁)。加藤氏の説明から分かるように、第一次世界大戦を機に陸軍省が「多兵主義」の重要性を認識したことは確かであるが、必ずしも従来の精兵主義すなわち兵士の質を重視する方針を放棄したわけではなかった。
- (9) 阿部前掲『文政審議会の研究』二七六頁、加藤前掲『徴兵制と近代日本』二六五頁。
- (10) 阿部前掲『文政審議会の研究』二五三・二五五頁、額額前掲『総力戦体制研究』一四九―一五〇頁。
- (11) 阿部前掲『文政審議会の研究』二五五頁。
- (12) 加藤陽子「政友会における『変化の制度化』」(同『戦争の論理』勁草書房、二〇〇五年、初出一九九三年)三八頁。
- (13) 平原春好『配属将校制度成立史の研究』(野間教育研究所、一九九三年)一二頁。
- (14) 「臨時教育会議(総会)速記録 第六号」(一九一七年一月二七日、文部省『資料臨時教育会議 第二集』一九七九年)四五〇頁。
- (15) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記)第七回』(一九一八年三月二日)八二頁。
- (16) 菊池邦作『徴兵忌避の研究』(立風書房、一九七七年)四七八頁。
- (17) 『第四十回帝国議会衆議院 徴兵令中改正法律案委員会議録(速記)第七回』(一九

- (18) 「臨時教育會議（總會）速記録 第八号」、(文部省『資料臨時教育會議 第二集』一八八九年三月二日) 八二頁。
- (19) 「臨時教育會議（總會）速記録 第八号」五七三頁。
- (20) 『第四十回帝國議會衆議院 徵兵令中改正法律案委員會會議錄（速記）第七回』（一九一八年三月二日）八二頁。
- (21) 『第四十回帝國議會貴族院 徵兵令中改正法律案特別委員會會議事速記録第二号』（一九一八年一月二五日）一一頁。
- (22) 同右。
- (23) 同右。
- (24) 『第四十回帝國議會貴族院 徵兵令中改正法律案特別委員會會議事速記録第二号』（一九一八年一月二五日）一一—一二頁。
- (25) 加藤前掲『徵兵制と近代日本』一四七頁。
- (26) 『東京朝日新聞』二月五日付。
- (27) 平原前掲『配属將校制度成立史の研究』四八頁。
- (28) 陸軍省軍務局『學校教練振作の指針』一九二五年（日本近代教育史料研究会『資料文政審議會 參考史料（上）』明星大學出版部、一九八九年所収）三二七頁。
- (29) 『教育時論』一三四五（一九二二年八月二五日）三四頁、一三六六（一九二三年三月二五日）三七頁。
- (30) 現役將校を學校に配属することは、陸軍省にとって失職將校救済の面があつたこと

は、阿部前掲『文政審議会の研究』（風間書房、一九七五年）、瀨瀨前掲『総力戦体制研究』（三一書房、一九八一年）などによって明らかにされている。

(31) 『東京朝日新聞』一九二三年六月一五日付。

(32) 『東京朝日新聞』一九二三年一〇月三〇日付。

(33) 『東京朝日新聞』一九二四年八月二六日付。

(34) 『東京朝日新聞』一九二四年八月一九日付。

(35) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月一七日付。

(36) 文部省普通学務局『全国青年団の実際』一九二一年、三〇―三二頁。

(37) 『東京朝日新聞』一九二四年九月一三日付・一〇月二二日付。

(38) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月七日付。

(39) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月六日付、一〇月一日付。

(40) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月一五日付。

(41) 同右。

(42) 一年志願兵制とは中等学校以上の卒業者を対象に在営中の費用を自己負担することによって入営期間を一年にする制度であり、現役期間終了後に予備役将校もしくは下士官に任命される制度である。また、師範学校卒業者の在営期間は一九一八年の徴兵令改正によって六週間から一年へと延長されていた（城丸章夫「徴兵制度上の特典と師範学校における兵式体操」『千葉大学教育学部研究紀要』二九―一、一九八〇年、三七・三九頁）。

(43) 『東京朝日新聞』一九二四年一〇月四日付。

- (44) 『東京朝日新聞』一九二四年一月二一日付。
- (45) 『東京朝日新聞』一九二四年一月二二日付。
- (46) 一九二〇年三月に一年志願兵制が改正され、勤務演習の期間が六ヶ月から四ヶ月へと短縮された(『東京朝日新聞』一九二〇年三月一四日付)。
- (47) 『東京朝日新聞』一九二四年一月四日付。
- (48) 『東京朝日新聞』一九二四年一月三日付。
- (49) 『東京朝日新聞』一九二四年一月四日付。
- (50) 『東京朝日新聞』一九二四年一月二九日付。
- (51) 一九二五年二月、陸軍省と文部省との間で「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」が交わされ、在営期間に関して、中等学校卒業者は一年、高等学校・大学予科・専門学校卒業者は一〇ヶ月、師範学校卒業者は五ヶ月とすることに決定した(陸軍省軍務局『学校教練振作の指針』三三〇頁)。
- (52) 野口援太郎「軍事教育に関する意見交換会に就て」(『教育時論』一四一九、一九二四年一月五日)六頁。
- (53) 『東京朝日新聞』一九二四年一月八日付。
- (54) 『東京朝日新聞』一九二四年一月四日付。
- (55) 『東京朝日新聞』一九二五年一月一日付。
- (56) 同右。
- (57) 同右。
- (58) 同右。

- (59) 同右。
- (60) 『東京朝日新聞』一九二五年九月二三日付。
- (61) 『東京朝日新聞』一九二五年一月八日付。
- (62) 『東京朝日新聞』一九二五年一月一日付。
- (63) 同右。
- (64) 『東京朝日新聞』一九二五年一月二七日付。
- (65) 同右。
- (66) 『東京朝日新聞』一九二五年一月二八日付。
- (67) 『東京朝日新聞』一九二五年一月六日付。
- (68) 『東京朝日新聞』一九二五年一月一日付。
- (69) 「文政審議会議事速記録 諮詢第七号 青年訓練ニ関スル件」(一九二五年一月一日、日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第二集』明星大学出版部、一九八九年 所収) 三七四頁。
- (70) 「文政審議会総会議事速記録 青年学校制度制定ニ関スル件」(一九三五年一月二日、日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第三集』明星大学出版部、一九八九年 所収) 四三三頁。
- (71) 福井県武生町立武生青年学校『武生青年訓練所(学校)概況』(一九三五年)二三頁。
- (72) 『東京朝日新聞』一九二五年一月二七日付。
- (73) 「文政審議会議事速記録 諮詢第七号 青年訓練ニ関スル件」(一九二五年一月一日、八月) 三六三頁。

(74) 青年学校の就学状況の不振の実状については、第四章で分析をしている。

第三章 青年学校制度の成立―文部省・陸軍省の交渉を中心に― はじめに

一九三五年四月、実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校制度が成立した。青年学校は、尋常小学校卒業後、中等教育を受けられない者が通う教育機関であった（以下実業補習学校を実補、青年訓練所を青訓と略す）。

阿部彰氏は、実補では職業科の専任教員が不在の場合がある一方、青訓では在郷軍人が教練の指導をしたことから、両者の統合によって実補の比重が低下し、青訓の比重が高まったと捉えている⁽¹⁾。また、米田俊彦氏は教練開始年齢の低下に着目しており、青訓では一六歳より訓練が行われたが、青年学校では本科以上すなわち一四歳以上の男子に対して教練が実施されたことから「文部省が譲歩した面が相当に大きい⁽²⁾」と評価している。

このように陸軍省の意向が大きく反映されたという見解がある一方、小塚三郎氏は、①青訓の教練時数が四年間で四〇〇時間、つまり一年間で一〇〇時間であったのに対し、青年学校では教練の年間時数が七〇時間であったこと、②青年訓練所充当型実業補習学校が全国各地に成立していたこと、の二点から、青年学校制度は「青年訓練所の教育内容と実業補習学校の教育内容を単純に結合したのではなく、後者をより重視して⁽³⁾」いると評価している。

以上のように、先行研究では青年学校制度は陸軍省と文部省のどちらの意向が大きく反映されたのかという点で評価が分かれている状況である。

以上の研究状況を踏まえて、本章では以下のことを検討する。一つ目は、政策立案過程

である。阿部氏・米田氏は、なぜ一九三〇年代の教育が軍国主義化したのかということに関心があり、その要因が軍部にあると考えているため、陸軍省の動向を重要視している。一方、小塚氏は、青年学校の設立以前の状況を検討することで、青年学校が実業補習教育を重視する教育機関となった背景を明らかにしている。しかし、これらの研究では、いかなる経緯で青年学校制度が成立したのかということや、文部省や陸軍省がいかなる意図をもっていたのかということが検討されておらず、これらのことを検討しなければ、青年学校制度の特質を評価できないと筆者は考える。政策立案過程については八本木浄氏が研究しており、氏は、青年学校制度が陸軍省の「高度国防国家」構想の一環であったと陸軍省の意向を分析しているもの⁴、文部省がいかなる意図を有していたのかに関する言及は見られない。そこで、文部省と陸軍省がいかなる考えを有しており、そしてどのように交渉が進められたのかを考察していく。

また、先行研究では文部省と陸軍省が対立関係にあり、両者の見解が相容れないものとして捉えられているが、実際には両者は必ずしも対立関係にあったのではなく、見解が共通する部分も見られた。このことは青年学校の教育の特質と関連するため、両者の見解がいかなる点で共通していたのかということについても検討をする。

二つ目は、青年学校の教育である。青年学校では職業教育が重視されたことと小塚氏は評価をしているが、なぜ青年学校は職業教育を重視する教育機関となったのかということや、そこで行われた職業教育にはいかなる特質があったのかということが明らかにされていない。そこで、これらの点について考察を進めていく。

以下、本章では次のように議論を進める。第一節では実補・青訓の統合に至る背景を検

討すること、なぜ青年学校の設立が必要となったのかを考察する。第二節では政策立案過程における文部省と陸軍省の交渉を検討すること、文部省と陸軍省の交渉がどのように進められたのか、そしてなぜ交渉が成立したのかを考察する。

第三節では青年学校の教育の特質を考察する。1では学校関係者や評論家の意見を、2では文政審議会の議論を、3では青年学校の教育を検討する。文政審議会とは一九二四年から一九三五年の間に設置されていた内閣の諮問機関である。文部省と陸軍省の交渉が一九三四年一月一日から二二日にかけて文政審議会が青年学校案の審議が行われた。これらの検討を通して、青年学校の教育にはいかなる特質があったのか、そしてなぜそのような特質をもつこととなったのかを考察していく。

第一節 実業補習学校・青年訓練所の統合

実補・青訓の統合が問題となった背景には青訓に対する批判があり、それは一九二六年の青訓の設立当初より見られた。青訓に対する批判は二つに大別でき、一つ目は青訓の機能に対する批判であり、二つ目は実補・青訓の並立によって生じる矛盾に対する批判である。

まず、青訓の機能に対する批判の一つ目は在営年限短縮に関するものである。青訓は一六歳から二〇歳までの男子に対して四年間訓練を施す教育機関であり、訓練修了者には在営期間の半年短縮が認められた⁵⁾。青訓は四月より新年度が始まり、翌年三月にその年度が終わることとなっていた一方、毎年一月に二〇歳の男子を対象に徴兵検査が行われた。このような状況の中で、青訓の在営年限短縮について日本青年館主事の松原一彦は以下の

ように述べている。

入営したら在営年限が短縮せられるといふ恩典を勘定に入れて通つて居た連中のうちで、甲種合格、いよいよ入営ときまつたものは、やれ訓練をうけてよかつたと喜んだのに引かへて、不合格になつた連中は、やれやれこれで安心、兵隊にとられるのでないのだったら、何を苦しんで訓練などをうける必要があらう、これで責任解除だとばかり、ばったり訓練所への出席をやめて仕舞うものが夥しくなつた⁽⁶⁾

松原が指摘しているように、在営年限短縮の特典を得ることを目的に青訓に通う生徒が見られ、徴兵検査に不合格だとわかると青訓に出席しなくなるという事態が見られた。在営年限短縮は青訓の入所者数増加を意図して設けられたにも関わらず、それがかえつて青訓の不振につながる事態を招いていた⁽⁷⁾。

二つ目は、青訓の教育が教練に偏重しているという批判である。福井県大野郡青年会会員の久保重松は「教練ノ任ニ当ル者ガ、公民教育ニ対スル理解ガナク、専ラ軍隊式ノ鍛ヘ主義ノミヲ、訓練ノ良法ト心得テ居ル⁽⁸⁾」と、教練指導員が公民教育に対する理解がないため、青訓の教練が軍隊式訓練になつていっていると指摘している。そして「公民トシテ修養ヲ青年ニ与ヘルト言フコトハ青年訓練ノ目的」であるとして、青訓で実際に行われている教育は青訓の本来の趣旨に反していると批判している。このように、青訓が教練に偏重することは青訓の趣旨に反するものと見られ、それもまた青訓に対する批判となつて表れた。

次に実補・青訓の並立によつて生じる矛盾について検討する。一つ目は、学科目の重複である。実補では修身・国語・数学・理科・職業に関する科目、青訓では修身及公民科・教練・普通学科・職業科が学科目として設定されていた⁽⁹⁾。このように、実補・青訓では

それぞれ修身と修身及公民科、国語・数学・理科と普通学科、職業に関する科目と職業科というように、学科目の重複が見て取れる。

二つ目は、生徒の重複である。実補・青訓では二重学籍すなわち一人の生徒が実補・青訓の両方に在籍しているという事態が生じていた。東京府公立小学校長の小池喜八は一九三五年一月の文政審議会において、自身の勤める学校では「補習学校ノ生徒デモ年齢ノ該当シタ者ハ全部青年訓練所ノ生徒ニナツテヤツテ居⁽¹⁰⁾」ると、たとえ実補の生徒でも、一六歳になると青訓に在籍するようにしている⁽¹¹⁾と述べている。小池の学校では実補後期が三年であったため、「後期ノ一部分ガ青年訓練所ノ生徒ニ該当⁽¹¹⁾」することとなっていた。

三つ目は業務の複雑化である。これは小学校教員が実補・青訓教員を兼任していることにより生じていた。一九三〇年一二月に帝国教育会主催の実補・青訓連合教育大会が開催され、そこで、①実補・青訓の教員の統督を別々に行わなければならないこと、②年中諸行事（修了式、査閲、運動会、創立記念式）を実補・青訓で別々に行わなければならないこと、③諸表簿を二つ作成しなければならないこと、④月末報告を別々にしなければならないこと、が実補・青訓の並立によって生じていると指摘された⁽¹²⁾。このような状況に対して石川県教員の岡本良は「事務処理の重複を排除すること⁽¹³⁾」を主張している。また評論家の相沢瀨は「青年の入所、退所は勿論、紙一枚買ふても、小面倒なる手続を要するの⁽¹⁴⁾で、その事務の繁雑なものには、何処でも弱って居る」と教員の業務の繁雑化の問題を指摘した上で「実業補習学校と青年訓練所とを一つの者とすることは、之を要するに地方の青年の指導上、経済上、又は執務の三点から、多大の便宜が得られる」と実補・青訓の統合を主張している⁽¹⁴⁾。このように、学科目および生徒が重複しているにも関わらず実補・青

訓で事務処理を別々に行うことは学校関係者にとって大きな負担となっていたため、実補・青訓の並立によって生じる矛盾を解消する必要があったのである。

では、なぜ青訓に対する批判は設立当初よりあったにも関わらず、青訓廃止によってではなく、実補との統合によって上述の問題を解消することになったのであるのか。それは、青訓批判の性格より理解できる。松原は「国力の根本を養ひ真実の社会文化を顕現すべき最も重要な生産勤労の教育であり、同時に、共同生活組織の社会人たるべき公民的訓練と一旦緩急あらば直ちに矛をとって国難に当るべき教育訓練⁽¹⁵⁾」が青訓の教育であると、軍事的側面においてのみ重要なだけでなく、公民としての資質を涵養するために青訓が重要だと主張している。つまり、在営年限短縮をめぐる松原の批判は、あくまでもそれによって生じる弊害を指摘したものであり、青訓廃止を意図するものではなかったのである。

一方、青訓に対しては批判だけでなく評価する意見のあったことも青訓廃止とならなかった理由として挙げる事ができる。福井県武生町立武生東青年訓練所では生徒一六四名に対して青訓の効果に関する調査が行われた。それによると「規律正しい行動が出来る様になった」と答えた者が一五五名（九四・一％）、「忍耐力が出来て来た」と答えた者が一二七名（七七・四％）と、青訓の教育を評価する意見が見られた⁽¹⁶⁾。これは生徒の意見であるため、実際にこれらのような効果があったのか疑問の余地があるが、青訓の教育を評価している点は重要である。このように生徒が青訓を評価する一方で、学校関係者もまた青訓を評価しており、神戸実修学校長の大山綱志は、「補習学校ノ生徒モ青年訓練所ノ教員ヲヤルヤウニ仕向ケテ居リマスシ、ソレカラ青年訓練所ノ方モ知識ノ方ハ出来ルダケ学校デヤルヤウニ勸メテ居⁽¹⁷⁾」ると、生徒には職業科や普通学科を実補で受けさせ、教員を青

訓で受けさせていると述べている。ここから、大山が青訓の教育を評価していることが伺え、さらに、実補生徒にも青訓の教育を受けさせていることから、軍事的側面ではなく、規律正しい行動や忍耐力が身に付く点を評価していたものと考えられる。

以上のように、青訓に対しては、在営年限短縮や教練の実施方法に対する批判や、実補・青訓の重複に関する批判が見られた。ただし、それらの批判は必ずしも青訓の存在意義を否定するものではなく、青訓の教育効果を評価した上での批判であり、あくまで現況に対する不満を述べたものであり、また、青訓の教育に対しては批判だけでなく、評価する意見も見られた。以上の理由により、青訓廃止によつてではなく、実補・青訓の統合によつて矛盾を解消することが目指されたのである。

第二節 文部省・陸軍省の交渉

1 青年学校案の登場

以上のことを背景として、実補・青訓の統合が文部省で検討されることとなった。一九三一年一月九日、青年学校案の協議が文部省で行われ、文部省より関屋竜吉社会教育局長、小尾範治成人教育課長、高田休広青年教育課長が出席し、他に東京府市の実補校長および青訓主事一五、六名が参加した。協議の結果、原案の内容で意見が一致した⁽¹⁸⁾。

原案では、就学期間を普通部二年、中等部二年、高等部三年とし、それとは別に訓練部を三年設けることとなっていた⁽¹⁹⁾。これを図示したものが図1である。原案は普通部・中等部・高等部で実補のような職業教育と公民教育を中心とした教育を行うのに対し、訓練部で青訓のような教練中心の教育を行うものであったと考えられる。小尾は原案について

「従来の青年訓練所より一年短縮されるし、補習学校の内容は充実する⁽²⁰⁾」と、従来の実補が前期二年・後期二年の計四年だったのに対し、就学期間が七年に延長されることで、従来の実補より教育内容が充実すると考えた。また、従来の青訓より一年短縮されることについては、一九歳で修了させる意図があったと考えられる。前章で見たように、青訓では在営年限短縮によって生じる弊害が指摘されていたため、一九歳で修了させることで徴兵検査不合格に伴って出席しなくなる事態を阻止しようとしたと考えられる⁽²¹⁾。

しかし、この原案に対して元帝国教育会主事の野口援太郎は、実補・青訓の統合には賛成であるものの、「訓練部と切り離すことは賛成出来ない」と、高等部・訓練部に区分することに反対をした⁽²²⁾。この批判を受け、文部省は一九三二年八月、原案を修正した。原案では高等部・訓練部に区分されていたが、修正案では予科二年、本科四年、研究科一年以上に修正された（図1参照）。修正の趣旨について小尾は「前の案では青訓と実補が一諸になつて居るが、その実は二本になつた点があるのでそれを一本の制度とし両者の融合を図りたい⁽²³⁾」と、高等部・訓練部に区分するのではなく、両者を一体とするように修正をしたと述べている。

以上のようにして文部省は原案を修正したが、修正をした一九三二年八月時点では具体案がまだ作成されておらず、また陸軍省の了承も得られていなかった。一九三二年八月六日付『教育週報』には、文部省は省議に諮った後に陸軍省の了承を得、その後、青年学校の組織や授業科目などについて具体案を作成する予定である旨が記されている。しかし、同年一〇月頃に陸軍省は文部省案に対して反対意見を表明した。次節ではなぜ陸軍省が文部省案に反対をしたのか検討する。

この点については陸軍少将の新山福治が青訓の教練の意義を次のように述べている。

心身鍛錬が青訓の特質である一方、それ以外にも陸軍省は青訓の機能を評価していた。

統合によって「心身鍛錬」という青訓の特質が損なわれることを懸念した。

趣旨が寸毫なりと雖も没却せられる施設とならない様に配慮してゐる」と、実補・青訓の

批判している。そしてそれを理由に、「青年訓練所の目的としてゐる心身鍛錬を主眼とする

鍛錬情意の陶冶に意を用ふることの少かつた²⁵」と、学校教育が知育偏重に陥っていると

表3-1 青年学校の年間授業時数(1932年文部省案、単位:時間)

	男子	女子
修身・公民科	30	30
普通学科	40	40
職業科 家事・裁縫	75	120
教練・体操	75	30
計	220	220

『教育時論』1703、1932年10月5日、p40より作成

陸軍省は「元来従来の学校教育が知育に偏重して徳育を軽視し、心身の

二つ目は、統合によつて青訓の特質が損なわれるという批判である。

が「青年学校を「心身徳育」を中心とする青訓主体の教育機関にする考

は「青年学校を「心身徳育」を中心とするのか」と述べていることから、松村に

る「青年の教育でなくてはならぬ」あるいは「今日の非常時に臨んで何を

と思われ。また松村が「心身徳育を中心に真に国家重大の時期に於け

う批判をしていることから、このことが反対を述べる根拠になっていた

が表明されていること、及び文部省案は職業教育を中心としているとい

見て取れる。文部省が授業時数案を出した一九三二年一月に反対意見

すると、文部省案では全時数に占める教練の割合が低下していることが

間であり、全体の約三分の一となつていた(表3-1参照)。青訓と比較

成した授業時数案では、年間時数二二〇時間のうち、教練時数は七五時

体の半分を占めていた。それに対して、一九三二年一月に文部省の作

兵役義務は憲法の明示する所であつて苟くも足腰の起つ者は一朝有事の際銃を執つて起たなければならぬ、而して総ての壮丁を尽く現役兵として教育することは事実不可能である。ソコで平常に於ても現役に行かない者でも軍事の一般常識を弁へ置き又愈々の時は速成教育で戦場に立たなければならぬから実施上の予備知識や小銃一挺を有つて戦闘する事や簡單なる軍事動作は之を知り之を行ひ得るやうでなければならぬ⁽²⁶⁾。

このように新山は、たとえ徴兵されない者でも軍事に関する知識を習得しておく必要があると考へており、新山の主張の背景には青訓に対する世間からの誤解があつた。新山は、①青訓は全授業のうち半分が教練に当てられてゐること、②教練の指導員を在郷軍人が担当してゐること、③教練に関しては現役将校による一年に一回の査閲があること、が「青年訓練の正体は国民訓練などではない全く入営者の準備教育であると直感せしめた⁽²⁷⁾」と考へた。しかし、青訓が入営準備教育を目的としてゐるといふのは世間からの誤解であり、国民皆兵すなわち徴兵者以外の者にも軍事に関する知識を習得させることが青訓の目的だつたと新山は主張してゐる。

このように青訓は「心身鍛錬」、国民皆兵主義にもとづく教育を行う点に特質があると陸軍省は考へた。これについて新山は「青年訓練が單なる国民訓練であるならば強いて兵式を用ふる必要はないではないかといふことになる」にも関わらず、「(陸軍…引用者注)当局は之を明らかに言はない」ことを批判してゐる。ここから、「心身鍛錬」は表向きの理由であり、国民皆兵主義にもとづく教育が陸軍省の意図するものだつたことがわかる。表向きの理由を述べる必要があつたのは、①青訓が軍隊式訓練に偏重してゐるといふ批判が

あつたこと、②文部省に対して説得力のある主張をすること、によるものであつた。この中で②に関して、文部省の小尾範治は「智識のみを特に重んじた、それが缺陷になつたのであります。缺陷とは何であるか（中略）それは即ち道德であります⁽²⁸⁾」と、教育が知育偏重に陥っており、徳育が軽視されていることに問題があることを認識していた。そのため、上述の陸軍省の主張は文部省に対して説得力のあるものだったと考えられる。

以上ののように、文部省案は職業教育を中心としていること、そして文部省案では青訓の特質を維持できない可能性があること、これらの理由より陸軍省は文部省案に反対をした。前者に関しては、青年学校では教練を主体にすべきだという考えが根底にあつた。一方、後者に関しては、知育偏重によつて「心身鍛錬」という趣旨が損なわれると文部省に対して説得力のある主張をして反対した。

そしてこれらの反対意見が出されたのが、修正案が出された一九三二年八月以降であることが重要である。なぜなら、陸軍省が実補・青訓の統合自体に反対したのではないことを意味するからである。このことは、松村が「（実補・青訓の統合に…引用者注）反対せぬ許りでなく大に促進の為に努力したい⁽²⁹⁾」と述べていることから伺える。また、文部省の小尾は一九三二年一月に帝国教育会主催の実補・青訓連合教育大会で「昨年は軍部との諒解も成立つてゐたが今年はまだ打合中⁽³⁰⁾」と述べていることから、陸軍省が統合自体に反対していたのではないことが見て取れる。一九三一年一二月の原案では高等部・訓練部に区分されていたため、訓練部を従来の青訓と同様の方針にもとづいて運営することが可能だったと考えられる。しかし、一九三二年八月の修正案では高等部・訓練部の区分がなくなり、従来の青訓の教育に知育偏重の弊害が及ぶことが予想されたため、陸軍省は反

対意見を表明した。つまり、陸軍省は統合自体に反対したのではなく、文部省の修正案では青訓に対して修正を加える必要が生じるため、反対意見を表明したのである。

3 文部省・陸軍省の交渉

文部省との交渉は当初、陸軍省軍務局徴募課長の松村が担当しており、松村は文部省に次のような要望を出した。一つ目は、新たな教育機関の名称についてである³¹。松村は「青年学校は、其の目的に於ては、学校と云ふ名に縛られて従来の青年訓練所の目的精神が失はれ、動もすれば知育偏重に陥りはせぬかと³²」と「学校」という名称を使用することを批判している。ただし、教育機関の名称に「学校」という語句が入ること自体は問題ではなく、このことは、文部省の小尾が陸軍省から新たな教育機関の名称を「国民訓練学校」としてほしいと要望があったと述べていることから伺える³³。松村は新たな教育機関が知育偏重となることで青訓の特質が損なわれることを懸念しており、その懸念を少しでも排除することを意図したものだと考えられる。

二つ目は授業時数についてである。文部省の関屋は「時間数に於て徹底したい³⁴」と陸軍省より要望があったと述べているが、陸軍省の松村は「青年学校なる一つの制度の下に於て仮に教練は従来通り四百時間実施するとしても、其の教練の成果たるや、青年訓練所のそれと比べて非常な懸隔あるものと思ふ³⁵」と、単に教練時数を四〇〇時間確保できれば良いとは考えていなかった。この主張には、青年学校を青訓主体の教育機関にしたいという意向があったものと思われる。このような陸軍省の姿勢に対して文部省はどのようなように考えたのだろうか。一九三三年六月二三日に文部省の局長会議が開かれ、青年学校案に

ついで協議がなされた。そこで関屋より陸軍省との交渉の経過の報告の後、協議がなされたが「大多数は陸軍当局の意向を尊重する事には反対⁽³⁶⁾」と、青年学校を青訓主体とすることに反対していた。このように陸軍省は青年学校を青訓主体の教育機関にするという考えを持っていた一方で、文部省は陸軍省の意向に反対であったため、交渉は難航した。

しかし、陸軍省が上述の要望を実現するのは困難であった。その理由の一つ目に、学校関係者が実補・青訓の統合を求めていたことが挙げられる。東京都牛込商業実務学校長の吉水正孝は「実業補習学校と青年訓練所とを融合統一することが、合理的で且つ実益ありとするは、天下の輿論⁽³⁷⁾」であると、実補・青訓の統合に期待しているが、それにも関わらず「文部当局と陸軍当局との意見の不一致に因り行悩みとなり、不成立に終らんとする情勢ありと聴くが、直接断の教育の任にある身として真に遺憾の感に堪えない⁽³⁸⁾」と文部省・陸軍省の交渉決裂によって青年学校案が頓挫することを危惧している。学校関係者が実補・青訓の統合を求めていたのは、実補・青訓の並立によって生じる矛盾を実感していたからであり、また先述のように陸軍省は実補・青訓統合の必要性を認めていた。つまり、自己の要求に固執すると交渉を長引かせることになり、学校関係者から批判が出ることで予想されるため、陸軍省が自己の主張を貫徹させることは困難であった。

二つ目は、青年学校を青訓主体の教育機関にすることに對して学校関係者や評論家が反對していたことである。評論家の相沢瀨は次のように述べている。

我々が青訓に賛成した理由は、兵士としての技術的訓練所に非ずして、一般的訓練、共同動作、義勇奉公の精神、忍耐等所謂一般的国民の心身の鍛錬をなすのであり、それがやがて兵士としての基礎教育となつて、国民としての重大任務も達し得られ、在

営年限の短縮ともなり、一挙兩得であるが故であった。⁽³⁹⁾ 相沢は、「共同動作、義勇奉公の精神、忍耐」の涵養という点で青訓を評価しているものの、軍事的側面に関しては副次的な効果に過ぎないと考えており、青年学校を青訓主体の教育機関とすることに反対であった。なぜなら青訓の教育は「学校教育ではそれが出来ぬと云ふ理由は果して何処にあるか。寧ろ学校に於てこそ斯かる意味の心身の訓練をなすべき任務があるのではないか」と青訓でなくとも「共同動作、義勇奉公の精神、忍耐」の涵養は可能だと考えたからである。

一方、「実業補習教育は極めて複雑な職業的教育であって、相当の施設の下に系統的に行はねばならぬ重要な学校教育であるから、訓練所の中で行ふ可きではなく、又実行はれもしない⁽⁴⁰⁾」と、実業補習教育は実補でしか行えないため、青年学校が青訓主体の教育機関となつてはならないとも考えていた。このような意見があつたこともまた、陸軍省が自己の要求を貫徹させることが困難な要因となつていた。

以上のように、学校関係者や評論家は、実補・青訓の統合を求めており、青訓主体の教育機関にするという陸軍省の要望に反対であつたため、陸軍省が文部省案に反対をして交渉を長引かせると学校関係者や評論家の批判を招くことが予想されただろう。以上のことから、陸軍省が青年学校を青訓主体の教育機関にすることは困難だったのである。

このように交渉が難航する中、陸軍省内で人事異動が行われ、陸軍省軍務局徴募課長の松村は、一九三三年八月に歩兵第一九旅団長に任じられ⁽⁴¹⁾、松村の異動後は同局同課の田尻利雄が文部省との交渉を担当することとなつた。

国民皆兵主義があつたと考えられる。前節で述べたように、陸軍省は全ての者に背景には、田尻は全ての青年を青訓に通わせることが第一の問題だと考えており、その背景には、⁴² ければ、それ以上のことは如何なることも問題にならない。この第一義を解決しな

青年訓練所としては今のところは質的よりも、量的といふことが問題である。全青年をあげて如何なる貧困な青年と雖も、一時間でも、半時間でも出席せしむることが先

松村は青年学校を青訓主体の教育機関とすることを考えたのに対して、田尻は青訓連合教育大

会において次のように述べている。

表3-2 青年訓練所入所・出席状況(1933年)

	入所資格者	在所生徒数	入所率(%)
北海道	66,100	51,032	77.2
青森	22,129	19,572	88.4
岩手	28,141	20,140	71.6
宮城	29,761	21,199	71.2
秋田	29,758	23,099	77.6
山形	28,842	26,068	90.4
福島	33,501	24,261	72.4
茨城	29,147	20,873	71.6
栃木	22,094	16,044	72.6
群馬	21,048	18,421	87.5
埼玉	28,943	21,612	74.7
千葉	24,798	20,944	84.5
東京	80,020	20,790	26
神奈川	24,112	14,581	60.5
新潟	53,780	36,612	68.1
富山	16,016	13,131	82
石川	14,880	12,368	83.1
福井	11,932	10,744	90
山梨	12,665	10,291	81.3
長野	31,031	21,055	67.9
岐阜	23,388	21,200	90.6
静岡	40,821	31,603	77.4
愛知	49,845	38,325	76.9
三重	22,858	18,138	79.4
滋賀	12,353	10,747	87
京都	30,249	15,627	51.7
大阪	74,117	32,827	44.3
兵庫	43,509	29,132	67
奈良	13,549	10,732	79.2
和歌山	16,564	10,839	65.4
鳥取	8,989	6,728	74.8
島根	15,341	13,042	85
岡山	24,785	17,206	69.4
広島	7,385	4,250	57.5
山口	21,988	18,934	86.1
徳島	12,556	9,868	78.6
香川	17,735	14,062	79.3
愛媛	22,601	19,565	86.6
高知	12,589	9,929	78.9
福岡	39,660	29,481	74.3
佐賀	13,113	10,845	82.7
長崎	19,562	15,857	81.1
熊本	29,069	24,521	84.4
大分	17,691	13,334	75.4
宮崎	14,240	11,283	79.2
鹿児島	27,250	25,135	92.2
沖縄	13,594	10,968	80.7
計	1,254,099	897,015	71.5

文部省社会教育局『青年訓練二関スル調査』1934年

する知識や技能を習得させる役割を青訓に期待しており、訓練を受けない者がいることは国民皆兵主義に反することであつたため、青訓の入所者数を増加させることが第一の問題として捉えられたと考えられる⁽⁴³⁾。

その一方で、青訓の入所状況もまた入所者数増加の必要を感じさせる要因となつた。表3-2は府県別の青訓入所者数と入所率を示したものである。これによると、入所率が七〇%未満なのは、東京府・神奈川県・新潟県・長野県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県で、六大都市のうち四か所が含まれている。その中でも東京府が二六%、大阪府が四四・三%、京都府が五一・七%、と三府が他と比較して低くなつている。ここから、大都市のある府県において青訓の入所率が低いことが見て取れるであろう。このような事情について田尻は「東京、大阪を始め他の大都市に於ては、仕事に従事してゐる青年は多くは出席しない」ため、「農村漁村に比して、都市の方が甚だ不振」であると考え、「先づ都市の青年訓練を奨励する」必要があると考へた⁽⁴⁴⁾。田尻は、都市には寄留者が多いことが都市部の入所率が低い理由だと考へた。都市に寄留している青年は何等かの職業に従事しており、就業先の雇用主の理解が必要となるため「傭主に経済的の負担を軽くする必要がある。先づ時間を短縮する⁽⁴⁵⁾」と、都市の青年を入所させるためには雇用主の理解を得ることが必要であり、そのためには雇用主の経済負担を軽減する必要があると田尻は考へ、また入所者数を増やすためには訓練時数を減らすことも辞さない考へであつた。

また、田尻は青訓の入所資格の改善も必要だと考へた。青訓の入所資格は一六歳以上であつたのに対し、田尻は「十四歳より十九歳まで五年間に於て四ヶ年間にやる、但し最後の十九歳は必ず含むといふことにする」ことで「一年位、病気、他出その他の事で休んで

もよい」ようにすることを考えていた。さらに、実補との関係についても「実補の課程を経たもの、即ち十四、五、六歳までやったものは、その年数を青訓に出たものと認めることにする」と、従来の青訓を修正し、入所資格や実補との関係の点で柔軟性のあるものに変更することを考えた。なぜなら、青訓に対して修正を加えなければ「如何なる施設、名案があつても、量的には不可能」すなわち青訓の入所者数を増やすことは不可能であると田尻は考えたからである。米田氏は、青年学校で本科以上すなわち一四歳以上の男子に対して教練が実施されたことから「文部省が譲歩した面が相当に大きい⁽⁴⁶⁾」と評価しているが、むしろ入所者数増加のために陸軍省が譲歩したものだと思えるべきであろう。

このように、田尻は青訓の入所者数を増加させるということを第一に考えており、それはつまり、入所者数増加以外のことについては譲歩する姿勢があつたことを意味していた。では、なぜ田尻は譲歩する必要を認めたのだろうか。田尻は文政審議会において「軍隊デヤルヤウナ難カシイコトハ努メテ避ケマシテ、成ルベク平易ニ行ハレルモノヲ致シタイ考デアリマス⁽⁴⁷⁾」と述べている。また、貴族院議員の野村益三は「六貫目ニ近イ軍装ヲシテ一時間五キロノ速度デ一日十二里ノ強行軍モヤリ得ルト云フコトニナル」と青訓の教練が軍隊式訓練に偏重していることと、「国民生活ト軍隊生活ト非常ニ違ッタ点ガアル」と軍隊生活と実生活に乖離があることを指摘した上で、「改善ト云フノハドウ云フ風ニナルノデセウカ」と田尻に質問をしている⁽⁴⁸⁾。この田尻と野村の発言から、青訓の現状維持が困難であることを田尻が認識していたことが伺える。青訓の教育が軍隊式訓練に偏重しているという批判があつたことは前章で言及したが、文政審議会においても同様の批判が見られた。ここでは、どのように青訓を改善するのか具体的な言及はなかったが、上述の点を改

善することを意図していたと考えられる。つまり田尻は、青訓の批判が出ている中で、青訓の特質維持を主張することは現実的ではないことを理解していたのである。

以上見てきたように、陸軍省には、松村のように青訓の特質維持および青年学校を青訓主体の教育機関とすることを重視する意見と、田尻のように青訓の入所者数増加を重視する意見の二つが存在した。前者については、実補・青訓の統合を求める学校関係者の要望があったこと、そして青訓を主体とすることに對して学校関係者や評論家が否定的であったことにより、現実的な選択肢たり得なかった。

一方、後者について、田尻は入所者数増加を第一に考えたため、その他のことについては文部省との交渉に應じる姿勢があった。田尻がこのような考えを持ったのは、①国民皆兵主義、②青訓の都市部の入所率が低いこと、③青訓の修正が必要だと認識していたこと、によるものであった。以上の理由より、陸軍省は譲歩せざるを得なかったのである。先行研究では陸軍省の意向が大きく反映されたと評価されているが、実際はそれとは異なり、文部省と陸軍省の交渉は、陸軍省にとって不利な状況の中で進められたものだったのである。

次に文部省の見解を見ていく。文部省は実業補習教育の推進を第一に考えており、このことは、原案に対する小尾の評価や、一九三二年の修正案に対して文部省実業学務局が「実業補習教育を濃厚ならしめた点で異存はない⁴⁹」と評していることから伺える。しかし、このような主張は必ずしも陸軍省の意見と相容れないものではなかった。関屋は「日本では実業教育といへば、すぐに職業と考へるが、それではない。精神を重んじなければならぬ⁵⁰」とし、実業教育とは「実業に即した精神教育をなすことである」という考えを示し

ている。つまり、文部省の考える実業補習教育とは、職業に関する知識・技能ではなく、精神的側面に重点を置く教育を意味したのである。陸軍省の松村は「どこまでも心身德育を中心に真に国家重大の時期に於ける青年の教育でなくてはならぬ⁽⁵¹⁾」と「心身德育」の重要性を認識していた。つまり、文部省と陸軍省の主張は必ずしも相容れないものではなく、「精神教育」および「心身德育」というように精神的側面の教育の重要性を認めていた点で両者の見解には一致する部分があったのである。

以上の経過を経て、一九三四年一二月に文部省と陸軍省の交渉が成立し、文政審議会に諮られることとなった⁽⁵²⁾。

第三節 青年学校の教育

1 教育に対する要望

以上の経過を経て、青年学校は職業教育を重視する教育機関になった。それを示す根拠に表3-3を挙げておく。ここから、職業科の授業時数が他の教科と比べて多いことが見て取れるであろう。つまり、青年学校教員養成所は職業教育の指導者を養成することが期待されており、そして、青年学校は教員養成所は職業教育を重視していたことを意味するのである。

また、文部省と陸軍省の交渉が進められる中で、学校関係者や評論家もまた青年学校を教員ではなく職業教育を重視すべきだと主張していた。例えば東京市牛込商業実務学校長の吉水正孝は「実業補習学校生とも青年訓練所生も共に実務に従事する勤労青年なるが故に、両者は其教育の基礎を職業教育に置くことの肝要なるは蓋し必然のことである⁽⁵³⁾」と、

表3-3 兵庫県立青年学校教員養成所の週間授業時数(単位:時間)

	第1学年	第2学年
修身・公民科	3	3
教育	5	5
国語	3	3
国史・地理	2	2
数学	3	3
理科	2	2
図画工作	2	2
音楽	2	2
体操	4	4
職業科	10	10
実験実習	不定時	不定時
計	36	36

神戸大学教育学部沿革史編集委員会『神戸大学教育学部沿革史』神戸大学教育学部、1971年、p245より作成。兵庫県立青年学校教員養成所では上記の授業に加え、約9週間の教育実習が行われた。

実補・青訓に通う生徒はどちらも職業に従事する青年であるため、職業教育を重視すべきだと主張している。ただし、吉水は「職業教育は竟に心身の鍛錬・訓練を基調とせざれば其結果する所産は無価値のものとなる」と、職業に関する知識・技能の習得よりもむしろ精神的側面の教育に重点を置く必要があることを主張している。このように、先述の関屋の見解と同様に、文部官僚や学校関係者の言う職業教育とは、知識・技能の習得に重点を置く教育ではなく、精神的側面に重点を置く教育を意味したのである。

では、なぜ精神的側面の教育が必要だったのであろうか。精神的側面の教育が必要とされた背景に、農村から青年が出て行くことに対する懸念があった。滋賀県教員の若林末雄は「一番痛切に考へることは農村を愛する信念が乏しいことである。今日の青年は功利主義、物質主義に支配され、農業、農村から離れようとしてゐる⁵⁴」と、「農村を愛する信念」の欠如および農村から青年が出て行くことを懸念しており、若林はこの問題を克服するために「農村的信念」を涵養しなければならぬと主張している。ここでいう「農村的信念」とは「農村を愛する信念」を指していると考えられる。

以上のように、青年学校案に対する学校関係者や評論家は、職業教育を重視したものの、知識・技能よりむしろ精神的側面の方を重視しており、農村から青年が出て行くことに対する懸念が精神的側面の教育を重視する背景にあった。また、その原因は都市の文化の影

響を青年が受けることだと学校関係者は考えており、その問題を克服する方法として「農業本来の使命」の体得、あるいは「農村的信念」の涵養という、精神的側面の教育を施すことが提唱されたのである。

2 文政審議会の議論

文政審議会で議論されたことの一つ目は、教練偏重問題である。元文部次官で九州帝国大学総長の松浦鎮次郎は、青訓の教練時数が全八〇〇時間のうち四〇〇時間あることから、「他ノ学科目ヲ軽視シ、教練ノミヲ重視スルト云フヤウナ風ガ、青年訓練所ノ中ニ在ル」と捉えており「教練バカリヲ重視シテ、他ノ科目ヲ軽視スルト云フヤウナ風ガ此青年学校ニ乗移ツテ参ッテ、サウシテ此青年学校全体ヲサウ云フ空気デ包ミ、サウ云フ空氣ガ青年学校ヲ支配スル（中略）是ハ実ニ由々シキ事」と、青年学校が教練のみを重視する教育機関になるのではないかと懸念を示した^{5.5}。松浦の主張で重要なことは、実業補習教育を重視すべきだという考えが根底にあったことである。それは松浦が「補習教育ト云フモノノ実質内容ハ忽チ低下シテ、非常ニ其効果ヲ減殺スルコトニ相成ルコトハ火ヲ観ルヨリモ明カ」だと、実業補習教育が損なわれることを懸念していることから伺える。また衆議院議員（立憲政友会）の安藤正純は「其（青年学校）引用者注）本体ハ矢張り実業補習教育ニアラウト思フ^{5.6}」と青年学校では実業補習教育を中心とすべきだと主張している。このように、教練偏重に陥ることを危惧する意見には実業補習教育を重視すべきだという考えが根底にあったのである。

また、文部省社会教育局長の河原春作が、青年学校案の目的「青年学校ハ男女青年ニ対

シ其ノ心身ヲ鍛錬スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」という文言のうち、「実業補習教育ノ主タル目的ハ『職業』」であり、「『職業』ト云フ文字ヲ青年学校ノ目的カラ除クト云フコトハドウモ宜クナイ」と述べているように、実業補習教育を重視すべきだという意見については文部省も同様であった⁽⁵⁷⁾。

二つ目は、教練の役割についてである。貴族院議員の田所美治は「従来ノ学校教育デハ意志ノ鍛錬ト云フ方面ガ非常ニ欠乏シテ居ル⁽⁵⁸⁾」と、学校教育は精神的側面の教育が十分だと指摘している。また、精神的側面の教育について、文部省大臣官房会計課長の山川健も体育教育の観点より説明している。

体育運動ノ指導ガ徹底セルヤ否ヤト云フコトハ其学校ノ生徒全体ノ規律訓育ノ上ニ重大ナ影響ヲ有ツテ居ルノデアリマス（中略）矢張り一ツノ学校ニ於テ其生徒ノ精神ガ弛緩スル、其為ニ或ハ「ストライキ」デアルトカ或ハオモハシカラヌヤウナ騒動ノ起ルヤウナ気風ノアル場合ニ於キマシテモーツノ体育指導者ガ臨ンデ熱心ニソレヲ指導シマス場合ニ於テハ所謂生徒ノ気風ガ一変スルト云フヤウナ事情モアルノデアリマス⁽⁵⁹⁾

ここで言われている「意志ノ力」や「精神力」とは規律を遵守する精神を指しており、体育教育はそれを涵養するために必要だと山川は述べている。そして、このような教育が必要だと考えたのは、「ストライキ」あるいは「オモハシカラヌヤウナ騒動」のような反体制運動の阻止を意図していたからである。

山川は精神的側面の教育が必要な理由を述べる一方、それは体育教育によって行うこと

が重要だとも考えていた。山川は「規律デアルトカ或ハ忍耐デアルトカ、或ハ服従デアルトカ云フヤウナ本當ノ徳目ヲ養フノハロカラ耳ニ伝ヘルヨリモ、所謂人間ノ筋肉ニ翹ヘテ実行セシムルト云フコトガ一番良イ⁽⁶⁰⁾」と、規律を遵守する精神や忍耐力の涵養というよ
うな精神的側面の教育は座学だけでは不十分であり、実践による教育が必要であるため、
体育教育が必要だと考えた。そして、山川は「教練ト一般体育ト云フモノトガ握手スベキ」、
つまり体育教育の一環として青訓の教練を必要としたのである。

三つ目は、青年学校案中の「訓練」という用語に関する問題である。青年学校案では就
学期間・授業時数・授業科目がそれぞれ訓練期間・訓練時数・訓練科目と表記されていた。
これが問題となったのは、文部省と陸軍省の対立をはらむ問題であると委員の間で考えら
れたからである。野村益三は以下のように述べている⁽⁶¹⁾。

今迄使ヒ馴レタ字ヲ使ツテモ差支ナイノミナラズ、其方ガ朗カニ聞ヘテ、軍部ノ前デ
言フトオカシイガ、軍部ニ対シテアラヌ肚ヲ探ル、軍部カラ言ヘバアラヌ肚ヲ探ラレ
ルト云フヤウナ不平モナイヤウニ思フ、是ハ差支ナイ限り今迄ノ慣用ノ文字ニ代ヘラ
レタ方ガ宜カラウト思フ⁽⁶²⁾

野村はここで、特に問題がなければ従来の用語を使っても良いのではないかと「訓練」
の用語が採用された理由を陸軍省に質している。「軍部ニ対シテアラヌ肚ヲ探ル」と言っ
ていることから、「訓練」の用語の採用が陸軍省の一方的な要求によるのではないかとい
う疑念があったものと考えられる。

野村の意見に対して陸軍省の田尻は「青年訓練ノ訓練、心身ヲ鍛錬スルト云フ意味カラ
両者ノ意味ヲ含メテ頂キタイ⁽⁶³⁾」と、青年学校では「心身鍛錬」に重点を置くという意図

から「訓練」という用語が採用されたのだと説明した。また、文部省の河原は「文部省ト陸軍省トノ間ニ実業補習学校ト青年訓練所トヲ統合スル案ニ付テ数年間ノ折衝ノ間ニ御互ニ相手方ノ気持ガ完全ニ諒解サレテ来タ、其結果ト言フコトガ出来ル⁶⁴」と、「訓練」用語の採用が決して陸軍省の一方的な要求によるものではないと説明している。つまり、「訓練」の用語の採用は、陸軍省の一方的な要望によるものではなく、文部省と陸軍省の交渉の結果であり、それは前章で見たように、双方が精神的側面の教育の重要性を認識していたことから伺える。

以上、文政審議会の議論について、①教練偏重問題、②教練の役割、③「訓練」用語問題の三点を検討した。①について、実業補習教育を重視すべきだという考えが文部省と委員にあった。②について、規律遵守や忍耐力の涵養のような精神的側面の教育を行うために体育教育が必要とされ、その手段として教練が必要とされたことが見て取れた。一九三〇年代には共産党による反体制運動の危機が存在しており、衆議院議員（立憲民政党）の野村嘉六は「日本ノ国家ニ対シテ忌ハシイコトヲ言フ人ハ沢山アル、現ニ共産党事件トシテ牢獄ニ繋ガレテ居ル人モ沢山アル」ため、「日本ト云フ国ガ有難イ国ナリト云フ」観念の涵養が必要だと唱えている⁶⁵。このように、精神的側面の教育には、反体制運動の阻止という意図があり、それは共産党事件の危機意識より発せられたものだった。また③については、これが陸軍省の一方的な要求によるものだという認識が委員間にあったため問題となった。しかし、実際はそれとは異なり、精神的側面の教育の必要性を両者が認識していたことによるものであった。以上の審議を経て、一月二一日の総会にて、委員全員の賛成により青年学校案は可決された。

3 青年学校の教育―橋北青年学校を事例に―

本節では三重県四日市市立橋北青年学校を事例に、青年学校の職業教育を検討すること
で、青年学校で実施された職業教育にはいかなる特質があったのか考察したいと思う。

橋北青年学校では、職業科の目的を「職業科は単なる知識の授與を目的とせず、更に職業愛好の精神、職業趣味と勤労を重んずる習慣を養ふ事を眼目とせねばならぬ⁽⁶⁶⁾」として
いる。つまり、職業に関する知識・技能の習得よりむしろ「職業愛好の精神、職業趣味と
勤労を重んずる習慣」のように、精神的側面の教育を重視していたことが伺える。また、
職業教育は必ずしも職業科だけで実施するのではなく、他教科と連携して実施された。例え
ば「職業科に於ては特に修身及公民科との連絡を保ち、職業を通して職業道徳を涵養する
ことに留意す」と、公民科と連携して実施するよう留意された⁽⁶⁷⁾。また、教練科は「意志
を練磨し、身體を鍛錬し堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協同を尚ぶの習慣とを養ふ」こと
が目的であるものの、その目的は「将来優良なる職業人として、創造的、努力的の活動を
なし、国家社会に貢献する根源の力は即ち強健なる身体」にあると、職業教育の一部とし
て教練が位置付けられた⁽⁶⁸⁾。

以上のように、青年学校の職業教育は、知識・技能よりむしろ精神的側面の教育に重点
が置かれており、また職業科以外の教科と連携して職業教育が行われていた。職業教育を
実施するに当たり、橋北青年学校では適切な職業観の樹立が提唱された。この適切な職業
観とは「自分の職業を自己の天職と考へさせ、自分の職業者中天下一品たらんことを志念
⁽⁶⁹⁾」することを意味していた。このような職業観の確立が必要だった理由の一つ目は、生

徒の職業選択の実情によるものである。橋北青年学校では生徒一二一名に対して、転職願望の有無の調査がなされた。それによると、現在の職業を続けると答えたものが八七名（七十二％）、転職希望があると答えた者が三四名（二八％）であった⁷⁰。学校は「この傾向は誠に喜ばしい現象」と評価しているものの、決してこれを樂觀的に捉えていなかった。

転職願望の有無について調査する一方で、職業選択の経緯についても調査がなされた。その調査では、父兄や兄弟、縁故者による紹介が七八名（六四％）、自己選択が三四名（二八％）、学校の紹介が七名（六％）、職業紹介所が二名（二％）だった⁷¹。この調査から学校は、父母や兄弟、縁故者の紹介によって職業を選択した者が多数を占めていることを憂慮している。なぜなら、「将来転職を余儀なくされるものが少くない」というように、自己の意思で職業を選択していない者は転職をすると考えたからである⁷²。このように、生徒が自己の意思にもとづいて職業を選択していない実情より、適切な職業観すなわち自己の職業を天職と思えるような職業観を確立することが必要であると考えられた。

二つ目は、地方更生との関連によるものである。橋北青年学校では職業講座が開催され、実際に職業に従事している者より話を聞く機会が設けられた。講座題目には例えば「万古焼の製造」「万古図案について」「万古焼の沿革」が設けられた⁷³。万古焼は四日市の伝統産業であり、このように地域の産業にすることが講座題目に設定された点に特質があった。これは職業科を実施する際に「職業科に於ては努めて郷土産業（万古陶磁器業）と連絡を保ち随時見学をなす⁷⁴」よう留意されたためであった。文部省社会教育官の山口啓市は次のように述べている。

現下農林省の努力しつゝある農山漁村経済更生計画の如きは極めて適切なる施設であ

るけれども、之はどこまでも計画であり帳簿である。之を実践してその効果を収める為にはその計画を実行せんとするの意気と、計画を理解し、実行するの実践力を啓培しなくてはならない。(中略) 農村振興の根本は農村教育にある。⁷⁵⁾

ここで山口は農村を例に言及しているものの、それは決して農村だけではなく、農村以外を含む地方全般を想定したものであると思われる。そして、地方更生を人的側面より支えていくことが教育の果たす役割であると山口は捉えていた。これを踏まえて橋北青年学校の職業講座を見ると、地域の産業に関することを講座題目に設定することで、地域に対する理解を促し、地方更生を担う人材を養成するという意図があったと考えられる。また、地域の産業を講座題目に設定したのは、都市への人口流出も関係したと思われる。第一節で都市への人口流出を危惧する意見があったと言及をしたが、そのような点からも地域の産業について教える必要があったと考えられる。

以上のように、青年学校では知識・技能よりむしろ、自己の職業を天職と思えるような職業観や職業愛好の精神というように、精神的側面の教育に重点を置いた教育が実施された。こうした精神的側面に重点を置いた職業教育が求められた理由として、①生徒の職業選択の実情、②地方更生の問題、が挙げられる。この中で②に関しては、都市への人口流出に対する学校関係者の懸念が背景にあった。この問題への対策として学校関係者より提唱されたのが「農村的信念」あるいは「農村を愛する信念」の涵養という精神的側面からの教育であった。また、当該期は農山漁村経済更生運動が展開された時期であり、経済更生運動が展開されている中で、都市への人口流出に対する懸念および地方更生を担い得る人材の育成が課題となり、その方法として精神的側面に重点を置いた職業教育が提唱され

た。以上のことから、このような教育は一九三〇年代特有のものだと言えるだろう。

おわりに

本稿では、青年学校制度の特質を考察するに当たり、①政策立案過程、②青年学校の教育の二点を検討した。最後にこの課題について筆者の見解を述べておく。

一点目について、先行研究では文部省と陸軍省が対立関係にあったと捉えられており、また青年学校制度は文部省と陸軍省のどちらの意向が大きく反映されたのかということが問題となっている。しかし、両者の見解は決して相容れないものではなく、精神的側面の教育の重要性を認識していた点で一致していた。

また陸軍省は交渉において青年学校を青訓主体の教育機関とすることを主張していたが、学校関係者や評論家からの反対があり、その意向を実現させることは困難だったため、交渉において陸軍省は譲歩せざるを得なかった。つまり、交渉において陸軍省の意向が大きく反映されたとは言えず、むしろ陸軍省にとって不利な状況の中で交渉が進められたのである。

二点目について、青年学校の教育は職業教育を重視したところに特質があった。ただし、ここで言う職業教育とは職業に関する知識・技能ではなく、むしろ精神的側面に重点が置かれたものだった。青年学校でこのような教育が実施されることとなった要因の一つ目は、政策立案過程における陸軍省の譲歩である。陸軍省が青訓主体の教育機関とすることを放棄したため、青年学校は職業教育を重視する教育機関となった。二つ目は地方更生の問題である。一九三二年より農山漁村経済更生運動が展開されており、地方更生を担い得る人

材を育成することが当該期の文部省の課題であった。

また、精神的側面の教育が行われたのは、文部省と陸軍省との間に見解の一致があったからであり、それが必要とされたのは、都市への人口流出の問題と共産党の運動のような反体制運動に対する危機があったためである。これらのことにより、文部省と陸軍省は精神的側面の教育の重要性を認識することとなったと考えられる。以上の要因により、青年学校は精神的側面に重点を置いた職業教育を行う教育機関となったのである。

本稿では青年学校制度成立までの政策立案過程および青年学校の教育を検討したが、政策立案過程において十分に議論されなかった問題があった。それは、中等教育を受けられない者に対していかにして教育の機会を付与するかという問題である。文政審議会ではそれに関して少なからず議論されたものの、雇用主の理解をどのようにして得るかという問題が議論されなかった。このことは、一九三九年四月の青年学校義務制と関連している。で少し述べておく。雇用主は青年学校によって「黙々として実行するやうになつたこと。不平不足を言動に表はすことが尠く⁽⁷⁶⁾」なつたと、仕事に取り組む姿勢が改善されたと評価しているものの、青年学校に通わせることに對する懸念も抱いていた。福井市立宝永青年学校では雇用主から次のような要望が見られた。

同業の朋輩が多数集合するのであるから、彼等の当面の問題たる労働条件等が時折の話題に上ることは、極めて自然なことではあるが、偶々そこに利己的な根情から、給料・手当・勤務時間・食事・主人の態度等についての比較がもととなり、群衆意識も手伝ひ、誤解や憶測も加はつて、不平不足不満の種となつて、雇傭主と徒弟との間の感情が冷淡となるやうなことがある（中略）労働条件改善の問題の如きは、極めてデ

リケートな重大問題であつて（中略）これ等の問題については成るだけ触れしめないことは、何よりも無難である。⁷⁷

雇用主は、生徒間で就業先の待遇が話題に上がることで、生徒が自己の就業先に対して不満を抱くようになる懸念していることが見て取れる。このような懸念は、学校という一つの空間に生徒を集めて教育を行う限り必然的に生じる問題であるため、雇用主の理解を得ることが困難だったのである。

そして、青年学校義務制では「義務就学者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就学者ノ義務課程ノ履修ヲ妨グルコトヲ得ズ」と青年学校に通わせる義務が雇用主に課せられ、また、「工場法、鉱業法に基いて発する命令又は商店法中修業時間数の制限に関する規定を十六歳未満の義務就学者に適用する場合に於ては、其の者の履修すべき義務課程の教授及訓練時間は、之を就業時間と看做す⁷⁸」と、生徒が学校で授業を受ける時間を勤務時間とみなすという規定が設けられた。雇用主に対して義務を課したということとはつまり、雇主にの理解を得ることが困難だったことを意味するのである。このことが、雇用主の理解を得ることによつてではなく、青年学校義務制すなわち雇用主に対して義務を課すことによつて教育の機会を付与する背景になつたと言えるであろう。

注

(1) 阿部彰『文政審議会の研究』風間書房、一九七五年。

(2) 米田俊彦『教育審議会の研究 青年学校改革』野間教育研究所、一九九五年。

(3) 小塚三郎「青年学校の成立経緯」『人文学会紀要』一九、国士館大学文学部、一九八七年、四―五頁。

(4) 八本木浄「文政審議会における青年学校創設の構想」(同『両大戦間の日本における教育改革の研究』日本図書センター、一九八二年)。

(5) 文部省編『学制百年史』(帝国地方行政学会、一九七二年)。

(6) 松原一彦「青年訓練所の問題」(『教育時論』一五二二、一九二七年九月二五日)二頁。

(7) これについて福井県大野郡青年会会員の久保重松は「実施当初ハ特典利益ノ誇張ヤラ、宣伝ヤラ、勧誘ヤラ、物珍ラシサヤラ、種々ノ葉ガ利イテ、相当ノ出席率ヲ見タガ、今日ニ至ツテハ成績ノ良イ所デ約半数、地方ニヨツテハ出席者殆ドナク、全ク閉鎖ノ状態ニアル」と述べている(『青雲』大野郡青年会一一一、『福井県史 資料編一一』一九八五年所収)。

(8) 同右。

(9) 実補・青訓の学科目については「実業補習学校規程」「青年訓練所規程」(『資料文政審議会 第三集』明星大学出版部、一九八九年所収)を参照した。

(10) 「文政審議会特別委員会議事速記録」(『資料文政審議会 第五集』明星大学出版部、一九八九年所収)六三六頁(以下「特別委員会速記録」と略す)。

(11) 「特別委員会速記録」六三七頁。

(12) 『教育週報』一九三〇年一月六日。『帝国教育』六一四、一九三二年一月一日、二七頁。

(13) 『帝国教育』六一五、一九三二年一月一日、四〇頁。

- (14) 相沢 瀨 「国民学校設置論」(『帝国教育』五八三、一九三一年三月一日) 六頁。
- (15) 松原 「青年訓練所の問題」 三頁。
- (16) 福井県武生町立武生青年学校 『青年学校概況』一九三五年、四頁。
- (17) 「特別委員会速記録」 六三五頁。
- (18) 『教育週報』一九三一年一月一二日。
- (19) 同右。
- (20) 『教育週報』一九三二年四月二三日。
- (21) 青訓を一九歳で修了させることに關しては、陸軍省も同様の考えを持っていた。陸軍少将の新山福治は実補・青訓の統合案として小学校青年科の創設を提唱している。そこで新山は「通常十九歳を以って卒業する如くする」と自己の見解を表明している(新山福治 「青年訓練の合理化」 『帝国教育』五八三、一九三一年三月一日、八四頁)。
- (22) 『教育週報』一九三一年一月一二日。野口 援太郎は子どもの個性や自発性、人格の尊重を理念とした「自由教育」の実践者だった。このことから、野口は青訓の軍隊式教育に対して否定的だったと思われる。高等部・訓練部と区分することは青訓の軍隊式教育を放置することになるため、そのような教育に対して修正の必要があるという考えより反対したと考えられる。
- (23) 『教育週報』一九三二年八月六日。
- (24) 『教育時論』一七〇五、一九三二年一月二五日。
- (25) 『教育週報』一九三二年一月一五日。
- (26) 新山 「青年訓練の合理化」 八二頁。

- (27) 新山「青年訓練の合理化」八〇頁。
- (28) 第五師団司令部『青年訓練所設立の趣旨に就て』一九三〇年、三頁。この史料は、一九二九年七月二六日から八月七日の勤務演習に召集された青訓の教練指導員を対象に、当時文部省社会教育局成人課長だった小尾範治が行った講演を筆録したものである。
- (29) 松村正員「朝令暮改を戒めよ」(『帝国教育』六一三、一九三二年一月一日)三〇頁。
- (30) 『教育週報』一九三二年一月一二日。
- (31) 関屋竜吉「合併問題の経過について」(『帝国教育』六四六、一九三四年四月一日)六八頁。
- (32) 松村「朝令暮改を戒めよ」三〇頁。
- (33) 『教育週報』一九三三年六月一〇日。
- (34) 関屋「合併問題の経過について」六八頁。
- (35) 松村「朝令暮改を戒めよ」三〇頁。
- (36) 『帝国教育』六三〇、一九三三年七月一五日。
- (37) 吉水正孝「青年学校は天下の輿論」(『帝国教育』六一三)三三頁。
- (38) 吉水「青年学校は天下の輿論」三四頁。
- (39) 相沢瀨「青年学校要望の根本的理由」(『帝国教育』六一四、一九三二年一月一五日)二一頁。
- (40) 相沢「青年学校要望の根本的理由」二〇頁。
- (41) 福川秀樹編『日本陸海軍人名事典』芙蓉堂、一九九九年。
- (42) 田尻利雄「青訓実補の統合について」(『帝国教育』六四六)六四頁。

- (43) 国民皆兵主義について田尻は「我が国の国民皆兵の精神は我が国民が挙げて我が国民文化の擁護を死守するものである」と、国家の根幹に関わる問題であると捉えている。(田尻「列国青年訓練の現状と我が青年教育の将来」『帝国教育』六六七、一九三五年二月一五日、一七頁)。
- (44) 田尻「青訓実補の統合について」六四頁。
- (45) 田尻「青訓実補の統合について」六五頁。
- (46) 米田前掲書、四七頁。
- (47) 「特別委員会速記録」六三八―六三九頁。
- (48) 「特別委員会速記録」六八三―六八四頁。
- (49) 『教育時論』一七〇三、一九三二年一〇月五日。
- (50) 関屋「合併問題の経過について」六九頁。
- (51) 『教育時論』一七〇五、一九三二年一〇月二五日。
- (52) 『教育週報』一九三四年一二月一五日。
- (53) 吉水「青年学校は天下の輿論」、三四頁。
- (54) 『帝国教育』六四六、六二頁。
- (55) 「文政審議会総会議事速記録」(『資料文政審議会 第三集』所収)四三一頁。以下「総会速記録」と略す。
- (56) 「特別委員会速記録」六八六頁。
- (57) 「総会速記録」三九六頁。「特別委員会速記録」六五二頁。関屋は一九三四年に国民精神文化研究所所長となっており、その後は河原が社会教育局長となっている。

- (58) 「特別委員会速記録」六九〇頁。
- (59) 右同。
- (60) 特別委員会速記録「六九一頁。
- (61) 審議の中で安藤正純は「軍部ダノ文部ダノト言フサウ言フ対立観ヲ全然撤廃ヲシテ了ッテ混然トシテ青年学校ヲ議スルト言フ立場ニナッテ来ナケレバイケナイ」(「特別委員速記録」七〇七頁)と議論の修正を試みている。ここから、審議において文部省と陸軍省が対立関係にあったという共通認識が委員の間にあったことが見て取れる。
- (62) 「特別委員会速記録」六六〇頁。
- (63) 右同。
- (64) 「特別委員会速記録」七〇四頁。
- (65) 「総会速記録」四六五―四六六頁。
- (66) 梅本茂一『我が校の職指教育』四日市市立第七尋常高等小学校・橋北青年学校、一九三八年、一六二頁。梅本は四日市市立第七尋常高等小学校の校長である。
- (67) 『我が校の職指教育』一六三頁。
- (68) 『我が校の職指教育』一五八頁。
- (69) 『我が校の職指教育』一五三頁。
- (70) 『我が校の職指教育』一五二頁。
- (71) 『我が校の職指教育』一五一頁。
- (72) 『我が校の職指教育』一五二頁。
- (73) 『我が校の職指教育』一五五頁。

(74) 『我が校の職指教育』一六三頁。

(75) 山口啓市『青年学校経営』明文堂、一九三七年、三二頁。

(76) 川端太平『青年学校経営の実際』福井市立宝永青年学校、一九三五年、三一頁。川端は宝永青年学校の学校長である。

(77) 『青年学校経営の実際』三四頁。

(78) 山口啓市「青年学校に於ける義務就学」(文部省社会教育局『青年学校教育に関する論説』一九四〇年)。

はじめに

青年学校とは、一九三五年四月に実業補習学校と青年訓練所が統合されて成立した教育機関であり、尋常小学校卒業後、中等教育を受けられない者が通っていた(1)。そして、一九三八年一月一日の閣議で青年学校義務制の実施が決定され、中等教育を受けない一歳から一歳九歳の者に対して教育の機会を付与する制度が確立した。しかし、青年学校義務制の実施によって該当者が全て就学するようになったわけではなく、文部省は実施後も就学状況を問題視していた。本稿では、青年学校義務制の成立過程を検討することで、なぜ実施後も就学状況が問題視されたのか考察する。

青年学校修了者には従来、在営期間六ヶ月短縮の特典が認められ、在営期間が一年六ヶ月となっていたが、青年学校義務制の実施が決定された同日の閣議では兵役法改正も決定され、それによって特典が廃止された。このことから、先行研究では日中戦争期の戦時動員政策との関わりで研究が進められてきた。久保義三氏は、陸軍省が在営期間短縮の特典の廃止を必要としたのは、歩兵装備の近代化に伴い、兵役者により多くの科学的知識を習得させるためだったと捉えており、鷹野良宏氏は、陸軍省のねらいが兵役年齢前の全ての男子に軍事教練を義務付けることにあったと評価している(2)。

しかし、先行研究では戦時動員政策との関わりが重視されるあまり、青年学校義務制が必要とされた社会的背景については十分に検討されていない。青年学校義務制は閣議決定された後、内閣の諮問機関である教育審議会で審議されたことから、鷹野氏の「結局は軍

の方針を追認（3）するものだったという評価や、文部省は兵役法改正のためにやむを得ず青年学校の義務化を決定したという米田俊彦氏の評価が見られる（4）。このように、文部省や学校関係者の果たした役割は限定的なものとして捉えられているため、文部省や学校関係者が青年学校義務制を必要とした社会的背景が明らかにされていないのである。

久保氏は、都市部の就学・出席率は低率であり、任意就学制では就学率の向上は期待できなかつたと評価しているが（5）、なぜ都市青年学校では就学状況が不振だったのか、また、なぜ任意就学制では就学状況を改善できなかったのかについては考察していない。青年学校の就学者は、尋常小学校卒業後、何等かの職業に従事しており、就学するためには雇用主の理解を得る必要があつた。第三章において筆者は、雇用主の理解を得られなかつたことが、青年学校義務制の実施される背景にあつたと展望を示した（6）。本章では、都市青年学校の実情を分析することで、文部省や学校関係者が青年学校義務制を必要とした社会的背景を明らかにする。

本章では以下のように議論を進める。第一節では、陸軍省が青年学校義務制を必要とした理由を検討する。第二節では、一九三八年兵役法改正案の内容を分析する。第三章において、青年訓練所では徴兵検査に不合格であると、就学を止める事態が生じていたことを指摘した（7）。ここから、在営期間短縮の特典には生徒を惹き付ける「餌」のような役割があつたことが分かる。先行研究では注目されていないが、一九三八年兵役法改正案には、特典の代わりに生徒を惹き付けるための「餌」が存在した（8）。そして、陸軍省がどのようにして生徒を惹き付け、就学の促進を意図したのか考察する。

第三節では、文部省と学校関係者の動向を分析することで、青年学校義務制が必要とさ

れた社会的背景と青年学校義務制が抱えていた限界性を明らかにする。

第一節 青年学校義務制実施の要望

一九三八年二月二日の兵役法改正法律案に関する衆議院委員会（以下、衆議院委員会と表記し、貴族院も同様に貴族院委員会と表記する）において、文部参与官の池崎忠孝が「青年学校ノ義務制ト云ウコトヲ軍ノ方カラ御要望ニナツテ居ルト云フコトモ事実デアリマス（9）」と述べているように、陸軍省は文部省に対して青年学校の義務化を要望した。本節では、陸軍省が青年学校の義務化を文部省に要望するまでの経緯を分析する。

陸軍省軍務局徴募課は、兵役法改正を行うに当たり、一九三七年一月二十二日、「閣議説明資料案」という想定問答集を作成している。そこには、在営期間短縮の特典廃止を行う理由について次のように記されている。

現在青年学校又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ歩兵トシテ入営致シマシタ者ニ対シテハ其ノ在営期間ヲ六ヶ月短縮シテ居リマス

昭和二年ニ制定セラレマシタ当時ハ歩兵ノ訓練モ他兵科ニ比較シテ簡単デアリマシテ之ガ短縮ヲ可能ト認メテ居ッタノデアリマスガ今日ニ於テハ歩兵ノ装備ハ著シク複雑ト為リ又機械化セラレテ居リマスノミナラズ其ノ戦闘法モ亦頗ル複雑ト為リマシタコトハ上海附近ノ戦闘デ各位ノ耳目ニ達シテ居ル通りデアリマス（10）

一九二七年に制定された兵役法では、入営者には二年間の在営が義務付けられていたが、青年訓練所および後身の青年学校の修了者には、在営期間六ヶ月短縮の特典（以下、特典と表記する）が認められていた（ただし、特典が認められたのは歩兵科のみ）。しかし、歩

兵裝備の複雑化、機械化による戦闘法の複雑化が問題となり、他にもガス防護・対戦車・対飛行機の訓練が必要となっていた。さらに、陸軍省は「今次事変ニ於テ支那ガ列強ノ二流兵器ヲ使用シテ居リマシテモ之ニ対スル戦闘法ハ余程訓練ヲ重ネナケレバ損害ガ多イト云フコトハ実戦ニ示サレタ貴重ナル経験（11）」であると、日中戦争において多大な損害が生じていることも憂慮していた。以上のような問題が生じ、「青年学校修了者ト雖一年六ヶ月ノ在営期間デハ到底教育シ能ハザル状態トナツテ居ッタ（12）」ため、陸軍省は特典廃止を決定した。

しかし、特典廃止は日中戦争開始に伴って考案されたものではなかった。陸軍省徴募課が「固より此の要求（特典を廃止すること―引用者注）は、今日俄に台頭したものである」と述べてく、軍部内に於ては従来屢々其の延長の必要を要望せられて居ったものである」と述べているように、特典廃止は日中戦争以前より考案されていたが、「各種の事情から今日迄実現せられずに来た」ものであった（13）。

陸軍省が日中戦争以前から特典廃止を考えていたにも拘らず、なぜ着手しなかったのか考えていく。元文部次官で貴族院議員の田所美治が「青年学校ガ、此ノ特典ノ為ニトハ申シマセヌケレドモ、特典ガ非常ナ誘導資料ニナリマシテ、発達ヲシテ居ル（14）」と述べるように、特典には生徒を惹き付け、就学を促す役割があった。そして、陸軍省は「閣議説明資料案」の中で「本改正ノ結果青年学校教育ノ不振ヲ来スコトナキヤ（15）」という意見が出ることを想定していた。このような意見を想定していたことから、陸軍省は、特典を廃止すれば、青年学校の就学状況が不振に陥ると考えていたことが分かる。このように、陸軍省が特典廃止に着手できなかったのは、青年学校の就学者数が減少することを憂慮し

たためであつた。

そして、陸軍少佐の土井光武が「実は従来の
（ママ）
廃止をやらなくてもよい方法はない
ものかと色々考究したがそれがないので二年に改めるに至つた（16）」と述べているように、
陸軍省は歩兵装備と戦闘法の複雑化に対応するに当たり、特典廃止以外の方法も検討して
いた。陸軍省は、「閣議説明資料案」の中で、「青年学校ノ教育内容ヲ拡充セバ青年学校修
了者ヲ二年在営トスル必要ナキガ如シ」という意見が出ることを想定していた。ここに記
されている教育内容の拡充とは、青年学校の教練時数を増やすことであり、それによつて
歩兵装備と戦闘法の複雑化に対応できるのではないかという趣意である。このような意見
を想定していたことから、陸軍省は歩兵装備と戦闘法の複雑化に対応するための方法とし
て、青年学校の教練時数を増やすことも検討していたことが見て取れる。

教練時数の増加については、一九三八年二月一八日の貴族院委員会で議論された。田所
は、「教練ノ時数ハ七十時間ヲ一年二年三年四年五年ブツ通シデヤツテ居ルヤウデアリマス
ガ、若シ五七、三百五十時間ト云フモノヲ五年ニテヤル、是ハモツト殖シ得ルコトデアラ
ウト思フ」と述べている。青年学校の教練時数は一年間に七〇時間だが、田所は「七十時
間ヲ八十時間、九十時間ニササツテモ宜イ」と、教練時数を増やせると考えていた（17）。
しかし、田所の意見に対して、陸軍政務次官の加藤久米四郎は「教練ノ時間ガ殖エタカラ、
直グニ間ニ合フト云フヤウナ工合ニ、単純ニ参ツテ居リマセヌ（18）」と、田所の意見に対
して否定的だった。次に、陸軍省が教練時数を増やすことに対して否定的だった理由を考
えていく。陸軍省は「青年学校ノ教育内容ヲ拡充セバ青年学校修了者ヲ二年在営トスル必
要ナキガ如シ」という意見に対して、次のような回答を準備していた。

今次事変ニ於テ陸軍ガ最モ苦痛ヲ感ジテ居リマス点ハ青年学校ノ教育ヲ受ケテ居ナイ未教育補充兵ノ多数ヲ召集後直チニ出征セシメネバナラスト云フコトデアリマス即チ青年学校ノ教育内容ヲ拡充シテ修練ヲ困難ナラシメルト云フヨリモ現制ヲ以テ可成多数ヲ修業セシメネバナラスト云フコトガ先決問題ナノデアリマス(19)

回答文にあるように、日中戦争では歩兵装備と戦闘法の複雑化の他に、軍事に関する知識・技能のない未教育補充兵が出征することも問題となっていた。補充兵とは、現役兵に欠員が生じたり、戦時に兵力が不足したりした場合の補充要員である(20)。一九三七年に動員された兵士は九三万人で、そのうち補充兵は五九万四〇〇〇人と、現役兵三三万六〇〇〇人の二倍近くに達していたため(21)、兵士の質の低下が問題となっていた。兵士の質の低下によって作戦遂行上の支障が出ていたことは、陸軍省軍務局長の町尻量基が「全クノ未教育ノ者ガ軍ニ携リマスルコトハ、各種ノ方面カラ見マシテ、非常ナ弊害モゴザイマス(22)」と言っていることから窺える。以上のような問題が生じていたため、陸軍省は、一人でも多くの者に青年学校で教練を受けさせることで、軍事に関する知識・技能のない未教育補充兵が出征することを阻止しようとしていた。

そして、陸軍省が教練時数を増やすことに対して否定的だったのは、教練時数を増やせば就学状況の不振を招くためであった。青年学校の就学者は何等かの職業に従事している関係上、就学させるためには授業時数をできる限り少なくする必要があった。しかし、教練時数を増やせば就学が困難になり、一人でも多く青年学校に就学させるといふ思惑を果たせないため、陸軍省は教練時数を増やせば良いという田所の意見を否定したのである。以上のように、陸軍省は、歩兵装備と戦闘法の複雑化への対応方法として、特典廃止だ

けでなく、教練時数を増やすことも検討していたが、どちらも青年学校の就学状況の不振を招くものであった。青年学校では、特典が就学を促進する役割を果たしており、また、何等かの職業に従事している者を就学させるためには、できる限り授業時数を少なくする必要があった。しかし、特典廃止と教練時数の増加は、どちらも就学者数を増やす方針と相反するものだった。すなわち、歩兵装備と戦闘法の複雑化に対応しようとすれば、就学状況の不振は不可避だったため、陸軍省は兵役法を改正して特典廃止に着手する際、「青年学校ノ制度モ全国民ノ熱烈ナル御理解ノ下ニ即時義務制ヲ断行セラレ度（23）」と、文部省に対して青年学校の義務化を要望したのである（24）。

第二節 一九三八年兵役法改正案の内容と問題点

1 一九三八年兵役法改正案の内容

陸軍省は、青年学校の就学状況の不振を回避し、かつ一人でも多くの者を就学させる必要があると考えていたが、青年学校義務制だけでこれらの目的を果たそうとしたのではなかった。本節では、上記の目的を果たすに当たり、陸軍省が青年学校義務制の他にどのような方法を用いたのか考察する。

一九三八年兵役法改正案には、特典廃止以外にも改正点があった。一点目は、一年帰休の対象を青年学校修了者に限定したことである。帰休とは、現役に選ばれた者が未入営の状態あるいは、現役兵が在営後、服役期間を短縮されて退営している状態を指す（25）。兵役法第一四条では一年帰休の対象に関して、改正前は「品行方正学術勤務ノ成績優秀ナル者（26）」とされていたが、本改正により、「青年学校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課

程ヲ修メタル者ニシテ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者（27）（傍線引用者）と、青年学校修了者のうち「品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者」が一年帰休の対象となった。

二点目は、青年学校修了者に対する教育召集を免除したことである。教育召集とは、徴兵検査に合格した者のうち、在営していない第一補充兵に対して行う訓練のことであり（28）、兵役法第五七条では一二〇日以内の教育召集を行えることとなっていた（29）。ただし、杉山元陸相が「現在第一補充兵ノ教育召集ハ全員ニ付テ行ッテ居ラヌノデアリマス（30）」と言うように、第一補充兵に対する教育召集は、改正前には行われておらず、本改正により実施されることとなった。教育召集を実施することとなったのは、杉山陸相が「斯ルコトニ依ッテ全ク軍事ノ経験ノアリマセヌ者ヲ直チニ戦場ニ送ルコトヲ避クルヤウニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス（31）」と述べるように、日中戦争では未教育補充兵の出征が問題となっていたためである。そして、「青年学校ノ課程ヲ修メザル者ヲ以テ教育召集要員ヲ得ル（32）」と、青年学校修了者以外から教育召集の対象者が選定されることとなった。

以上のように、一九三八年兵役法改正案には、特典廃止の他に、①一年帰休者を青年学校修了者に限定すること、②青年学校修了者の教育召集を免除すること、の二点があった（以下、①を一年帰休規定、②を教育召集規定と表記する）。これらの規定は、どちらも青年学校修了者に対して兵役負担の軽減を認めるものであることから、一九三八年兵役法改正案には、青年学校修了者を優遇する意図があったことが窺える。

陸軍省は「閣議説明資料案」の中で、「青年学校教育ガ義務制ト為リシニ於テハ法第十四条及法第五七条ノ改正規定ハ矛盾スルコトナキヤ」という意見が出ることを想定していた（33）。陸軍省が青年学校義務制を必要としたのは、就学状況の不振を回避し、かつ一人

でも多くの者を青年学校に就学させるためである。そして、一年帰休規定と教育召集規定について、青年学校義務制との関連で言及していることから、二つの規定には青年学校義務制と同様の目的があったことが見て取れる。つまり、一年帰休規定と教育召集規定は、青年学校修了者を優遇することにより、特典廃止の弊害を回避し、かつ就学を促進するために設けられたのである。

しかし、陸軍省も把握しているように、青年学校義務制が実施され、該当者が全て就学するようになれば、一年帰休規定や教育召集規定のような就学を促すための規定は必要ないはずである。陸軍省がこれらの規定を設けたのは、「之ヲ小学校ノ義務制施行ノ当時ヲ考ヘマシテモ青年期ニ在ル者ノ義務制ガ完全ニ行ハレマス迄ニハ相当ノ年月ヲ要シマスカラ矛盾スルコトハナイ(34)」と考えていたからである。尋常小学校の就学が義務付けられたのは、一九〇七年の小学校令中改正においてであり(35)、また、土方苑子氏によれば、卒業まで尋常小学校に就学する児童が九〇%以上となったのは一九二〇年代半ば以降である(36)。ここから、尋常小学校が普及するまでに一〇年以上の長い年月を要したことが分かる。元文部次官で貴族院議員の田所美治も、「満二十迄総テノ国民ガ青年学校ヲ終了スルト云フ陸軍ノ御期待ノヤウニナルニハ、ナカクマダ十年二十年先ノコトダラウト思ヒマス(37)」と述べているように、該当者が全て就学するようになるには年月を要するという陸軍省の見解は妥当なものであった。

このように、陸軍省は、小学校の就学状況を鑑みた上で、青年学校義務制を実施した場合も同様に普及するまでに長い年月を要すると考えた。そして、青年学校への就学を促すためには青年学校修了者を優遇する必要があると考えたため、陸軍省は一年帰休規定と教

育召集規定を設けた。一九三八年兵役法改正案には、特典の代わりが存在したのである。

2 一九三八年兵役法改正案の問題点

一九三八年兵役法改正案中の一年帰休規定と教育召集規定は、青年学校修了者を優遇するものであることから、一見すると就学を促進し得るように思われる。しかし、一九三八年兵役法改正案のうち、一年帰休規定には運用上の問題があった。

一九三八年二月一八日の貴族院委員会において、田所は、「高等小学校ヲ卒業シタ者トカ、中学校ヲ半途デ出テ居ル者モアリマセウシ、或ハ又尋常小学校ヲ卒業シタ者トカ、或ハ又尋常小学ダケデ終ツテ居ル者、又尋常小学校モ終ラヌ者モ今現ニ兵役ニ採ツテオイデニナツテ居ル、サウ云フ者モ品行方正学術勤務ノ成績優秀ト云フ者ガナカクマダアリ得ルト云フコトガ想像出来ル(38)」と、「品行方正学術勤務ノ成績優秀ト云フ者」は必ずしも青年学校修了者だけではないと指摘している。そして田所は、一年帰休の対象を青年学校修了者に限定すれば、「ソコニチョット『ギャップ』ガ出来テ来ルカラ、ソレ等ノ者ニ対シテ少シ苛酷デハナイドラウカト思フ(39)」すなわち、青年学校修了者とそれ以外の者との間に格差が生じ、それ以外の者から不満が出ると懸念していた。そのため、田所は「広ク矢張り現行ノ通りニ為サツテ御置キニナツタラバ其ノ辺ノ運用ガ全キヲ得ルノヂヤナイカ(40)」と、一年帰休の対象を青年学校修了者のみに限定すべきでないと主張している。

このように、一年帰休の対象を青年学校修了者に限定すれば、それ以外の者から不満が出る可能性があるように、一年帰休規定には運用上の問題があった。陸軍省は「閣議説明資料案」の中で、「法第十四条ニ付テハ青年学校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修

メザル者ニテモ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者アリシ場合ハ如何（41）と意見を
出ることを想定していた。ここから、陸軍省は、運用上の問題があることを把握した上で
一年帰休規定を設けたことが読み取れる。一方、教育召集は本改正に伴って実施されるも
のであり、青年学校修了者の兵役負担は兵役法の改正前後で実質的に変化しない。ここか
ら、陸軍省が運用上の問題があることを把握した上で一年帰休規定を設けたのは、教育召
集規定だけでは生徒を惹き付ける上で不十分だと捉えていたためだと推測できる。次に、
陸軍省がどのようにして運用上の問題に対応しようとしたのか検討する。田所の意見に対
して、陸軍省軍務局長の町尻量基は次のように答弁している。

只今ハ御承知ノ如ク日支事変デ帰休ト云フヤウナコトハコ、両三年殆ド行ハレテ居ラ
ヌト云フ実情デアリマス、更ニ見透シマス所、此ノ長期抵抗ニ移リマシタ以後、コ、
来年、再来年、斯ウ云フ兵役制度ニ移リ得ルト云フ見透シガ相当実ハ薄イト考ヘラレ
マス、サウ云フ関係カラ致シマシテ、只今ノ仰セノヤウナ点ハ實際問題ト致シマシテ
ハ起ルコトハ割合ニナイノヂヤナイカ、斯ウ感ゼラレルノデアリマス（42）

一年帰休を適用しなければ、田所が懸念するような運用上の問題が生じることはないとい
うことである。一九三八年八月、陸軍省徴募課は関係各課へ極秘事項として、「兵役法第
十四条ノ規定ニ依ル帰休退営ハ昭和十三年八月ヨリ昭和十四年五月迄ノ間ニハ行ハス（43）
と通知しているように、陸軍省は一年帰休を適用しない方針だった。極秘事項としたのは、
青年学校の就学状況に影響が出ないよう配慮したためだと考えられる。陸軍省は一年帰休
規定に運用上の問題があることを把握した上で、適用しなければ問題が生じることはない
と考えていたのである。そして、陸軍省は、日中戦争の最中であることを理由に、一年帰

休を実施しないことを正当化した。しかし、町尻軍務局長の答弁に対して、田所が「ソナコトドラウト存ジマス（44）」と答えているように、日中戦争の最中に一年帰休が適用される可能性が低いことは、答弁を聞くまでもなく明白だった。

また、町尻軍務局長は先程の答弁に続けて、「此ノ消シマシタ一番初メノ項ヲ残置スルト云フ必要モ實際ハ今迄ノサウ云フヤウナ情勢上カラ必要ナイノヂヤナイカ（45）」と言っている。「此ノ消シマシタ一番初メノ項」とは本改正で廃止された在営期間短縮の特典のことであり、町尻軍務局長は日中戦争の最中であることを、一年帰休を適用しないことだけでなく、特典廃止を正当化するための論理としても用いていた。つまり、日中戦争の最中であることは、単に一年帰休を適用しないことだけでなく、兵役負担の軽減全般を否定するための論理として機能していたのである。

次に、一九三八年兵役法改正案が世間にどのような受け止められたのか検討する。『東京日日新聞』は、「一年帰休制は青年学校修了者で成績極めて抜群、家庭の事情等により適用されるが、これは極めて稀とみて差支なからう（46）」と、一年帰休が適用される可能性は低いと見ていた。また、東京市日本橋区第二青年学校長の田代勝之助は、「都市に於ては、在営期間短縮の特典がなくなった今後に於て、青年の自覚と父兄又は雇傭主の理解とのみで青年学校義務制の実績を挙げることは至難のことでありはしないかと懸念される（47）」と、特典廃止によつて就学状況が不振に陥ることを憂慮していた。田代は一年帰休規定について一切言及していないが、そのことは却つて、一年帰休規定が就学促進の役割を果たせるものではないことを物語っている。

以上のように、陸軍省は青年学校修了者を優遇することで、特典廃止の弊害を回避し、

就学を促すことを意図していたが、日中戦争の最中では一年帰休などのような兵役負担の軽減が行われないことは明白であった。青年学校では従来、兵役負担の軽減が就学を促す役割を果たしていたが、日中戦争の最中にはその役割を果たし得なかったのである。

第三節 青年学校義務制をめぐる文部省の動向

1 兵役法改正との連動

青年学校義務制について、先行研究では戦時動員政策としての面が重視されてきたが、文部省は戦時動員政策との関わりで計画していたのではなかった。本節では、いかなる経緯によって青年学校義務制が兵役法改正と連動したのか見ていく。一九三八年一月三日の衆議院委員会において、文部参与官の池崎忠孝は次のように述べている。

此度青年学校ノ義務教育制ヲ施行スルニ当リマシテモ、是ハ数年来考ヘテ居ツタコトデアリ、且ツ昨年（一九三七年）引用者注^ノ十一月頃カラ特ニ文部省ト致シマシテハ、熱心ニ義務教育制ノ施行ト云フコトニ付テ研究考慮致シテ居ツタノデアリマスガ、偶々陸軍省ニ於キマシテ、兵役法ノ改正ヲオヤリニナルト云フコトニナリマシタモノデアリマスルカラ、在来ノ希望デアリ、且マター一般ノ輿望デアリ、諸々方々沢山ノ請願ナドモ出テ参リマスルノデ、兎ニ角此際此時取敢ヘズ青年教育ヲ義務制トシテ実施スルト云フコトヲ国民一般ニ明示スルト云フコトガ最モ必要ナコトデアルト考ヘマシタ（48）

一九三四年一二月から一九三五年一月にかけて、青年学校制度の成立について文政審議会で審議された際、附帯決議で「義務制ノ実施ヲ期スルコト（49）」と決まったように、文

部省は、青年学校制度の成立したときから義務化を考えていた。また、帝国教育会は一九三五年五月二五日の総会で「青年学校教育を義務制とせられたきこと（50）」と表明しているように、青年学校義務制の実現は、「在来ノ希望デアリ、且マタ一般ノ興望」でもあった。

さらに、一九三七年一月頃から研究を始めたところ、文部省は一九三七年一月一二日に実施された全国私立青年学校振興協議会の中で、青年学校義務制の実現について協議している（51）。杉山元陸相が兵役法改正案を閣議に提出したのは、一九三七年一月一四日である（52）。つまり、文部省は、兵役法改正が提議される前から、青年学校義務制の実現に向けて動いていたということである。米田氏は、文部省は兵役法改正との関連でやむを得ず決定したと見ているが（53）、むしろ文部省にとって、陸軍省からの要望は青年学校義務制を実現させるための好機だったと見るのが妥当であろう。文部省は、日中戦争への対応のために青年学校義務制を計画したのではなく、計画を進めていたところに、陸軍省からの要望が「偶々」あったのである。

2 青年学校義務制の社会的背景

第三章において、青年学校では雇用主の理解を得られなかったため、青年学校義務制が実施されることになったと展望を示した（54）。ここでは第三章の内容を発展させ、なぜ任意就学制では就学状況を改善できなかったのか考察する。

一九三七年七月三日付『教育週報』に「文部省では予てより不振の状態にある都市青年教育の振興に関し対策を考慮しつつある（55）」とあるように、文部省が青年学校義務制を

表4-1 就学該当者数調査(1938年10月、単位:人、男子のみ)

小学校名	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
常盤	75	83	270	302	304	309	326	241	1,910
十思	112	123	441	487	521	574	529	447	3,234
東華	112	121	248	322	320	360	365	293	2,141
有馬	91	86	123	130	132	146	146	122	976
箱崎	77	74	117	140	142	165	159	135	1,009
千代田	117	138	360	396	475	430	414	375	2,705
久松	162	219	598	650	681	698	663	560	4,231
浜町	100	107	153	162	154	166	125	131	1,098
城東	83	88	234	293	251	257	255	245	1,706
阪本	100	129	219	242	227	240	249	224	1,630
計	1,029	1,168	2,763	3,124	3,207	3,345	3,231	2,773	20,640

未就学者数

小学校名	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計	小学校別 未就学率(%)
常盤	33	44	197	195	207	246	263	192	1,377	72.09
十思	38	79	316	334	385	438	411	359	2,360	72.97
東華	32	47	167	189	224	266	291	228	1,444	67.45
有馬	29	42	83	89	93	112	118	101	667	68.34
箱崎	11	19	65	89	92	117	123	118	634	62.83
千代田	49	72	310	307	408	383	393	357	2,279	84.25
久松	56	120	434	476	532	593	575	512	3,298	77.95
浜町	31	41	113	123	110	136	107	113	774	70.49
城東	27	51	183	186	184	222	229	214	1,296	75.97
阪本	34	67	139	136	146	183	209	187	1,101	67.55
計	340	582	2,007	2,124	2,381	2,696	2,719	2,381	15,230	73.79
年齢別 未就学率(%)	33.04	49.83	72.64	67.99	74.24	80.60	84.15	85.86	73.79	—

島崎晴吉『青年学校経営の実際研究』福村書店、1941年、p24。本表は1938年10月の東京市教育局の青年調査にもとづいている。

率九ると学の区三の必
 で歳とが率での八不
 あの、見があ青年振と
 る未本て六る年一がし
 こ就科取割。学○あた
 と学にれか小校月つ背
 が率相るら学のにた景
 窺も当。八校就お。に
 え六すま割別学け表は
 る割るたとに状る4、
 。か一、高見況東|都
 まら四年齢でと示市は青
 た八歳齡別あ、し日、年
 、割らにる未た本一学
 未高一見こ就も橋九校

表4-2 日本橋区第三青年学校の生徒異動状況(1938年度、単位:人)

	入学者数		退学者数	
	入学	転校	退学	転校
4月	573	0	217	14
5月	94	0	33	0
6月	65	0	33	0
7月	26	0	11	0
8月	0	0	0	0
9月	78	0	52	0
10月	40	0	41	0
11月	14	0	42	0
12月	6	0	33	0
1月	7	0	72	0
2月	3	0	34	0
3月	0	0	50	0
計	906	0	618	14

島崎晴吉『青年学校経営の実際研究』福村書店、1941年、p28。

学だけでなく、退学・転校も多かった。表4―2は、日本橋区第三青年学校の入学者数と退学者数を示したものである。一九三八年年度の入学者数は、入学・転校を合わせて九〇六人であるのに対して、退学者は、退学・転校を合わせて六三二人と、入学者に対する退学者の割合が約七割と、非常に高かったことが分かる。

このように、都市青年学校の就学状況は不振であり、文部省は「大体に於て農村地方が七、八割位、都市が三、四割位の見当」と見ているように、都市部の就学率が低く、さらに、「その就学歩合は基本数調査困難のためまだ調査が出来てゐない」と、都市青年学校では就学状況の改善はおろか、就学該当者の把握すらできなかつた（56）。日本橋区第三青年学校長の島崎晴吉は次のように述べている。

言ふまでもなく、都市青年学校に就学する生徒の殆んど大部分は地方出身の青年である。彼等は地方の小学校を卒業するや、種々の型式によつて雇傭契約を結び、やがて毎年四月中旬頃出京するのである。出京後、雇傭者によつては、直ちに寄留届を提出するものもあるが、それは九牛の一尾に過ぎない。大分はそのまゝであるやうである。従つて、某の雇傭主は、某の人を雇用してゐるといふことは、警察の戸口調査か、町会の手を経て知るより外に方法はないのである。（57）

都市で職業に従事する者の多くは地方出身者であり、雇傭主は彼等の寄留届を出す必要があつたが、雇傭主のうち、寄留届を出す者は僅かだったため、都市青年学校では就学該当者の把握に苦慮していた。そして、就学該当者を把握するために、警察によつて戸口調査が行われたり、町会が利用されたりしたが、それでも「遺憾ながら一人も漏れなく就学せしむることの出来（58）」ない状況であつた。そして、就学該当者が把握できないことに

より、次のような問題が生じていた。島崎は次のように述べている。

現在の都市青年学校経営上における第一の悩みは、生徒の実数を知悉することの極めて困難なことである。従って、私達は此の実数を知るために、あらゆる方法を講じて、一日も早く明年度の計画を樹てようとしても、確たる計画を樹立することが出来ない現状である。学級編制は勿論のこと、職員組織さへ樹て兼ねる有様である。(59)

一学年あたりの学級数や一学級あたりの生徒数のような学級編成に関する事項や、教員の配置のような職員組織に関する事項に関して、次年度の計画を立てるためには就学該当者を把握しなければならぬが、都市青年学校では把握できなかったため、学級編成や職員組織に関する事項に関して、次年度の計画を立てられなかった。このように、就学該当者を把握できないことで、学校運営に支障が出ていたため、都市青年学校では就学該当者の把握に迫られていた。

都市青年学校の就学状況が振るわなかったのは、日本橋区第二青年学校長の田代勝之助が「入所入学率の不良は雇傭者の無理解によるか店務多忙にして出席の余暇に乏しい為である(60)」と述べるように、雇用主が青年学校に対して理解を示さなためであった。また、「店務多忙にして出席の余暇に乏しい」とあるように、雇用主が理解を示さなかったのは、青年学校に就学させれば、雇用先の業務に支障が出るためであった。そして、都市青年学校では雇用主の理解を得るために次のような対策が講じられた。

一点目は、就学期間を短くすることである。青年学校の男子本科の就学期間は、原則五年だったが、地域の実情によって一年間の短縮が可能だった。そして、東京市では、男子本科を設置している青年学校全一一六校の就学期間が四年となっていた(61)。田代が「本

科の修業年限を更に延長して五年とするときは不得已事情に (ママ) 半途退学者続出」と述べるように、就学期間を長くすれば出席が困難になり、中途退学者が続出したため、「大都市に於ける本科の修業年限は四年を以て妥当と考へ」られた (62)。

また、就学期間の短縮には、雇用先の業務に柔軟に対応することも含意されていた。田代は、「四年制を執ること、せば入学後中途で一年間欠業することがあり、又都合により十五歳になって一年級に入学しても全課程の卒業に支障な (63)」いと言うように、本来、四年で修得すべき課程を一四歳から一九歳までの五年間を通して修得できるようにすること、雇用先の業務に柔軟に対応することを意図していた。さらに田代は、「尚研究科を利用すること、せば更に一年間の余裕を増して一般青年に修業の利便を与へ、卒業率の向上を図ることを得る (64)」とも述べている。研究科は本科修了後の課程であり、田代は本科だけでなく、研究科の期間も利用すれば、より柔軟に雇用先の業務に対応できると考えた。このように、四年で修得すべき課程を五年以上の期間を費やして修得できるようにすることで、雇用先の業務に柔軟に対応することもまた、就学期間が四年とされた理由だった。二点目は、毎週の授業日数を少なくしたことである。田代は、「毎週の出席日数を増し、四年間以上を継続することは極めて至難事」のため、「生徒の大部分は不本意ながら途中で廃学の已むなきに至る」と指摘した上で、「毎週の教授を二日（二晩）とするを妥当」と考えた (65)。これもまた、一点目と同様、中途退学を阻止するためであった。以上のように、都市青年学校では、雇用先の業務に柔軟に対応できるような配慮すること、雇用主の理解を得ることに努めたが、これらの対策は功を奏しなかった。そのことは、未就学率が依然として高かったことから窺える（表4—1参照）。

次に、都市青年学校が雇用主の理解を得ることに努めたにも拘らず、なぜ就学状況が改善されなかったのか考察する。都市青年学校では、雇用先の業務に柔軟に対応できるような対策を講じたが、雇用主は他にも憂慮していることがあった。福井県福井市立宝永青年学校には、雇用主から次のような意見が寄せられた。

同業の朋輩が多数集合するのであるから、彼等の当面の問題たる労働条件等が時折の話題に上ることは、極めて自然なことではあるが、偶々そこに利己的な根情から、給料・手当・勤労時間・食事・主人の態度等についての比較がもととなり、群衆意識も手伝ひ、誤解や憶測も加はつて、不平不足不満の種となつて、雇傭主と徒弟との間の感情が冷淡となるやうなことがある(66)

雇用主は、賃金などの労働条件について生徒同士が話すことで、雇用先への不満が高まることを懸念していた。島根県那賀郡浜田町立青年学校でも同様に、「生徒互に雇傭条件を語り合ひ、其の結果之を他に吹聴し若くは不平不満を抱くに到る(67)」ため、雇用主が青年を就学させることをためらうと指摘されていた。ここから、労働条件について生徒同士が話すことは、地域を問わず問題になつていたと言える。宝永青年学校では、雇用主が「労働条件改善の問題の如きは、極めてデリケートな重大問題であつて(中略)これ等の問題については成るだけ触れしめない(68)」よう要望を出していたが、そもそも生徒同士の会話を禁止することはできないため、労働条件などについて会話をしないようにすることもまた不可能なことであつた。つまり、雇用主の理解を得ることだけでは限界があり、都市青年学校の就学状況を改善するためには義務化が不可欠だったのである。そして、文部省は、一九三九年四月に青年学校令を改正し、「義務就学者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ

義務就学者ノ義務課程ノ履修ヲ妨ゲルコトヲ得ズ（69）」と、雇用主に対して就学義務を課す規定を設けた。島崎が「雇傭主に対する強制方法をとくと考慮すべきかと思ふ（70）」と述べるように、学校関係者もまた雇用主に対して就学義務を課す必要があることを実感していた。

しかし、雇用主に対する義務が機能するためには、就学該当者を把握する必要があった。都市青年学校では就学該当者の把握が困難だったことはすでに見た通りだが、一九四三年時点で、四谷青年学校長の牛山栄治が「保護者雇傭主等の青年学校就学に対する認識が不足で（中略）当然なすべき届出や認可を得る手続等を全く怠つてゐる者が大部分」であるため、「義務就学者名簿が規定通り役所に常に整理されてゐれば青年学校の就学率の向上はどれほど飛躍するかわからぬ」と述べるように、青年学校義務制の実施後もそれは変わらなかった（71）。雇用主の理解を得ることが困難だったため、雇用主に対する義務が必要とされたのだが、就学該当者の把握という根幹の問題が解決されなかったため、就学状況を改善するための有効な手段とはなり得なかったのである。

3 青年学校義務制の閣議決定

本節では、青年学校義務制に対する文部省の方針について考察する。考察に入る前に、青年学校義務制の実施前後の生徒数・学校数・予算について確認する。表4-3は青年学校の生徒数の変遷を示したものである。全国について見ると、一九三八年度から一九四〇年度にかけて、公立の生徒数が約二一三万人から約二四〇万人と一・一倍であるのに対し、私立の生徒数は約二六万人から約五五万人と二倍以上に増加している。一方、東京府につ

表4-3 青年学校生徒数の変遷(単位:人)

東京府	公立			私立			総計
	男子	女子	計	男子	女子	計	
1935年度	43,469	11,083	54,552	3,270	621	3,891	58,443
1936年度	43,469	11,730	55,199	4,249	1,553	5,802	61,001
1937年度	43,245	14,004	57,249	7,595	4,465	12,060	69,309
1938年度	41,349	15,405	56,754	19,446	3,688	23,134	79,888
1939年度	68,220	15,561	83,781	24,234	7,160	31,394	115,175
1940年度	90,372	15,628	106,000	53,912	14,456	68,368	174,368
1941年度	126,785	18,811	145,596	75,350	15,911	91,261	236,857
1942年度	134,137	29,215	163,352	105,852	16,571	122,423	285,775

全国	公立			私立			総計
	男子	女子	計	男子	女子	計	
1935年度	1,406,618	563,007	1,969,625	38,182	34,270	72,452	2,042,077
1936年度	1,444,187	586,007	2,030,194	44,179	60,833	105,012	2,135,206
1937年度	1,480,389	598,155	2,078,544	72,556	117,218	189,774	2,268,318
1938年度	1,507,469	629,489	2,136,958	117,807	144,386	262,193	2,399,151
1939年度	1,755,692	651,079	2,406,771	213,920	164,441	378,361	2,785,132
1940年度	1,741,510	660,102	2,401,612	346,072	213,069	559,141	2,960,753
1941年度	1,808,000	705,424	2,513,424	434,849	215,923	650,772	3,164,196
1942年度	1,662,610	748,741	2,411,351	580,043	217,429	797,472	3,208,823

文部省社会教育局『青年学校・青年学校教員養成所ニ関スル調査』1935-1942年をもとに作成

に年ここ約にか度い
つ学次とか六対らにて
い校にがら万し約か見
て数、分、八、一ける
、の学か私千私〇てと
一変校る。のとの人公一
九遷数を生徒三倍徒の三
三を示見て数のくが九徒年
度たいたの増増約倍数度
かもく。増加がし万増約か
らので表が頭著で。かる〇
一九あ4頭著で。から
四る|で。か
〇。4はあ。か
年全はあ。か
度国青るこらの人

表4-4 青年学校数の変遷

東京府	公立	私立	合計
1935年度	303	29	332
1936年度	298	35	333
1937年度	299	72	371
1938年度	312	117	429
1939年度	327	160	487
1940年度	350	358	708
1941年度	368	456	824

全国	公立	私立	合計
1935年度	16,328	351	16,679
1936年度	16,360	450	16,810
1937年度	16,405	821	17,226
1938年度	16,489	1,089	17,578
1939年度	16,407	1,627	18,034
1940年度	16,633	2,275	18,908
1941年度	16,451	2,699	19,150

文部省社会教育局『青年学校・青年学校教員養成所ニ関スル調査』1935-1941年より作成

二七日、翌年の一月五日にも賀屋蔵相と協議を行つてゐる（73）。そして、五日の協議で賀屋蔵相より「大体に於て同意を得（74）」ることができた。一九三八年一月七日付『東京朝日新聞』に「大蔵省当局もその趣旨については既に承認し金額の点だけが残つてゐるに過ぎない（75）」とあるように、五日の協議で木戸文相は、青年学校義務制の実施に関しては賀屋蔵相より承認を得ることができたが、経費に関しては承認を得られなかった。木戸文相が「大蔵省ニ於キマシテモ此ノ戦時中ノ経費ニ付テハ極力節減ヲ希望シテ居リマス（76）」と述べているように、大蔵省は日中戦争の最中であることを根拠に、経費節減の方針を採つていた。

表4―6は文部省の作成した青年学校義務制案要綱である。「私立青年学校を認むること」が一月一日案には記されているが、一月五日案にはないことが見て取れる。私立青年学校が増えれば、教員の増加や校舎増設に要する経費を抑えられるため、国庫負担と地方費負担を節減する方針で青年学校義務制を運用するためには、私立青年学校の存在が不可欠である。そして、一月五日の協議において、賀屋蔵相が経費に関して承認しなかったのは、一月五日案では経費節減の方針が示されていないと判断したためだと考えられる。また、賀屋蔵相が一月五日案に納得しなかったことは、翌日に木戸文相が伊東延吉文部次官、田中重之社会教育局長、橋本政実会計課長と大蔵省の意見に対する方策について協議していることから窺える（77）。そして、七日に木戸文相は伊東文部次官、田中社会教育局長とともに賀屋蔵相を訪問し、青年学校義務制の実施について諒解を求めている（78）。①五日の協議で賀屋蔵相より経費に関して承認を得られなかったこと、②五日の協議の翌日に木戸文相が大蔵省からの承認を得るための方策について文部官僚と協議していること、③「私

立青年学校を認むること」は一月一日案にしか記載されていないこと、から分かるように、「私立青年学校を認むること」は、経費に関して大蔵省の承認を得るために組み込まれたものだった。ただし、このことは、文部省が当初、私立青年学校を義務化の対象から除外していたことを意味しない。先述のように、文部省は一九三七年一月に行われた全国私立青年学校振興協議会において、青年学校義務制の実施に関して協議していた。協議会の名称が「全国私立青年学校振興協議会」であることから、文部省は私立青年学校も義務化の対象とするつもりだったことが窺える（79）。そして、文部省が青年学校義務制案要綱に「私立青年学校を認むること」を組み込んだのは、経費節減の趣旨を大蔵省に対してアピールするためだったと考えられる。

以上の経緯を経て、一九三八年一月一日の閣議で、青年学校義務制の実施が決定された。木戸文相が賀屋蔵相と数次に亘って協議していることから分かるように、閣議決定されるためには、大蔵省からの承認が必要だった。そして、大蔵省が経費節減の方針を採っていたため、文部省はそれにもとづいて青年学校義務制を運用することとなった。

そして、文部省が経費節減の方針を採ったことは、公立青年学校の就学状況の改善を困難たらしめた。日本橋区第三青年学校長の島崎晴吉が「就学率と出席率との問題が、義務制でう旗幟のもとに、自然解消せらるゝかの感があるが（中略）現状の如き極めて不完全なる設備の青年学校に於ては（中略）到底よく其の目的を達することは出来ない（80）」と、不十分な設備では就学状況を改善できないと言うように、設備の改善もまた就学状況の改善と密接に関わることだった。青年学校は小学校の校舎を使用している関係上、「机の下に脚さへ満足に置けぬやうな子供の机（81）」を使用していた。東京農業教育専門学校長の佐

藤寛次は、学務委員としての経験にもとづき、「尋常一年生ノ腰掛ノ所ニ持ッテ来テ相当年齢ノ者ガ其処へ掛ケテ居」と、青年学校の生徒が小学生用の机・椅子を使用していることを指摘した上で、「非常ニ苦痛デアリマシテ、（中略）或ハ健康上カラモドウカト思ハレル点ガアリマス」と言っている（82）。このように、小学生用の机・椅子を使用すれば、身体に悪影響が出るため、専用教室あるいは専用校舎の設置は喫緊の課題であった。しかし、一九四一年において、島崎が、「独立校舎建設の困難（83）」さらに「独立校舎の建設を見ることが出来ぬ場合には、専用教室は如何なる理由があらうとも設置しなければならぬ」と主張しているように、青年学校義務制の実施後も専用教室の設置すらままならなかった（84）。島崎が「実務勤労青年の念願をよく満すことは、到底出来得ないと思ふ（85）」と言うように、設備改善は生徒を惹き付けるために必要なことであつたが、十分に行えなかつたことにより、都市の公立青年学校では雇用主だけでなく、生徒すら惹き付けることができなかつた。就学者数の増加という課題は私立青年学校に委ねられたのである。

おわりに

青年学校義務制は一九三九年度より実施されることとなり（表6参照）、普通科男子第一学年から年を追って一学年ずつ実施されることとなつた（86）。青年学校義務制の実施に当たり、本所区第二青年学校では、「義務にかゝつて居る者の入学は案外に少い。昨年（一九三八年―引用者注）十月の市の調査では二百名位の予定であつたのが今度入つたのは三十名足らずである（87）」と、義務制の対象である普通科第一年すら就学状況が振るわなかつた。そして、一九四〇年一月一三日付『教育週報』には「青年学校については当局（文部

省（引用者注）の最も苦心して居る所は就学率の向上（88）とあるように、文部省は青年学校義務制の実施後も就学状況を問題視していた。青年学校義務制の実施後も就学状況が振るわなかった理由は、以下の三点である。

一点目は、兵役法改正である。一九三八年兵役法改正案には、特典廃止の他に、①一年帰休の対象を青年学校修了者に限定すること（一年帰休規定）、②青年学校修了者に対する教育召集を免除すること（教育召集規定）、が規定されていた。陸軍省はこれらの規定によって青年学校修了者を優遇することで、特典廃止の弊害を回避し、就学の促進を意図したが、日中戦争の最中であつたことから、一年帰休が適用されないことは明白であつた。さらに、陸軍省は日中戦争の最中であることを理由に、一年帰休を適用しないことだけだけでなく、特典廃止も正当化していた。そのため、陸軍省が青年学校修了者を優遇する規定を設けても、生徒を惹き付けることはできなかった。青年学校では従来、兵役負担の軽減が就学の促進に寄与していたが、日中戦争期という状況ゆえに兵役負担の軽減は生徒を惹き付けるものとはなり得なかつた。

二点目は、雇用主の理解を得られなかつたことである。都市青年学校では、生徒が雇用先の業務に柔軟に対応できるよう配慮すること、雇用主の理解を得ることに努めたが、それでも理解を得られなかつた。なぜなら、雇用主は、生徒同士が雇用先の労働条件等について会話することで、雇用先に対する不満が高まることを懸念していたためである。そもそも生徒同士の会話を阻止することは不可能であるため、雇用主の懸念を払拭することはできなかつた。このように、就学状況を改善する上で、雇用主の理解を得る方法では限界があり、改善するためには義務化が不可欠だつた。そして、青年学校義務制では、雇用

主に對して義務が課されたが、義務制の実施後も就学該当者を把握できない状況は変わらなかつたため、これもまた就学状況を改善するための有効な手立てたり得なかつた。

三点目は、経費節減の方針にもとづいて運用されたため、公立青年学校の設備改善がなされなかつたことである。青年学校では小学生用の机・椅子が使用されていたため、専用校舎や専用教室の設置が急務だつた。しかし、義務制の実施後も設備改善が不十分だつたため、雇用主だけでなく、生徒から見ても青年学校は魅力的ではなかつた。

兵役負担の軽減と設備の改善は、生徒を惹き付けるために必要なものであり、就学該当者を把握することは、雇用主の理解と関わる問題であり、どちらも就学者数増加の根幹に関わる問題である。しかし、これらの問題が解決されなかつたため、青年学校義務制を実施したにも拘らず、就学状況の改善は課題として残されることとなつたのである。義務制実施後の青年学校に関しては、就学状況の不振だけでなく、厚生省所管の工場事業場技能者養成所との併存によつて生じた二重通学も問題となつていたが、この点に関しては今後の課題とする（89）。

最後に、一九三八年兵役法改正以降の兵力動員政策について展望を述べておく。日中戦争開始以降、在学者に対する免役条項や徴集延期措置が撤廃されていったことが加藤陽子氏によつて明らかにされている（90）。師範学校卒業生は、在営期間が五ヶ月（短期現役兵制）だつたが、一九三九年の兵役法改正により短期現役兵制が廃止された。『大阪毎日新聞』が「青年学校出身の壮丁が、徴兵適齢期に兵役義務に服するのに、少数の学校青年のみが、猶予の特典をもつということが不合理である（91）」と指摘するように、青年学校修了者のみ特典を廃止することは、中等以上の教育を受ける少数者のみ兵役上の特典が認められる

ことを意味し、兵役負担上の格差を生むものであった。短期現役兵制の廃止に関して、板垣征四郎陸相が「本制度（短期現役兵制―引用者注）ノ廃止ニ依リマシテ一層国民皆兵ノ実ヲ挙げ得マス（92）」と、兵役負担の格差を是正する意図があることを述べている。そして、重要なことは、「閣議説明資料案」に「現行短期現役制度ニハ種々不合理ノ点ヲ認メテ居リマスガ未ダ法律改正ノ程度迄研究ガ進ンデ居リマセヌ（93）」とあるように、一九三八年兵役法改正の際に短期現役兵制の廃止が検討されていたことである。つまり、兵役負担の均等という観念が短期現役兵制の廃止に影響したのである。

注

- (1) 第三章七六頁。
- (2) 久保義三『日本ファシズム教育政策史』（明治図書、一九六九年）三五七頁。鷹野良宏『青年学校史』（三一書房、一九九二年）一六二頁。
- (3) 鷹野前掲書一六二頁。
- (4) 米田俊彦『教育審議会の研究 青年学校改革』（野間教育研究所、一九九五年）一〇九頁。
- (5) 久保前掲書三五八頁。
- (6) 第三章一〇六頁。
- (7) 第三章七九頁。
- (8) 先行研究では、陸軍省は青年学校の就学状況の不振を防ぐために、青年学校義務制を必要としたと捉えられている（久保前掲書三五七頁、鷹野前掲書一六二頁）。この

ように、一九三八年兵役法改正について、先行研究では、在営期間短縮の特典廃止には注目されているが、その他の改正点については一切検討されていない。

(9) 『第七十三回帝国議会衆議院議事速記録 兵役法中改正法律案委員会議録(速記)第四回』(一九三八年二月二日)一三頁。

(10) 「兵役法中ヲ改正ス」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第六二編第七一卷、一九三八年、請求番号 Ref. A02030074800)。

(11) 同右。

(12) 同右。

(13) 陸軍省徴募課「全歩兵の二年在営制に就て」一九三八年二月(文部省社会教育局編『青年学校教育義務制に関する論説』一九三九年)。本史料は、一九三八年一月から一九三九年一月までの期間に発表された青年学校義務制に関する論説を収録したものである。

(14) 『第七十三回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員會議事速記録第一号』(一九三八年二月一五日)三一―四頁。

(15) 「兵役法中ヲ改正ス」。

(16) 土井光武「時局と青年教育」(『教育週報』一九三八年三月五日付)。

(17) 『第七十三回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員會議事速記録第一号』(一九三八年二月一五日)四頁。

(18) 同右。

(19) 「兵役法中ヲ改正ス」。

(20) 吉田裕『日本軍兵士』(中公新書、二〇一七年)八三―八四頁。日中戦争開始までは、甲種合格者が現役兵として入営し、第一乙種が第一補充兵役、第二乙種が第二補充兵役とされた(同前)。

(21) 加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』(岩波新書、二〇〇七年)二二九頁。

(22) 『第七十三回帝国議会衆議院議事速記録 兵役法中改正法律案委員会議録(速記)第三回』(一九三八年二月一日)一頁。

(23) 「兵役法中ヲ改正ス」。

(24) 陸軍省が青年学校修了者を評価したのは、徴兵検査での甲種合格者数が多かったからである。一九三六年度の陸軍省調査によれば、甲種合格者数は、中等学校卒業生二九名、青年学校本科卒業生四二七名、高等小学校卒業生三〇七名、尋常小学校卒業生二九八名、尋常小学校中退者二四三名と、青年学校本科卒業生が最も多かつた(山口啓市「青年学校教育の義務制」『青年学校教育義務制に関する論説』六〇―六一頁)。陸軍少佐の土井光武もまた「昭和十一年度の壮丁検査の結果を見ると、甲種合格者の数は青年学校修了者が最多で千人中四百二十七人を占めて居ることから、「青年学校修了者は質に於ては優れて居る」と評価している(土井「時局と青年教育」)。このように、陸軍省は青年学校修了者の資質を評価していたため、日中戦争への対応に際して青年学校が注目された。

(25) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』(吉川弘文館、一九九六年)一三頁。

(26) 中井良太郎『通俗逐条講話兵役法詳解』(織田書店、一九二八年)一三〇頁。

(27) 法学協会『第七十三回帝国議会 新法律の解説』(有斐閣、一九三八年)二二八頁。

- (28) 日中戦争開始までは、甲種合格者が現役兵として入営し、第一乙種が第一補充兵役、第二乙種が第二補充兵役とされた（吉田前掲書八三頁）。
- (29) 中井『通俗逐条講話兵役法詳解』二九七頁。
- (30) 『第七十三回帝国議会衆議院議事速記録 兵役法中改正法律案委員会議録（速記）第二回』（一九三八年一月三十一日）一頁。
- (31) 同右。
- (32) 同右。
- (33) 「兵役法中ヲ改正ス」。
- (34) 同右。
- (35) 文部省編『学制百年史』（帝国地方行政学会、一九七二年）三一九頁。
- (36) 土方苑子『近代日本の学校と地域社会』（東京大学出版会、一九九四年）一三〇頁。
- (37) 『第七十三回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員会議事速記録第一号』（一九三八年二月一日）六頁。
- (38) 『第七十三回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員会議事速記録第三号』（一九三八年二月一日）一頁。
- (39) 同右。
- (40) 同右。
- (41) 「兵役法中ヲ改正ス」。
- (42) 『第七十三回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員会議事速記録第三号』（一九三八年二月一日）一頁。

- (43) 「現役兵及第一補充兵の員数並兵役法第一四條の規定に依り在営期間を短縮する者に
関する件」(防衛省防衛研究所所蔵「陸軍省大日記」「密大日記」第二冊、一九三九年、
Ref. C01004577900)。通知されたのは、軍事課・馬政課・衣糧課・航本課・兵務課・
鉄砲課・建築課・整備課・機械課・医事課・防備課・主計課・衛生課。
- (44) 『第七十三回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員会議事速記録第三号』(一
九三八年二月一八日) 一頁。
- (45) 同右。
- (46) 『東京日日新聞』一九三八年一月一三日付
- (47) 田代勝之助「義務制実施上の具体案に就て」(『教育週報』一九三八年三月一九日付)。
- (48) 『第七十三回帝国議会衆議院議事速記録 兵役法中改正法律案委員會議録(速記)第
二回』(一九三八年一月三十一日) 一七頁。
- (49) 『資料文政審議会 参考史料(下)』明星大学出版部、一九八九年、三八四頁。文政
審議会の議論については、第三章で分析している。
- (50) 『帝国教育』(六七五、一九三五年六月一五日) 八九頁。
- (51) 『教育』(岩波書店、六一一、一九三八年一月) 二四七頁。
- (52) 「兵役法中ヲ改正ス」。
- (53) 米田前掲書一〇九頁。
- (54) 拙稿六九頁。
- (55) 『教育週報』一九三七年七月三日付。
- (56) 『教育週報』一九三八年一月一五日付。文部省社会教育局が毎年発行する『青年学校

ニ関スル調査』に就学該当者および就学率が記されるのは、一九四〇年以降であるため、一九三八年時点では就学率を正確には把握できなかったと考えられる。また、文部省社会教育局は、青年訓練所時代には『青年訓練ニ関スル調査』を毎年発行しており、そこには府県別の入所資格者と在所生徒数が記されていた。そして、一九三三年の調査によれば、入所率について東京府は二六％、大阪府は四四・三％（拙稿五九頁）と、都市部で低率であり、本史料の記述とも一致する。以上のことから、文部省の就学率に関する認識は、青年訓練所時代の調査資料にもとづいていると考えられる。

(57) 島崎晴吉『青年学校経営の実際的研究』福村書店、一九四一年、二〇―二一頁。

(58) 島崎『青年学校経営の実際的研究』二〇頁。

(59) 島崎『青年学校経営の実際的研究』二七頁。

(60) 田代勝之助「青年学校今後の諸問題」(『帝国教育』六七三、一九三五年五月一日) 三九頁。

(61) 文部省社会教育局『青年学校名簿』一九三七年、三七三―三八四頁。

(62) 田代「青年学校今後の諸問題」三八頁。

(63) 同右。

(64) 同右。

(65) 同右。

(66) 川端太平『青年学校経営の実際』福井市立宝永青年学校、一九三五年、三四頁。こ

れは福井県の事例だが他の地域でも同様の問題があったと思われるので参照した。

- (67) 浜田町立青年学校『青年学校経営概況』一九三六年、一三二頁。
- (68) 川端『青年学校経営の実際』三四頁。
- (69) 「青年学校令ヲ改正ス」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第六三編第八三卷、一九三九年、Ref. A14100752000)。
- (70) 島崎晴吉「義務制と同時に来るもの」(『教育週報』一九三八年二月五日付)。
- (71) 牛山栄治『青年学校の一年間』(福村書店、一九四三年)七六一七七頁。
- (72) 『東京朝日新聞』一九三八年一月一二日付。
- (73) 木戸幸一著・木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記 上』(東京大学出版会、一九六六年)六〇四―六〇五頁、同『木戸幸一日記 下』(東京大学出版会、一九六六年)六一七頁。
- (74) 『木戸幸一日記 下』六一七頁。
- (75) 『東京朝日新聞』一九三八年一月七日付。
- (76) 国立公文書館所蔵『第二回教育審議会総会議事速記録』(Ref. 05021197600、一九三八年一月一三日)。
- (77) 『木戸幸一日記 下』六一八頁。
- (78) 同右。
- (79) 佐々木尚毅氏によれば、文部省は青年学校制度の成立当初、営利法人が青年学校を設置することを認めておらず、設置するためには教育財団の設置が必要であったため、私立青年学校数は伸び悩んでいた。そして、一九三七年三月、文部省社会教育局は設置手続きを簡易にするために、営利法人による青年学校設置を認めることにした(佐々

木尚毅「戦時統制経済が私立青年学校の運営に与えた影響について」『立教大学教育学科研究年報』三八、一九九四年、八四頁。このように、設置手続きを簡易にしたことから、文部省は私立青年学校を増やす意図があったことが窺える。

(80) 島崎晴吉「都市青年学校の諸問題」(『帝国教育』一九三八年四月号)一五頁。

(81) 同右。

(82) 国立公文書館所蔵『教育審議会第一号特別委員会議事速記録(第十六回)』(一九三八年六月一五日、Ref. A05021202700)。

(83) 島崎『青年学校経営の実際的研究』一三七頁。

(84) 同右。

(85) 島崎「都市青年学校の諸問題」一五頁。

(86) 文部省編『学制百年史』六一三―六一四頁。

(87) 『教育週報』一九三九年五月一三日付。

(88) 『教育週報』一九四〇年一月一三日付。

(89) 青年学校における技能者養成に関する研究としては、坂本学之「戦時下における技能者養成の連繫」(『産業教育学研究』四四―一、二〇―一四年)を挙げることができる。

(90) 加藤『徴兵制と近代日本』。

(91) 社説「兵役法改正と学校教育」(『大阪毎日新聞』一九三九年一月二〇日付)。

(92) 『第七十四回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員会議事速記録第一号』(一九三九年一月二八日)。

(93) 「兵役法中ヲ改正ス」。

本書では、①陸軍現役将校学校配属令（以下、配属令と表記する）および青年訓練所に
なぜ在営期間短縮の特典が付随したのか、②青年学校の就学状況の不振に関する分析、の
二点の課題について論じてきた。以下、本書の内容をまとめた上で、上記の課題について
筆者の見解を示したいと思う。

第一節 陸軍現役将校学校配属令・青年訓練所に対する評価

従来の研究では配属令および青年訓練所制度が実施されるに当たり、なぜ在営期間短縮
の特典が付与されたのかについて詳細な検討がされてこなかった。第一章では師範学校卒
業生の在営期間が一年現役兵制から在営期間五ヶ月の短期現役兵制へと短縮される過程を
分析した。文部省は在営期間に関して陸軍省に強硬な態度を貫いていた。なぜなら、文部
省は在営期間短縮を配属令成立のための交換条件と捉えていたからである。一方、陸軍省
は軍縮によって生じた失職将校の救済に迫られ、配属令の成立は急務だったため、文部省
の強硬な態度に対して譲歩せざるを得なかった。在営期間短縮は、配属令の成立に不可欠
な役割を果たしたということである。

第二章では青年訓練所の在営期間六ヶ月短縮の特典に着目した。在営期間短縮の要求は
一九一七年の臨時教育会議や一九一八年の徴兵令改正に関する帝国議会の審議で見られた
が、陸軍省はその要求には応じなかった。一九二五年に陸軍現役将校学校配属令の実施に
伴い、中等以上の教育機関にのみ在営期間短縮の特典が与えられたが、これは中等以上の

教育機関に通う者とそうでない者との間で兵役負担の格差の拡大を生じるものであった。そして、陸軍省と文部省は兵役負担の格差を是正する意図より、中等以上の教育機関に通わない者にも在営期間短縮を認める必要があると考えた。一九二五年の陸軍現役将校学校配属令の実施前後において、在営期間短縮をめぐる陸軍省の姿勢は明らかに異なっていた。青年訓練所の創設をめぐって陸軍省と文部省との間で問題になったことは、授業時数などのように配分するかということだった。陸軍省は在営期間短縮によって兵士の質が低下することを懸念していたため、教練時数に関して譲歩しなかった。そして、青年訓練所の授業時数は四年間で八百時間であり、そのうち教練は四〇〇時間と半分を占めることとなった。在営期間短縮が前提となったことにより、青年訓練所は教練に比重を置く教育機関になった。

以上、①在営期間短縮は配属令の成立に不可欠な役割を果たしたこと、②陸軍省と文部省は中等以上の教育を受ける者とそうでない者との兵役負担の格差を是正する観点より、青年訓練所の設立を必要としたこと、③在営期間短縮が前提となったことにより、青年訓練所は教練に比重を置く教育機関になったこと、を明らかにした。従来の研究では在営期間短縮が付随したことが自明視されてきたが、在営期間短縮は大江氏の言う「国家全体を軍事化する制度（一）」の構築に不可欠な役割を果たしていたのである。

第二節 青年学校に対する評価

第三章では、実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校制度が成立する過程を分析した。従来の研究では青年学校の成立過程について、陸軍省の意向が大きく反映された

と評価されているが、文部省の動向が十分に検討されてこなかった点に問題があった。文部省と陸軍省は、青年学校を職業教育主体の教育機関とするか、それとも教練主体の教育機関とするかで意見が分かれていた。その一方で、学校関係者や帝国教育会は青年学校を教練主体の教育機関とすることに反対の意向であり、陸軍省は譲歩する必要があると考えた。青年学校は、従来の研究で言われているような陸軍省の意向が大きく反映された教育機関とは言えず、文部省と陸軍省の交渉は、陸軍省にとって不利な状況の中で行われたものだったのである。

第四章では青年学校義務制が成立する過程をもとに、実施後も就学状況が不振だった理由を考察した。陸軍省は日中戦争が行われている中で、兵営で訓練を受けたことのない未教育補充兵が出征する事態を問題と捉えていた。そして、一人でも多くの者に青年学校で教練を受けさせることにより、軍事に関する知識・技能のない未教育補充兵が出征することを阻止するために、陸軍省は青年学校の義務化を必要とした。しかし、在営期間短縮の特典には生徒の就学を促す役割があり、一九三八年兵役法改正によって特典を廃止すれば、就学者の現象を招く恐れがあった。そのため、陸軍省は一九三八年兵役法改正において、特典廃止の他に、①一年帰休の対象を青年学校修了者に限定すること、②青年学校修了者の教育召集を免除すること、という青年学校修了者を優遇する措置を取ることによって就学者の減少を阻止しようとした。しかし、①については、日中戦争の最中に一年帰休が適用される可能性が皆無であることは明白だったため、就学者の減少を阻止する役割を担い得るものではなかった。また、②について、一九三八年兵役法改正以前において教育召集は行われておらず、改正前後において青年学校修了者の兵役負担は実質的に変化しな

め、これも有効な手立てではなかった。

また、文部省は都市青年学校の就学状況を見た上で、義務化の必要性を認識していた。青年学校に通う者は何等かの職業に従事している関係上、雇用主の同意を得る必要があった。都市青年学校では、雇用先の業務に支障が出ないよう配慮していたが、雇用主は生徒同士が雇用先の労働条件を話題として取り上げることにより、雇用先への不満が高まることを懸念していた。つまり、任意就学制によって就学状況を改善することは不可能であり、改善するためには義務化が不可欠だったのである。そして、青年学校義務制では雇用主に對して就学の義務が課されることになったが、都市青年学校では就学該当者の把握が困難であり、青年学校義務制の実施後も同様であった。雇用主に対する義務が機能するためには、就学該当者の把握が不可欠であるが、それが機能しなかったため、これもまた就学状況を改善するための有効な手立てとはなり得なかったのである。

陸軍省は「国民皆兵」すなわち徴兵されるか否かに関わりなく全ての者が軍事に関する知識・技能を習得すべきだという考えを有しており、文部省は、尋常小学校卒業後、中等教育を受けることのできない者に教育の機会を付与する必要があると考えていた。そして、青年学校義務制について、先行研究では陸軍省と文部省の各々の構想が実現したものとして捉えられてきた。しかし、青年訓練所・青年学校の成立過程では、就学状況の改善については議論がされていなかった（第二章・第三章）。また、任意就学制では就学状況の改善が困難であり、改善するためには義務化が不可欠だったが、これもまた就学状況の改善という課題を果たし得るものではなかった（第四章）。つまり、青年学校義務制は、陸軍省と文部省の構想が実現したものではなく、むしろ両者の構想が実現しなかったからこそ必要

とされた制度だったのである。

第三節 展望と今後の課題

戦後の新制中学校の成立について若干の展望を述べておきたい。赤塚康雄氏は、戦前・戦中において青年学校を中等教育機関へ昇格させる運動があったことを明らかにしており、それを新制中学校成立の素地と評価している(2)。その一方で、赤塚氏は新制中学校では長欠および不就学があったことを指摘しており、「現実には、機会均等を保証することにはならなかった(3)」とも述べている。新制中学校において就学状況が不振だった理由については、経済的要因を挙げるのみである(4)。青年学校に通う者は何等かの職業に従事しているため、就学するためには雇用主の同意を得る必要があった。しかし、雇用主は生徒同士が労働条件について話すことによって、雇用先に対して不満を抱くことを懸念したため、就学させることに消極的であった(第四章)。新制中学校に通う生徒も青年学校と同様、何等かの職業に従事していたため、新制中学校においても同様の事態があったと考えられる。青年学校において就学状況の不振が改善されなかったことが、戦後の新制中学校において就学状況が不振だった背景にあったと言えるだろう。

最後に、今後検討すべき課題について述べる。一点目は、女子教育との関連である。青年学校には女子も就学していたが、その実態については一切検討できなかった。青年学校では教練が行われていた関係上、教練や日中戦争期の戦時動員に着目する限り、男子の教育に注目せざるを得ない。従来陸軍省の総力戦構想に着目する研究を相対化する上で、女子教育を研究することは不可欠である。

二点目は、青少年労働についてである。一九三八年に商店法が制定された。これは、商店の閉店時刻や青少年の労働時間について定めたものであり、青少年の労働時間を過酷な労働から保護するためのものであった。青少年が青年学校へ就学するためには、彼等の労働時間を制限する必要がある。そのため、青年学校の就学状況を検討する上で、青少年の労働時間をいかに制限し、就学可能な環境を整備するかということとは重要な問題である。上記の二点については今後の課題としたい。

注

- (1) 大江志乃夫『徴兵制』（岩波新書、一九八一年）一三九頁。
- (2) 赤塚康雄『新制中学校成立史研究』（明治図書、一九七八年）。
- (3) 赤塚前掲『新制中学校成立史研究』一八二頁。
- (4) 同右。